

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2025年5月2日提出
【計算期間】	第8期(自 2024年2月6日至 2025年2月5日)
【ファンド名】	海外債券セレクション（ラップ向け）
【発行者名】	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 横川 直
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目9番1号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【連絡場所】	東京都港区東新橋一丁目9番1号
【電話番号】	03-4223-3037
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、主として利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざして運用を行います。
信託金の限度額は、5,000億円です。

* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	M M F	インデックス型
		債券		
	海外	不動産投信	M R F	
	内外	その他資産 ()	E T F	特殊型 ()
		資産複合		

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり	日経225	ブル・ベア型
一般	年2回	(日本を除く)				
大型株	年4回	日本	ファンド・オブ・ファンズ	なし	T O P I X	条件付運用型
中小型株	年6回 (隔月)	北米			その他 ()	ロング・ショート型 / 絶対収益追求型
債券	年12回 (毎月)	欧州				
一般	日々	アジア				
公債		オセアニア				
社債		中南米				
その他債券		アフリカ				
クレジット		中近東 (中東)				
属性		エマージング				
()						
不動産投信						
その他資産 (投資信託証券 (債券一般))						
資産複合 ()						

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載していま

す。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	M MF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「M RF及びMMFの運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	M RF（マネー・リザーブ・ファンド）	一般社団法人投資信託協会が定める「M RF及びMMFの運営に関する規則」に規定するM RFをいいます。
	E TF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家（受益者）に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

	社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（B B B格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（B B格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回	信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ペア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指標・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型／絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

海外債券を実質的な主要投資対象とし、主として利子収益の確保および値上がり益の獲得をめざします。

ファンドの特色



投資信託証券への投資を通じて、主として海外債券に実質的な投資を行います。

- 投資対象とする投資信託証券については、定性・定量評価等により適宜見直しを行います。また、各投資信託証券の組入比率は適宜見直しを行います。なお、2025年5月3日現在、投資対象となっている投資信託証券は以下の通りです。

<外国債券インデックスマザーファンド>

日本を除く世界主要国の公社債への投資を行います。

- ・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)と連動する投資成果をめざして運用を行います。
- ・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)をベンチマークとします。
- ・対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し公社債の実質投資比率が100%を超える場合があります。
- ・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)は日本を除く世界主要国の国債(投資適格債)のみを対象としており、したがって日本を除く世界主要国の公社債の中から投資適格債を主要投資対象として運用を行います。

<海外債券マザーファンド>

日本を除く先進諸国の国債を中心とした各種投資適格債券に投資を行います。

- ・原則として投資適格([BBB-]格以上)の日本を除く世界主要国の国債、政府保証債、政府機関債、投資適格事業債、アセットバック証券、永久変動利付債、優先証券、モーゲージ証券、商業用モーゲージ証券といったセクターに分散投資します。
- ・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)をベンチマークとして、アクティブ運用によりベンチマークを上回る投資成果をめざします。
- ・運用の指図に関する権限を、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド(英国)*¹に委託します。

<新興国債券インデックスマザーファンド>

新興国の現地通貨建ての公社債に投資を行います。

- ・JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)に連動する投資成果をめざして運用を行います。
- ・JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)をベンチマークとします。
- ・新興国の現地通貨建て国際機関債、および新興国の現地通貨建て債券の譲落率に償還価額等が連動する債券に投資することができます。
- ・対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し公社債の実質投資比率が100%を超える場合があります。

<グローバル社債ファンド T(適格機関投資家専用)>

グローバル社債マザーファンドへの投資を通じて、世界各国の社債に投資を行います。

- ・ブルームバーグ・グローバル総合社債インデックス(円ベース)をベンチマークとします。
- ・マザーファンドの運用の指図に係る権限を、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク(米国)*¹およびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド(英国)*²に委託します。

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントはモルガン・スタンレーの資産運用部門として世界各団に展開し、様々な運用戦略を世界の投資家に提供しています。
*1 モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インクは、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントの米国拠点です。
*2 モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドは、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメントの欧州拠点です。

- 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。
□ ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成績の目標基準とする指標です。

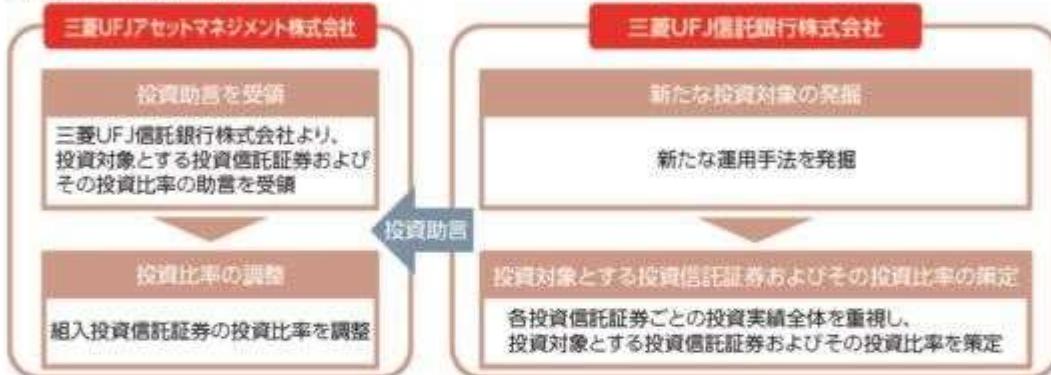
特色2

三菱UFJ信託銀行からの投資助言に基づき運用を行います。

- 投資対象とする投資信託証券およびその投資比率は、三菱UFJ信託銀行の投資助言に基づき決定します。

- 投資対象とする投資信託証券およびその投資比率は、投資環境の変化等に応じて適宜変更します。
■ 投資助言者、投資助言の内容、投資助言の有無等については、変更する場合があります。

<運用プロセスのイメージ>



- 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。
☞ 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。
(https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html)

特色3

原則として、為替ヘッジを行いません。

- 為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けます。

特色4

年1回の決算時(2月5日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。

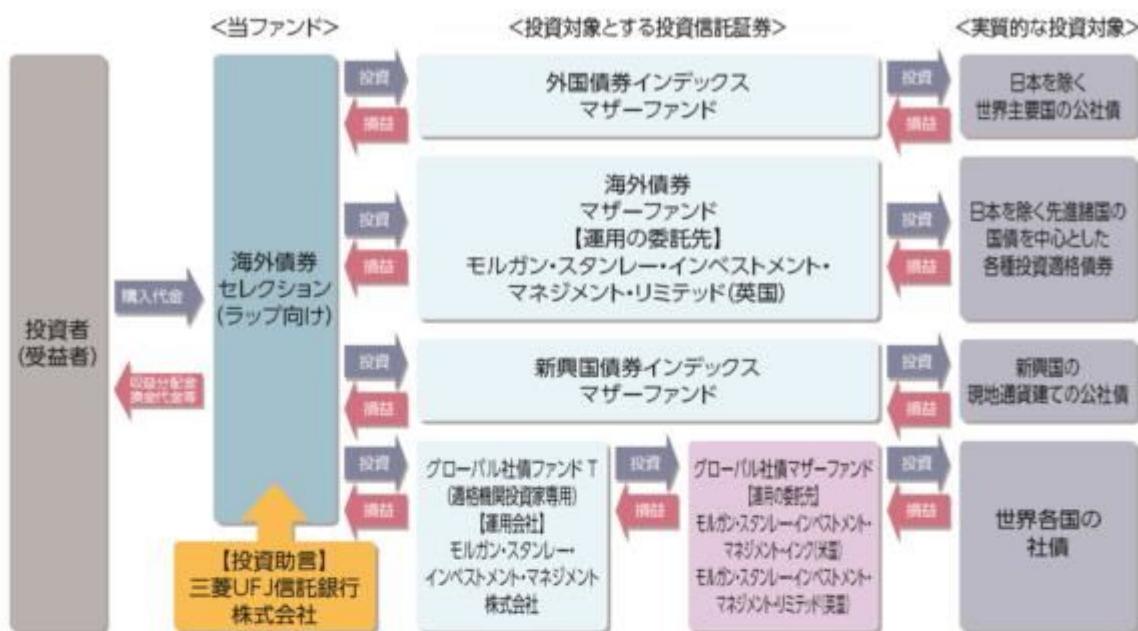
- 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

■ファンドの仕組み

ファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。



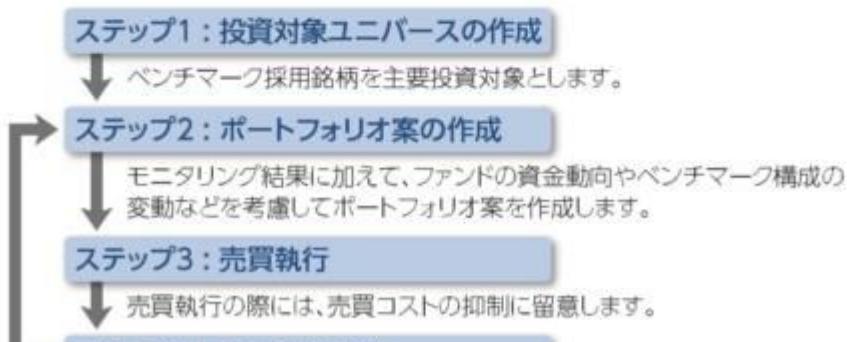
- ! 投資対象とする投資信託証券およびその投資比率は、三菱UFJ信託銀行の投資助言に基づき決定します。
- ! 上記の投資対象とする投資信託証券(および投資対象とする投資信託証券が投資するマザーファンドを含む)は、2025年5月3日現在のものであり、今後変更される場合があります。

■主な投資制限

株式	株式への直接投資は行いません。
投資信託証券	投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への投資割合に制限を設けません。

■各投資信託証券の運用プロセス

<外国債券インデックスマザーファンド／新興国債券インデックスマザーファンド>



- ! 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

<海外債券マザーファンド>

① トップダウンの価値評価

経済成長率、インフレ率等のマクロ経済状況、政治動向等も勘案した投資ユニバースのトップダウンの評価を行います。

② 定量的および定性的分析

マクロ戦略やセクター配分戦略構築のために徹底したファンダメンタルズ分析に加えて、定量ツールも活用します。

③ クレジット分析およびバリュエーション分析

ボトムアップの観点から、個別企業の競争優位性や財務状況等の分析を通じ、ビジネスリスク・財務リスク・経営陣等の評価を行います。また、投資候補の銘柄に関して個別に評価を実施し、マーケットにおける各々の銘柄の適正価格を導き出し、割安な状態かもしくは割高な状態かを判断します。

④ リスクマネジメント

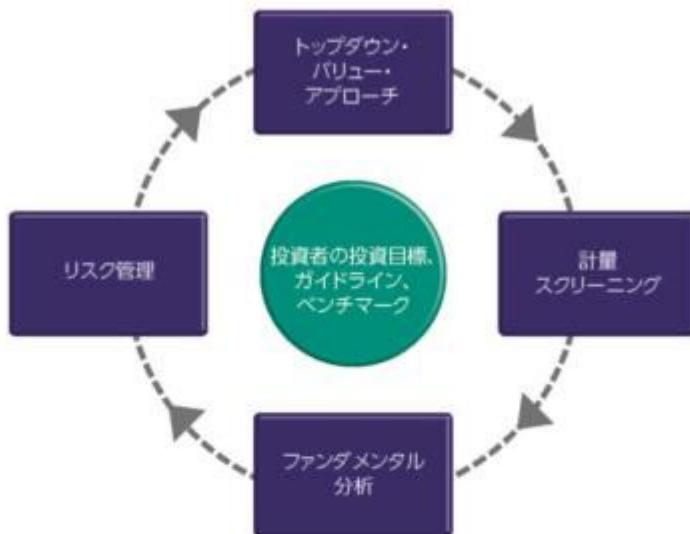
ポートフォリオの分散や流動性のある資産に投資することを通して、ポートフォリオが晒されるリスクの低減を目指します。



■ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

<グローバル社債ファンドT(適格機関投資家専用)>

- ポートフォリオ構築プロセスのあらゆる局面において、当運用戦略の投資哲学であるバリュー・アプローチとリサーチ手法を採用します。
- 構築プロセスでは、計量モデルによるスクリーニングと、ファンダメンタルズ分析の双方を活用します。
- ポートフォリオ構築プロセスにおいて、リスク管理は非常に重要な過程となっています。



! 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

**指数について**

・FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)は、FTSE世界国債インデックス(除く日本)・データに基づき委託会社が計算したものです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

・JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している現地通貨建ての新興国国債のパフォーマンスを表す指数で、指標構成国のウエイトに上限を設けた指数です。JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円換算ベース)とは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表しているJPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(ドルベース)をもとに、委託会社が計算したものです。同指標の情報は信頼性があると信じるに足る情報源から得られたものですが、J.P.モルガンはその完全性または正確性を保証するものではありません。同指標は使用許諾を得て使用しています。J.P.モルガンによる書面による事前の承諾なく同指標を複写、使用、頒布することは禁じられています。Copyright © 2017 J.P. Morgan Chase & Co. 無断複写・転載を禁じます。

・ブルームバーグ・グローバル総合社債インデックスとは、ブルームバーグが算出する世界の投資適格社債の値動きを表す指数です。ブルームバーグは、ブルームバーグ・ファイナンス・エル・ピーおよびその関係会社(以下「ブルームバーグ」と総称します。)のサービスマークです。ブルームバーグの指標はブルームバーグが算出し、配信し、販売するものです。ブルームバーグは、ブルームバーグの指標に関連するいかなるデータまたは情報の適時性、正確性または完全性を保証するものではありません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

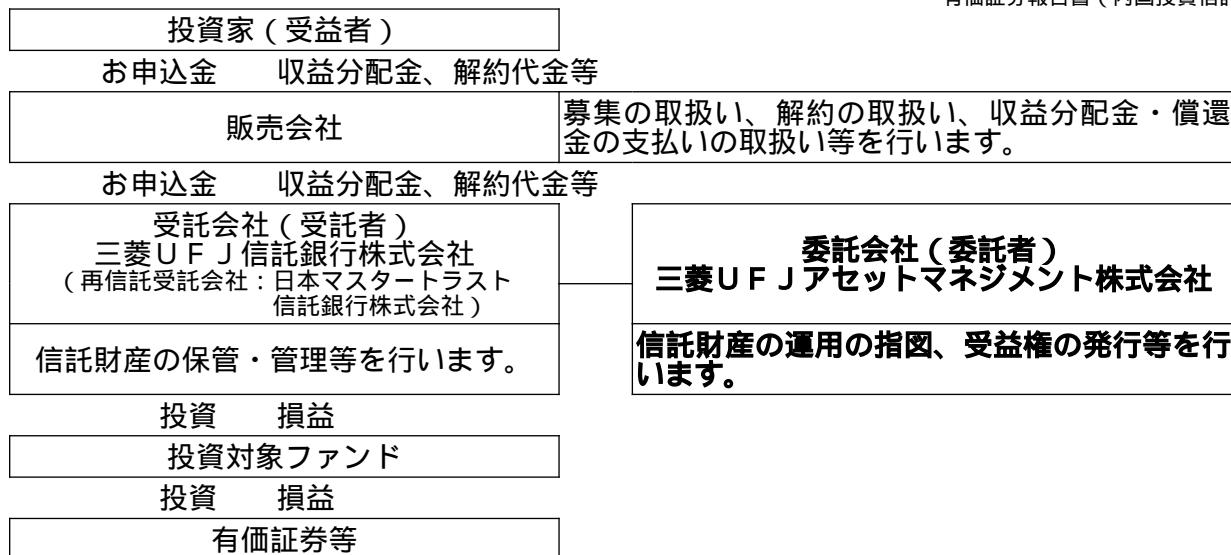
(2)【ファンドの沿革】

2017年3月27日

設定日、信託契約締結、運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割



委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱に関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

委託会社の概況（2025年2月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革

1997年5月	東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月	東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月	三菱投信株式会社とユーワフェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
2015年7月	三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
2023年10月	エム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱UFJ国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱UFJアセットマネジメント株式会社に変更

・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

投資信託証券を主要投資対象とします。

投資信託証券への投資を通じて、主として海外債券に実質的な投資を行います。

三菱UFJ信託銀行株式会社の助言に基づき、投資先ファンドの投資実績全体を重視し、ファン
ドを選定します。

投資対象とする投資信託証券については、定性・定量評価等により適宜見直しを行います。ま
た、各投資信託証券の組入比率は適宜見直しを行います。

投資信託証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

（2）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- イ. 有価証券
- ロ. 約束手形
- ハ. 金銭債権

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

- イ. 為替手形

有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価
証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、別に定める投資信託証券（投資信
託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをい
います。）ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定める
ものをいいます。）をいいます。以下同じ。）のほか、次に掲げるものとします。

- 1. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権
証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- 2. コマーシャル・ペーパー
- 3. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、2.の証券の性質を有するもの
- 4. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託
の受益証券に限ります。）

なお、1.の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資な
らびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に
限り行うことができます。

金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価
証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

- 1. 預金
- 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きま
す。）
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形

その他の投資対象

信託約款に定める次に掲げるもの。

- ・外国為替予約取引

<投資信託証券の概要>

外国債券インデックスマザーファンド	
形態	証券投資信託
投資態度	<ul style="list-style-type: none"> ・主として対象インデックスに採用されている国債に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。 ・投資成果を対象インデックスの動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。 ・公社債の実質投資比率(組入現物公社債の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。)は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。 ・銘柄選択は、運用モデルを活用して行います。 ・組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。なお、対象インデックスとの連動を維持するため、外国為替予約取引を行うことがあります。 ・市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資対象	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)に採用されている国債
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・外貨建資産への投資割合に制限を設けません。 ・有価証券先物取引等を行うことができます。 ・スワップ取引を行うことができます。 ・外国為替予約取引を行うことができます。 ・デリバティブ取引(法人税法第61条の5に定めるものをいいます。)は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ・外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
運用管理費用 (信託報酬)	ありません。
その他の費用・手数料	売買委託手数料、監査費用、資産の保管等に要する費用等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	0.07%
投資運用会社	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
設定日	2001年12月18日
決算日	原則として毎年5月12日
分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。

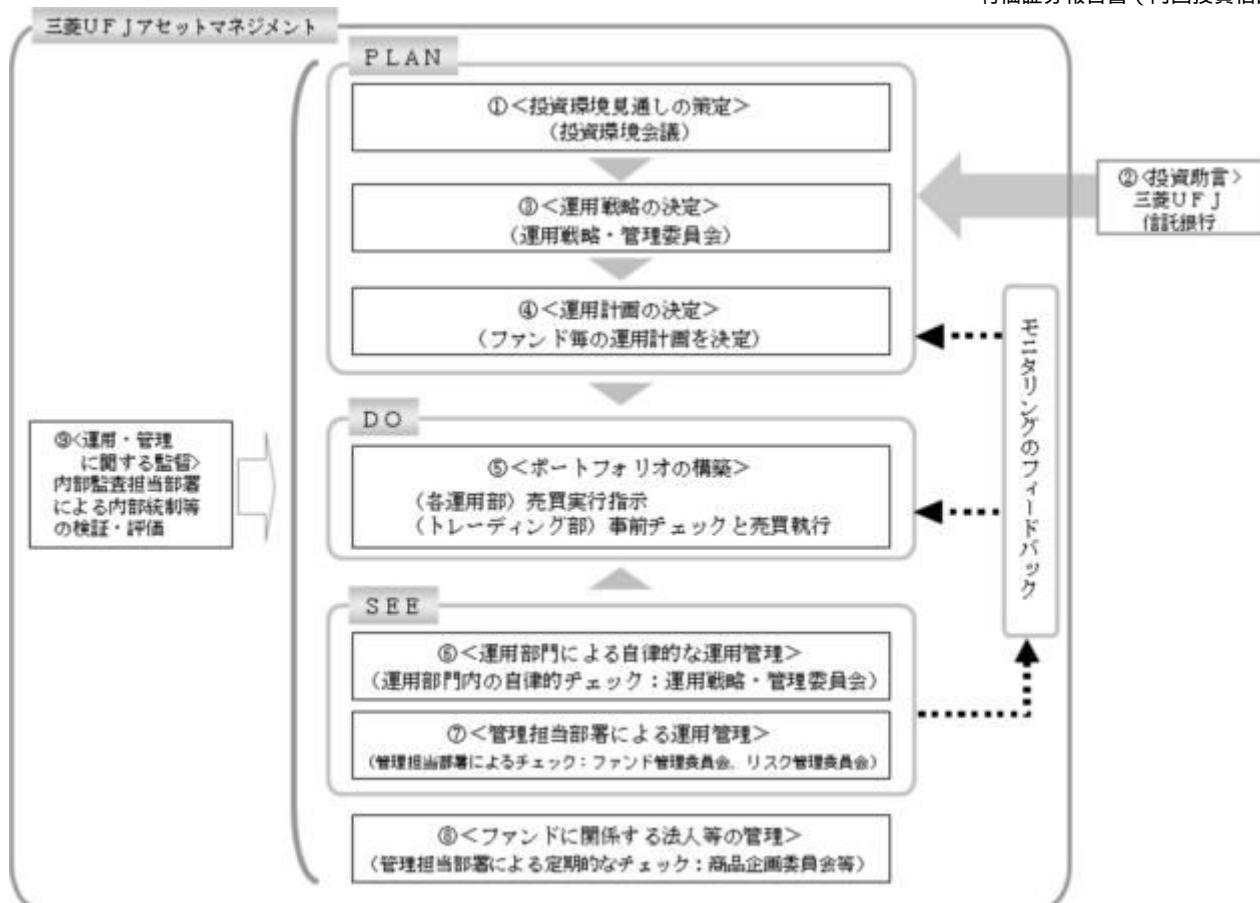
海外債券マザーファンド	
形態	証券投資信託
投資態度	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として投資適格(「BBB-」格以上)の日本を除く世界主要国の国債、政府保証債、政府機関債、投資適格事業債、アセットバック証券、永久変動利付債、優先証券、モーゲージ証券、商業用モーゲージ証券といったセクターに分散投資します。優先証券への投資にあたっては、債券の性格を有する証券のみに投資します。モーゲージ証券への投資にあたっては、IO、POといったリスクの高いレバレッジ型の証券には投資しません。 ・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)をベンチマークとして、アクティブ運用によりベンチマークを上回る投資成果をめざします。 ・金利および為替見通しに基づいて国別投資配分、通貨配分および各国のデュレーションを策定します。投資する債券のセクターは主に米国を中心に各セクターに分散投資します。 ・ファンドのデュレーションはベンチマークのデュレーションの±1.5年以内とし、デュレーションの調整に債券先物取引等を利用することがあります。 ・ファンド全体の組入公社債および債券先物取引等の建玉を合計した実質的な投資比率は、信託財産の純資産総額を超えることがあります。 ・運用指図に関する権限は、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッドに委託します。 ・市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資対象	日本を除く先進諸国の国債を中心とした各種投資適格債券
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・外貨建資産への投資割合に制限を設けません。 ・有価証券先物取引等を行うことができます。 ・スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ・金利先渡取引および為替先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ・外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
運用管理費用 (信託報酬)	ありません。
その他の費用・手数料	売買委託手数料、監査費用、資産の保管等に要する費用等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
投資運用会社	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
設定日	1998年12月2日
決算日	原則として毎年7月22日
分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。

新興国債券インデックスマザーファンド	
形態	証券投資信託
投資態度	<ul style="list-style-type: none"> ・主として対象インデックスに採用されている新興国の現地通貨建ての公社債に投資を行い、信託財産の1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。 ・対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し公社債の投資比率が100%を超える場合があります。 ・組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。なお、対象インデックスとの連動を維持するため、外国為替予約取引を行うことがあります。 ・市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
主な投資対象	新興国の現地通貨建ての公社債
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ・投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ・外貨建資産への投資割合に制限を設けません。 ・有価証券先物取引等を行うことができます。 ・スワップ取引を行うことができます。 ・金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことができます。 ・外国為替予約取引を行うことができます。 ・デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ・外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
運用管理費用 (信託報酬)	ありません。
その他の費用・手数料	売買委託手数料、監査費用、資産の保管等に要する費用等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	0.3%
投資運用会社	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
設定日	2010年6月25日
決算日	原則として毎年1月26日
分配方針	信託財産から生じる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配を行いません。

グローバル社債ファンド T(適格機関投資家専用)	
形態	証券投資信託
投資態度	<ul style="list-style-type: none"> ・グローバル社債マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として世界各国の社債に分散投資を行うことにより、安定した収益の確保および投資信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。 ・当ファンドのベンチマークは、ブルームバーグ・グローバル総合社債インデックス(円ベース)とします。 ・実質外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 ・市況動向、資金動向、投資環境の変化等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
マザーファンドの投資態度	<ul style="list-style-type: none"> ・世界各国の社債を中心に分散投資を行うことにより、安定した収益の確保および投資信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。 ・運用にあたっては、トップダウンによるマクロ分析等に加え、ボトムアップのファンダメンタルズ分析ならびに計量モデルを活用し、リスク管理を重視しつつ魅力的なリスク・リターン特性を有する社債への投資機会を追求します。 ・当ファンドのベンチマークは、ブルームバーグ・グローバル総合社債インデックス(円ベース)とします。 ・外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。 ・運用の指図に係る権限を、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク(米国)およびモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド(英国)に委託します。 ・市況動向、資金動向、投資環境の変化等により、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資対象	グローバル社債マザーファンド受益証券
主な投資制限	<ul style="list-style-type: none"> ・マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。 ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
運用管理費用(信託報酬)	純資産総額の年率0.374%以内(税抜 年率0.34%以内)
その他の費用・手数料	売買委託手数料、監査費用、資産の保管等に要する費用等がかかる場合があります。
購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	<ul style="list-style-type: none"> ・取得申込受付日の翌営業日の基準価額に0.05%を乗じた額 ・解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.05%を乗じた額
投資運用会社	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社
設定日	2017年4月7日
決算日	原則として毎年9月5日
分配方針	収益の分配は行いません。

【 ! 】 今後、上記の記載内容が変更となる場合があります。

(3) 【運用体制】



投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

投資助言

当ファンドは、三菱UFJ信託銀行（「助言元」といいます。）から運用戦略または運用計画の立案に資する投資助言を受けています。

運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、**③**で策定された投資環境見通し、および**②**の投資助言に沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

④で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内の自律的牽制により運用改善を図ります。

管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署（40～60名程度）は、(a)運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、(b)リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、(a)についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、(b)についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上では是正・改善の検討が行われます。

ファンドに関係する法人等の管理

助言元、受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この

結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html

（4）【分配方針】

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費等控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、信託約款に定める運用の基本方針に基づいて運用を行います。

（5）【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

株式

株式への直接投資は行いません。

投資信託証券

投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

信用取引

信用取引の指図は行いません。

外国為替予約取引

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替変動リスクを回避するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

公社債の借入れ

a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

b . a . の指図は、当該借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

c . 信託財産の一部解約等の事由により、b . の借入れに係る公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借り入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

資金の借入れ

a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

b . 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および

償還金の合計額を限度とします。

- c . 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3 【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

(主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

価格変動 リスク

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、ファンドはその影響を受け組入公社債の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

為替変動 リスク

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。

信用リスク

組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

流動性 リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。

カントリー・ リスク

新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるデーターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。

留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる

可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。
- 投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- 収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

（2）投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守のための管理態勢の状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

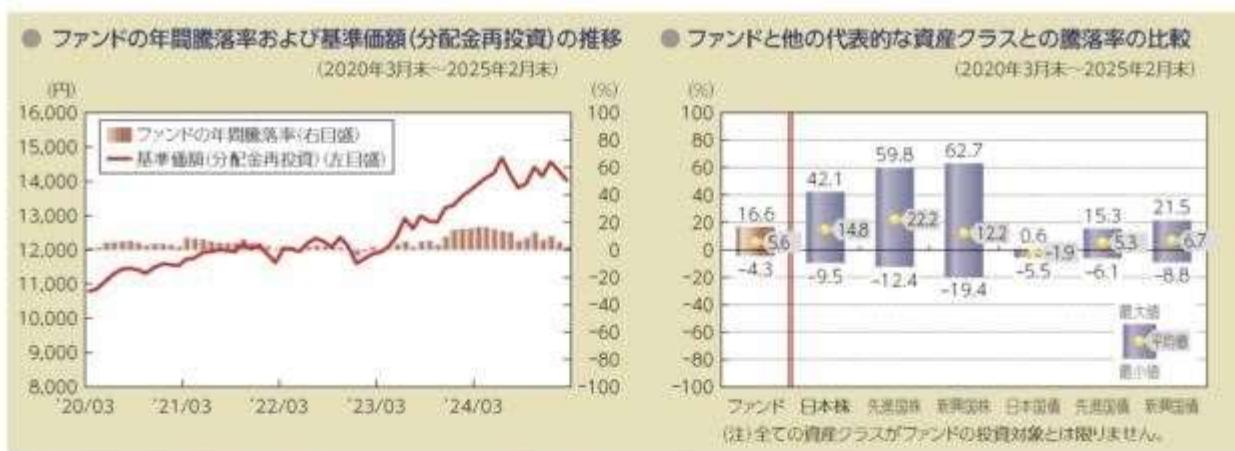
内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



- ・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- ・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東證株価指数(TOPIX) (配当込み)	東證株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指値値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX統研又は株式会社JPX統研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指値の算出、指値値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリーリサーチ＆コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(組合)のサブインデックスです。当該指値の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指値の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指値を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推薦、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMプローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMプローバル・ダイバーシファイドとは、JPモルガンセキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指値で、現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指値の著作権はJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指値は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

ありません。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

(2) 【換金(解約)手数料】

かかりません。

換金(解約)手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3) 【信託報酬等】

- 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年0.418%（税抜 0.38%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- 信託報酬は、毎計算期間の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

- 信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

支払先	配分（税抜）	対価として提供する役務の内容
委託会社	0.30%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	0.04%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	0.04%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

受益者が負担する実質的な信託報酬率（概算値）は、次の通りとなります。

実質的な信託報酬率（概算値）	うち投資信託証券に係る率
年0.418%～0.548%（税込）程度	年0%～0.13%（税込）程度*

* ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬は最大年率0.374%（税込）

(注) 上記概算値は、投資対象とする投資信託証券における信託報酬率を含めた実質的な信託報酬率を算出したものです（2025年5月3日現在）。各投資信託証券への投資比率が変動する可能性や投資信託証券の変更の可能性があること、また別途成功報酬がかかる投資信託証券が含まれる場合があることから、実質的な信託報酬率は変動します。したがって事前に固定の料率、上限額等を表示することはできません。

<投資信託証券の信託報酬率>

投資信託証券の名称	信託報酬率（税抜）
外国債券インデックスマザーファンド	-
海外債券マザーファンド	-
新興国債券インデックスマザーファンド	-
グローバル社債ファンド T（適格機関投資家専用）	年0.34%以内

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかる場合があります。

上記の信託報酬率は、今後変更となる場合があります。上記の他、監査費用等の諸費用が別途かかります。申込手数料はかかりません。

(4) 【その他の手数料等】

- 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、投資信託証券の取得・売却に伴う信

託財産留保額、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ・信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。
- ・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2025年2月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間(以下「当期間」といいます。)(2024年2月6日～2025年2月5日)における当ファンドの総経费率は以下の通りです。

総経费率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.57%	0.54%	0.03%

(比率は年率、表示桁数未満四捨五入)

*当期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。)を当期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。

*①の運用管理費用には投資先ファンドの運用管理費用を含みます。

*投資先ファンドの費用は対象期間が異なる場合があります。

*入手し得る情報において含まれていない費用はありません。

詳細につきましては、当期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5 【運用状況】

【海外債券セレクション(ラップ向け)】

(1) 【投資状況】

2025年 2月28日現在

(単位:円)

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	9,365,527,959	32.67
親投資信託受益証券	日本	18,516,405,766	64.60
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		781,960,599	2.73
純資産総額		28,663,894,324	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位 30 銘柄

2025年 2月28日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	外國債券インデックスマザーファンド	3,740,518,752	2.7251	10,193,387,588	2.6662	9,972,971,096	34.79
日本	投資信託受益証券	グローバル社債ファンド T (適格機関投資家専用)	5,776,910,905	1.6557	9,565,180,007	1.6212	9,365,527,959	32.67
日本	親投資信託受益証券	海外債券マザーファンド	2,325,600,649	3.0783	7,158,930,954	3.0180	7,018,662,758	24.49
日本	親投資信託受益証券	新興国債券インデックスマザーファンド	832,389,951	1.8747	1,560,549,024	1.8318	1,524,771,912	5.32

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

2025年 2月28日現在

種類	投資比率 (%)
投資信託受益証券	32.67
親投資信託受益証券	64.60
合計	97.27

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および2025年2月末日、同日前 1 年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位 : 円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第1計算期間末日 (2018年 2月 5日)	3,009,456,455	3,009,456,455	10,690	10,690
第2計算期間末日 (2019年 2月 5日)	5,700,012,642	5,700,012,642	10,410	10,410
第3計算期間末日 (2020年 2月 5日)	6,384,502,081	6,384,502,081	11,178	11,178
第4計算期間末日 (2021年 2月 5日)	8,265,751,243	8,265,751,243	11,579	11,579
第5計算期間末日 (2022年 2月 7日)	14,001,523,663	14,001,523,663	11,855	11,855
第6計算期間末日 (2023年 2月 6日)	20,928,440,554	20,928,440,554	11,861	11,861
第7計算期間末日 (2024年 2月 5日)	25,881,579,252	25,881,579,252	13,623	13,623
第8計算期間末日 (2025年 2月 5日)	28,940,470,769	28,940,470,769	14,335	14,335
2024年 2月末日	25,973,400,081		13,720	
3月末日	26,079,033,560		13,911	
4月末日	26,669,492,258		14,094	
5月末日	24,802,683,978		14,233	
6月末日	25,885,706,580		14,677	

7月末日	24,939,818,115		14,209	
8月末日	25,185,146,482		13,818	
9月末日	25,927,943,770		13,929	
10月末日	27,755,159,151		14,410	
11月末日	27,815,144,217		14,151	
12月末日	29,247,321,320		14,566	
2025年 1月末日	28,785,220,098		14,304	
2月末日	28,663,894,324		14,037	

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第1計算期間	0円
第2計算期間	0円
第3計算期間	0円
第4計算期間	0円
第5計算期間	0円
第6計算期間	0円
第7計算期間	0円
第8計算期間	0円

【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	6.90
第2計算期間	2.61
第3計算期間	7.37
第4計算期間	3.58
第5計算期間	2.38
第6計算期間	0.05
第7計算期間	14.85
第8計算期間	5.22

(注)「収益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第1計算期間	3,292,072,816	476,809,034	2,815,263,782
第2計算期間	3,398,317,842	738,325,776	5,475,255,848
第3計算期間	1,397,735,796	1,161,172,972	5,711,818,672
第4計算期間	3,343,221,903	1,916,573,896	7,138,466,679
第5計算期間	6,169,114,566	1,497,145,972	11,810,435,273
第6計算期間	8,626,815,259	2,793,017,996	17,644,232,536
第7計算期間	5,688,995,068	4,335,427,895	18,997,799,709
第8計算期間	6,941,923,128	5,751,058,985	20,188,663,852

(参考)

外国債券インデックスマザーファンド

投資状況

2025年 2月28日現在

(単位：円)

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	320,084,786,458	46.99
	中国	75,669,677,522	11.11
	フランス	50,113,798,786	7.36
	イタリア	44,727,642,275	6.57
	ドイツ	35,943,024,458	5.28
	イギリス	34,616,526,895	5.08
	スペイン	29,779,248,710	4.37
	カナダ	13,366,033,739	1.96
	ベルギー	10,261,248,456	1.51
	オランダ	8,297,272,425	1.22
	オーストラリア	8,023,074,121	1.18
	オーストリア	7,265,656,617	1.07
	メキシコ	5,097,630,782	0.75
	ポーランド	3,752,095,082	0.55
	ポルトガル	3,362,403,544	0.49
	マレーシア	3,357,836,985	0.49
	フィンランド	3,256,431,083	0.48
	アイルランド	3,166,415,305	0.46
	シンガポール	2,516,013,389	0.37
	イスラエル	2,383,325,185	0.35
	ニュージーランド	1,658,660,434	0.24
	デンマーク	1,442,412,717	0.21
	スウェーデン	1,059,587,952	0.16
	ノルウェー	934,128,574	0.14
小計		670,134,931,494	98.39
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		10,970,717,901	1.61
純資産総額		681,105,649,395	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

2025年 2月28日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
アメリカ	国債証券	3.75 T-NOTE 260415	25,000,000	14,814.70	3,703,675,243	14,902.98	3,725,745,263	3.750000	2026/4/15	0.55
アメリカ	国債証券	1.625 T-NOTE 290815	26,650,000	13,378.44	3,565,354,433	13,497.48	3,597,080,074	1.625000	2029/8/15	0.53
アメリカ	国債証券	4 T-NOTE 340215	23,850,000	14,374.30	3,428,272,172	14,679.06	3,500,955,968	4.000000	2034/2/15	0.51
アメリカ	国債証券	1.25 T-NOTE 310815	27,790,000	12,137.46	3,373,000,814	12,508.55	3,476,126,978	1.250000	2031/8/15	0.51
アメリカ	国債証券	1.375 T-NOTE 311115	27,420,000	12,136.65	3,327,870,150	12,528.43	3,435,295,869	1.375000	2031/11/15	0.50
アメリカ	国債証券	3.875 T-NOTE 340815	23,300,000	14,713.62	3,428,274,281	14,512.14	3,381,329,456	3.875000	2034/8/15	0.50
アメリカ	国債証券	4.375 T-NOTE 340515	22,180,000	15,290.67	3,391,472,176	15,091.53	3,347,301,371	4.375000	2034/5/15	0.49
アメリカ	国債証券	4.125 T-NOTE 321115	21,170,000	14,594.26	3,089,605,781	14,890.41	3,152,300,010	4.125000	2032/11/15	0.46
アメリカ	国債証券	4.5 T-NOTE 331115	20,230,000	14,945.39	3,023,452,907	15,238.86	3,082,821,677	4.500000	2033/11/15	0.45
アメリカ	国債証券	4.5 T-NOTE 260715	19,500,000	14,994.96	2,924,018,237	15,045.63	2,933,898,877	4.500000	2026/7/15	0.43
フランス	国債証券	2.75 O.A.T 271025	18,220,000	15,572.36	2,837,284,715	15,751.25	2,869,877,945	2.750000	2027/10/25	0.42
アメリカ	国債証券	1.625 T-NOTE 310515	21,540,000	12,517.26	2,696,219,420	12,908.16	2,780,417,789	1.625000	2031/5/15	0.41
アメリカ	国債証券	3.5 T-NOTE 290930	19,000,000	14,472.10	2,749,700,782	14,602.47	2,774,469,620	3.500000	2029/9/30	0.41
アメリカ	国債証券	3.75 T-NOTE 270815	18,600,000	15,012.53	2,792,330,755	14,862.34	2,764,396,707	3.750000	2027/8/15	0.41
アメリカ	国債証券	4.625 T-NOTE 270615	18,100,000	15,177.80	2,747,181,998	15,154.08	2,742,889,837	4.625000	2027/6/15	0.40
アメリカ	国債証券	2.375 T-NOTE 270515	18,570,000	14,022.02	2,603,889,328	14,437.30	2,681,008,204	2.375000	2027/5/15	0.39
アメリカ	国債証券	3.875 T-NOTE 330815	18,320,000	14,249.92	2,610,586,925	14,583.17	2,671,638,268	3.875000	2033/8/15	0.39
アメリカ	国債証券	0.875 T-NOTE 301115	21,210,000	11,949.65	2,534,521,359	12,510.89	2,653,560,183	0.875000	2030/11/15	0.39
アメリカ	国債証券	4.625 T-NOTE 261015	16,800,000	15,003.93	2,520,660,286	15,092.40	2,535,524,400	4.625000	2026/10/15	0.37
アメリカ	国債証券	3.375 T-NOTE 330515	17,600,000	13,715.37	2,413,905,816	14,085.93	2,479,124,517	3.375000	2033/5/15	0.36
アメリカ	国債証券	2.875 T-NOTE 320515	18,030,000	13,344.21	2,405,962,555	13,746.54	2,478,502,310	2.875000	2032/5/15	0.36
アメリカ	国債証券	2.875 T-NOTE 280815	17,110,000	14,128.43	2,417,374,418	14,397.84	2,463,471,245	2.875000	2028/8/15	0.36
アメリカ	国債証券	3.5 T-NOTE 330215	16,990,000	13,880.40	2,358,280,537	14,245.25	2,420,268,220	3.500000	2033/2/15	0.36
アメリカ	国債証券	1.125 T-NOTE 310215	18,920,000	12,161.39	2,300,935,231	12,618.46	2,387,414,006	1.125000	2031/2/15	0.35
アメリカ	国債証券	4.25 T-NOTE 270315	15,800,000	14,836.67	2,344,194,402	15,021.37	2,373,376,817	4.250000	2027/3/15	0.35
アメリカ	国債証券	2.75 T-NOTE 320815	17,340,000	13,166.57	2,283,084,124	13,584.01	2,355,468,058	2.750000	2032/8/15	0.35
アメリカ	国債証券	2.25 T-NOTE 271115	16,000,000	14,020.06	2,243,210,172	14,282.96	2,285,273,824	2.250000	2027/11/15	0.34
中国	国債証券	2.39 CHINA GOVT 261115	108,000,000	2,077.99	2,244,238,417	2,083.40	2,250,074,253	2.390000	2026/11/15	0.33
アメリカ	国債証券	4.5 T-NOTE 270515	14,800,000	14,983.57	2,217,569,750	15,104.39	2,235,450,078	4.500000	2027/5/15	0.33
アメリカ	国債証券	1.875 T-NOTE 320215	17,060,000	12,475.95	2,128,398,456	12,889.15	2,198,890,615	1.875000	2032/2/15	0.32

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

2025年 2月28日現在

種類	投資比率(%)
国債証券	98.39
合計	98.39

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

海外債券マザーファンド

投資状況

2025年 2月28日現在

(単位:円)

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
国債証券	アメリカ	4,548,475,300	44.58
	スペイン	699,877,747	6.86
	イタリア	661,194,483	6.48
	イギリス	632,229,998	6.20
	ニュージーランド	409,486,573	4.01
	ドイツ	277,156,568	2.72
	フィンランド	202,382,958	1.98
	カナダ	189,612,078	1.86
	インドネシア	72,535,754	0.71
	ポーランド	69,391,795	0.68
	ギリシャ	67,024,281	0.66
	メキシコ	65,140,610	0.64
	フランス	62,468,117	0.61
	エストニア	58,204,503	0.57
	チリ	49,335,547	0.48
	リトアニア	49,295,147	0.48
	スロバキア	40,707,846	0.40
	ラトビア	37,874,722	0.37
	オランダ	33,187,591	0.33
	シンガポール	30,780,288	0.30
	キプロス	30,607,248	0.30
	ベルギー	29,827,686	0.29
	デンマーク	26,108,824	0.26
	ルクセンブルク	23,139,450	0.23
	スロベニア	18,793,026	0.18
	アイスランド	14,385,625	0.14
	中国	13,453,956	0.13

	ノルウェー	10,440,385	0.10
	ポルトガル	6,264,705	0.06
	オーストラリア	2,743,003	0.03
	小計	8,432,125,814	82.64
地方債証券	カナダ	50,530,873	0.50
	ドイツ	18,171,733	0.18
	小計	68,702,606	0.67
特殊債券	フランス	101,791,850	1.00
	イギリス	83,438,607	0.82
	カナダ	78,542,826	0.77
	ドイツ	64,243,320	0.63
	スペイン	63,321,585	0.62
	ルクセンブルク	59,387,648	0.58
	アメリカ	57,563,297	0.56
	オーストラリア	49,725,469	0.49
	ポーランド	47,935,708	0.47
	小計	605,950,310	5.94
社債券	アメリカ	254,180,592	2.49
	フランス	110,711,511	1.09
	イギリス	78,223,299	0.77
	オランダ	46,583,741	0.46
	カナダ	39,469,709	0.39
	ドイツ	38,267,284	0.38
	ベルギー	15,932,187	0.16
	小計	583,368,323	5.72
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		513,292,261	5.03
純資産総額		10,203,439,314	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

2025年 2月28日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
アメリカ	国債証券	4 T-NOTE 340215	4,871,600	14,566.33	709,613,684	14,679.06	715,105,117	4.000000	2034/2/15	7.01
アメリカ	国債証券	4 T-NOTE 290131	4,510,000	14,872.13	670,733,446	14,925.48	673,139,595	4.000000	2029/1/31	6.60
アメリカ	国債証券	1.25 T-NOTE 280331	3,750,000	13,453.92	504,522,367	13,763.79	516,142,259	1.250000	2028/3/31	5.06
ニュージーランド	国債証券	4.25 NZ GOVT 340515	4,965,000	8,271.98	410,703,890	8,247.46	409,486,573	4.250000	2034/5/15	4.01
スペイン	国債証券	3.5 SPAIN GOVT 290531	2,490,000	16,110.50	401,151,610	16,196.55	403,294,334	3.500000	2029/5/31	3.95
イギリス	国債証券	4.625 GILT 340131	2,070,000	19,619.30	406,119,684	19,055.41	394,447,043	4.625000	2034/1/31	3.87

アメリカ	国債証券	1.5 T-NOTE 300215	2,770,000	12,992.05	359,879,996	13,232.93	366,552,234	1.500000	2030/2/15	3.59
アメリカ	国債証券	1.125 T-NOTE 261031	2,200,000	13,910.54	306,031,885	14,256.35	313,639,915	1.125000	2026/10/31	3.07
アメリカ	国債証券	3.875 T-NOTE 330815	2,060,000	14,560.08	299,937,743	14,583.17	300,413,472	3.875000	2033/8/15	2.94
アメリカ	国債証券	4.5 T-NOTE 331115	1,960,000	15,265.17	299,197,345	15,238.86	298,681,684	4.500000	2033/11/15	2.93
イタリア	国債証券	0.95 ITALY GOVT 300801	2,110,000	13,544.08	285,780,199	14,082.57	297,142,396	0.950000	2030/8/1	2.91
アメリカ	国債証券	0.5 T-NOTE 270430	1,970,000	13,490.76	265,768,025	13,872.53	273,289,001	0.500000	2027/4/30	2.68
アメリカ	国債証券	1.375 T-NOTE 311115	2,005,000	12,324.09	247,098,139	12,528.43	251,195,048	1.375000	2031/11/15	2.46
イタリア	国債証券	1.2 ITALY GOVT 250815	1,312,000	15,220.18	199,688,778	15,478.38	203,076,448	1.200000	2025/8/15	1.99
ドイツ	国債証券	0.5 BUND 260215	1,180,000	15,017.20	177,203,019	15,331.79	180,915,137	0.500000	2026/2/15	1.77
アメリカ	国債証券	0.5 T-NOTE 270630	965,000	13,416.51	129,469,344	13,794.48	133,116,805	0.500000	2027/6/30	1.30
アメリカ	国債証券	4.5 T-NOTE 270415	850,000	15,033.64	127,786,024	15,099.13	128,342,609	4.500000	2027/4/15	1.26
スペイン	国債証券	4 SPAIN GOVT 541031	790,000	16,453.76	129,984,754	16,156.10	127,633,218	4.000000	2054/10/31	1.25
カナダ	国債証券	2.25 CAN GOVT 291201	1,210,000	9,864.44	119,359,777	10,164.25	122,987,464	2.250000	2029/12/1	1.21
アメリカ	国債証券	2.5 T-BOND 450215	1,085,000	10,820.67	117,404,305	10,811.90	117,309,152	2.500000	2045/2/15	1.15
スペイン	国債証券	3.55 SPAIN GOVT 331031	697,000	16,054.59	111,900,513	16,262.02	113,346,336	3.550000	2033/10/31	1.11
アメリカ	国債証券	2.125 T-NOTE 250515	720,000	14,625.75	105,305,417	14,899.22	107,274,453	2.125000	2025/5/15	1.05
フィンランド	国債証券	2.875 FINNISH GOV 290415	660,000	15,641.85	103,236,230	15,887.59	104,858,128	2.875000	2029/4/15	1.03
アメリカ	国債証券	3.375 T-BOND 420815	750,000	12,806.43	96,048,236	12,829.23	96,219,246	3.375000	2042/8/15	0.94
イギリス	国債証券	4.375 GILT 540731	560,000	18,088.72	101,296,837	16,739.80	93,742,890	4.375000	2054/7/31	0.92
イタリア	国債証券	4.3 ITALY GOVT 541001	520,000	15,762.28	81,963,856	15,886.15	82,607,996	4.300000	2054/10/1	0.81
アメリカ	国債証券	1.125 T-BOND 400515	875,000	9,348.82	81,802,181	9,440.90	82,607,900	1.125000	2040/5/15	0.81
フランス	国債証券	0 O.A.T 260225	410,000	14,847.95	60,876,598	15,236.12	62,468,117	0.000000	2026/2/25	0.61
ドイツ	国債証券	0.5 BUND 280215	410,000	14,929.04	61,209,073	14,902.19	61,099,012	0.500000	2028/2/15	0.60
エストニア	国債証券	3.25 REPUBLIC OF 340117	370,000	15,216.52	56,301,124	15,730.94	58,204,503	3.250000	2034/1/17	0.57

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

2025年 2月28日現在

種類	投資比率(%)
国債証券	82.64
地方債証券	0.67
特殊債券	5.94
社債券	5.72
合計	94.97

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

新興国債券インデックスマザーファンド

投資状況

2025年 2月28日現在

(単位:円)

資産の種類	国 / 地域	時価合計	投資比率(%)
国債証券	メキシコ	10,866,922,534	9.91
	中国	10,601,805,021	9.67
	インドネシア	10,559,335,364	9.63
	マレーシア	10,275,481,202	9.37
	タイ	10,026,578,732	9.14
	南アフリカ	8,432,398,868	7.69
	インド	8,399,379,139	7.66
	ポーランド	7,448,649,540	6.79
	ブラジル	6,792,689,615	6.19
	チェコ	5,587,648,263	5.10
	コロンビア	4,205,585,591	3.84
	ルーマニア	3,446,521,703	3.14
	ハンガリー	2,498,370,865	2.28
	ペルー	2,220,008,183	2.02
	チリ	2,112,713,421	1.93
	トルコ	1,621,680,196	1.48
	セルビア	336,987,497	0.31
	ドミニカ共和国	208,198,653	0.19
	ウルグアイ	160,625,837	0.15
	小計	105,801,580,224	96.49
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		3,848,145,141	3.51
純資産総額		109,649,725,365	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

2025年 2月28日現在

国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
ブラジル	国債証券	BRAZIL-LTN 260701	72,400,000	2,092.56	1,515,019,864	2,133.92	1,544,959,573		2026/7/1	1.41
ブラジル	国債証券	10(IN) BRAZIL NTN 290101	49,900,000	2,219.93	1,107,746,802	2,269.82	1,132,640,917	10.000000	2029/1/1	1.03
ブラジル	国債証券	10 (IN)BRAZIL NT 270101	44,870,000	2,375.15	1,065,731,412	2,425.16	1,088,170,825	10.000000	2027/1/1	0.99
南アフリカ	国債証券	8.75 SOUTH AFRICA 480228	160,500,000	650.66	1,044,315,195	643.72	1,033,174,338	8.750000	2048/2/28	0.94

メキシコ	国債証券	7.5 MEXICAN BONOS 270603	143,200,000	701.15	1,004,047,148	710.62	1,017,613,405	7.500000	2027/6/3	0.93
マレーシア	国債証券	2.632 MALAYSIAGOV 310415	31,000,000	3,142.22	974,088,276	3,148.11	975,915,097	2.632000	2031/4/15	0.89
南アフリカ	国債証券	8 SOUTH AFRICA 300131	124,200,000	778.88	967,376,319	778.10	966,408,460	8.000000	2030/1/31	0.88
ブラジル	国債証券	BRAZIL-LTN 260101	41,700,000	2,251.47	938,866,269	2,285.18	952,923,243		2026/1/1	0.87
メキシコ	国債証券	5.5 MEXICAN BONOS 270304	138,200,000	676.50	934,934,702	686.18	948,311,609	5.500000	2027/3/4	0.86
チェコ	国債証券	5 CZECH REPUBLIC 300930	142,700,000	661.88	944,507,429	663.04	946,166,651	5.000000	2030/9/30	0.86
メキシコ	国債証券	8.5 MEXICAN BONOS 290301	132,000,000	702.26	926,991,887	711.84	939,639,096	8.500000	2029/3/1	0.86
メキシコ	国債証券	8.5 MEXICAN BONOS 290531	131,600,000	702.75	924,823,592	712.37	937,480,397	8.500000	2029/5/31	0.85
メキシコ	国債証券	7.75 MEXICAN BONO 310529	135,900,000	665.52	904,453,436	676.09	918,817,098	7.750000	2031/5/29	0.84
南アフリカ	国債証券	8.25 SOUTH AFRICA 320331	122,200,000	751.79	918,696,720	748.71	914,929,974	8.250000	2032/3/31	0.83
南アフリカ	国債証券	8.875 SOUTH AFRIC 350228	123,500,000	738.17	911,642,667	731.20	903,032,511	8.875000	2035/2/28	0.82
メキシコ	国債証券	7 MEXICAN BONOS 260903	125,000,000	705.59	881,988,050	713.40	891,756,038	7.000000	2026/9/3	0.81
南アフリカ	国債証券	8.5 SOUTH AFRICA 370131	123,940,000	688.94	853,872,285	683.02	846,540,093	8.500000	2037/1/31	0.77
南アフリカ	国債証券	10.5 SOUTH AFRICA 261221	98,600,000	842.28	830,490,253	843.14	831,339,970	10.500000	2026/12/21	0.76
メキシコ	国債証券	7.75 MEXICAN BONO 421113	137,900,000	577.09	795,820,170	595.37	821,016,526	7.750000	2042/11/13	0.75
メキシコ	国債証券	7.75 MEXICAN BONO 341123	126,200,000	631.70	797,215,623	649.27	819,385,977	7.750000	2034/11/23	0.75
マレーシア	国債証券	3.906 MALAYSIAGOV 260715	23,000,000	3,376.14	776,513,199	3,372.61	775,701,671	3.906000	2026/7/15	0.71
メキシコ	国債証券	7.5 MEXICAN BONOS 330526	115,800,000	634.31	734,540,175	648.21	750,632,102	7.500000	2033/5/26	0.68
ポーランド	国債証券	6 POLAND 331025	19,700,000	3,756.76	740,082,019	3,804.95	749,576,357	6.000000	2033/10/25	0.68
南アフリカ	国債証券	9 SOUTH AFRICA 400131	107,900,000	689.38	743,850,076	682.51	736,436,194	9.000000	2040/1/31	0.67
メキシコ	国債証券	8 MEXICAN BONOS 530731	118,000,000	572.86	675,984,791	590.55	696,855,282	8.000000	2053/7/31	0.64
ポーランド	国債証券	2.75 POLAND 291025	20,800,000	3,310.41	688,566,971	3,338.36	694,379,637	2.750000	2029/10/25	0.63
マレーシア	国債証券	3.885 MALAYSIAGOV 290815	20,200,000	3,386.54	684,081,284	3,387.59	684,294,042	3.885000	2029/8/15	0.62
ポーランド	国債証券	4.75 POLAND 290725	18,800,000	3,613.46	679,332,317	3,638.34	684,009,445	4.750000	2029/7/25	0.62
マレーシア	国債証券	4.696 MALAYSIAGOV 421015	18,840,000	3,625.25	682,997,873	3,630.15	683,920,850	4.696000	2042/10/15	0.62
マレーシア	国債証券	3.757 MALAYSIAGOV 400522	20,800,000	3,258.74	677,819,760	3,264.60	679,038,267	3.757000	2040/5/22	0.62

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

2025年 2月28日現在

種類	投資比率(%)
国債証券	96.49
合計	96.49

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なものの概要

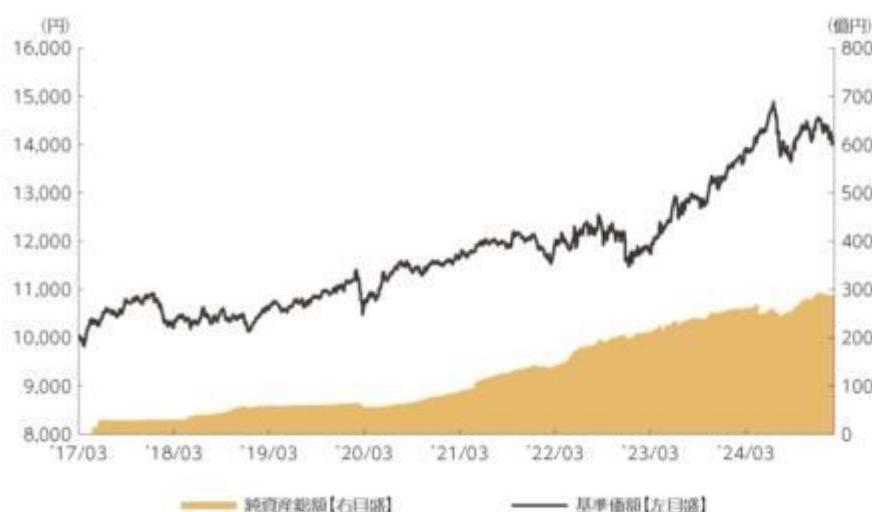
該当事項はありません。

参考情報



運用実績

2025年2月28日現在

■基準価額・純資産の推移 2017年3月27日(設定日)～2025年2月28日

- ・基準価額は10,000を起点として表示
- ・基準価額は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

基準価額	14,037円
純資産総額	286.6億円

・純資産純額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

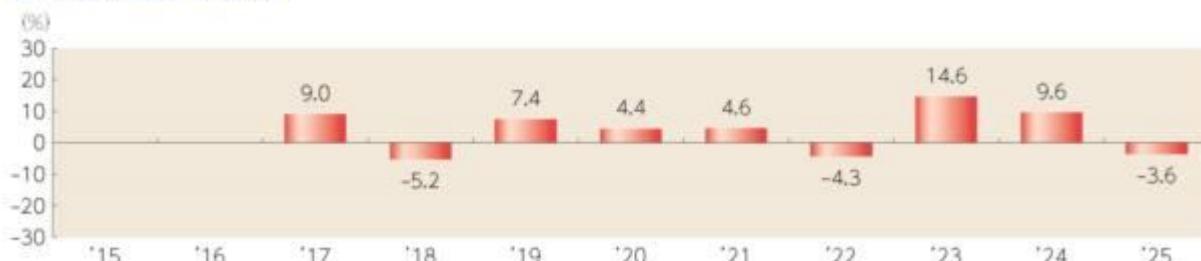
2025年 2月	0円
2024年 2月	0円
2023年 2月	0円
2022年 2月	0円
2021年 2月	0円
2020年 2月	0円
設定来累計	0円

・分配金は1万口当たり、税引前

■主要な資産の状況

組入上位銘柄	比率
1 外国債券インデックスマザーファンド	34.8%
2 グローバル社債ファンドT(適格機関投資家専用)	32.7%
3 海外債券マザーファンド	24.5%
4 新興国債券インデックスマザーファンド	5.3%

- ・比率はファンドの純資産純額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

■年間收益率の推移

- ・收益率は基準価額で計算
- ・2017年は3月27日(設定日)から年末までの、2025年は年初から2月28日までの收益率を表示
- ・ファンドにペンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

1【申込（販売）手続等】

申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

ただし、以下の日は申込みができません。

ニューヨーク証券取引所の休業日の前営業日

ニューヨークの銀行の休業日の前営業日

ロンドン証券取引所の休業日の前営業日

ロンドンの銀行の休業日の前営業日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

申込単位

販売会社が定める単位

申込価額

取得申込受付日の翌々営業日の基準価額

申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

申込手数料

ありません。

申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に取得申込みを締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象証券の取得の制限、投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

また、信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、取得の申込みの受付を中止することができます。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2 【換金（解約）手続等】

解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。
ただし、以下の日は解約の請求ができません。
ニューヨーク証券取引所の休業日の前営業日
ニューヨークの銀行の休業日の前営業日
ロンドン証券取引所の休業日の前営業日
ロンドンの銀行の休業日の前営業日
受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

解約単位

販売会社が定める単位

解約価額

解約請求受付日の翌々営業日の基準価額

信託財産留保額

ありません。

解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社
お客様専用フリーダイヤル 0120-151034
(受付時間：営業日の9:00～17:00)
ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して7営業日目から販売会社において支払います。

解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。なお、販売会社によっては、上記より早い時刻に解約請求を締め切ることとしている場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

解約請求受付の中止および取消し

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象証券の換金の制限、投資対象国・地域における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受け付けた解約請求を取り消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとします。

また、市況動向等により、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3 【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数

なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

- ・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

- ・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

- ・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

- ・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

- ・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

- ・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

- ・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

- ・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社
お客様専用フリーダイヤル 0120-151034
(受付時間：営業日の9:00～17:00)
ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

2027年2月5日まで(2017年3月27日設定)

ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることができます。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

毎年2月6日から翌年2月5日まで

ただし、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

ファンドの償還条件等

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。(任意償還)

- ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
- ・信託期間中において、ファンドを償還させることができが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

信託約款の変更等

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは受託会社を同一とする他ファンドとの併合を行うことができます。委託会社は、変更または併合しようとするときは、あらかじめその旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還(信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき、また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続を行うことが困難な場合を除きます。)、信託約款の変更または併合(変更にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、併合にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款変更等」といいます。)をしようとする場合には、書面による決議(「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに任意償還等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、受益者に対し書面をもって書面決議の通知を発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有

し、これを行使することができます。なお、受益者が議決権を行使しないときは書面決議について賛成するものとみなします。書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上をもって行います。書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。

併合に係るいづれかのファンドにおいて、書面決議が否決された場合、併合を行うことはできません。

反対受益者の受益権買取請求の不適用

委託会社がファンドの任意償還、重大な約款変更等を行う場合、書面決議において反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この規定は、受益者が自己に帰属する受益権についてその全部または一部の償還を請求したときに、委託会社が信託約款の規定に基づいて信託契約の一部解約することにより当該請求に応じることとする場合には適用しません。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヵ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

運用報告書

委託会社は、毎計算期間の末日および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

分配金再投資コース（累積投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「累積投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3 【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（2024年2月6日から2025年2月5日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

1 【財務諸表】

【海外債券セレクション（ラップ向け）】

(1) 【貸借対照表】

(単位 : 円)

	第7期 [2024年 2月 5日現在]	第8期 [2025年 2月 5日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	760,746,309	923,190,916
投資信託受益証券	8,024,921,607	9,427,970,007
親投資信託受益証券	17,221,867,710	18,693,207,566
未収利息	-	11,712
流動資産合計	<u>26,007,535,626</u>	<u>29,044,380,201</u>
資産合計	<u>26,007,535,626</u>	<u>29,044,380,201</u>
負債の部		
流動負債		
未払解約金	74,040,402	46,274,270
未払受託者報酬	5,413,553	6,009,936
未払委託者報酬	46,015,148	51,084,392
未払利息	110	-
その他未払費用	487,161	540,834
流動負債合計	<u>125,956,374</u>	<u>103,909,432</u>
負債合計	<u>125,956,374</u>	<u>103,909,432</u>
純資産の部		
元本等		
元本	18,997,799,709	20,188,663,852
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（）	6,883,779,543	8,751,806,917
（分配準備積立金）	3,196,692,125	3,439,651,077
元本等合計	<u>25,881,579,252</u>	<u>28,940,470,769</u>
純資産合計	<u>25,881,579,252</u>	<u>28,940,470,769</u>
負債純資産合計	<u>26,007,535,626</u>	<u>29,044,380,201</u>

(2) 【損益及び剩余金計算書】

	(単位：円)	
	第7期 自 2023年 2月 7日 至 2024年 2月 5日	第8期 自 2024年 2月 6日 至 2025年 2月 5日
営業収益		
受取利息	5,220	1,067,145
有価証券売買等損益	3,342,621,043	1,494,123,256
営業収益合計	3,342,626,263	1,495,190,401
営業費用		
支払利息	236,825	3,494
受託者報酬	10,211,757	11,634,426
委託者報酬	86,799,804	98,892,469
その他費用	918,936	1,046,976
営業費用合計	98,167,322	111,577,365
営業利益又は営業損失()	3,244,458,941	1,383,613,036
経常利益又は経常損失()	3,244,458,941	1,383,613,036
当期純利益又は当期純損失()	3,244,458,941	1,383,613,036
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	315,305,347	282,344,745
期首剩余金又は期首次損金()	3,284,208,018	6,883,779,543
剩余金増加額又は欠損金減少額	1,509,699,358	2,877,253,629
当期追加信託に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額	1,509,699,358	2,877,253,629
剩余金減少額又は欠損金増加額	839,281,427	2,110,494,546
当期一部解約に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額	839,281,427	2,110,494,546
分配金	-	-
期末剩余金又は期末欠損金()	6,883,779,543	8,751,806,917

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第7期 [2024年 2月 5日現在]	第8期 [2025年 2月 5日現在]
1. 期首元本額	17,644,232,536円	18,997,799,709円
期中追加設定元本額	5,688,995,068円	6,941,923,128円
期中一部解約元本額	4,335,427,895円	5,751,058,985円
2. 受益権の総数	18,997,799,709口	20,188,663,852口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第7期 自 2023年 2月 7日 至 2024年 2月 5日	第8期 自 2024年 2月 6日 至 2025年 2月 5日																																																												
1. 運用に係る権限を委託するための費用 「海外債券マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年10,000分の45%の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1. 運用に係る権限を委託するための費用 「海外債券マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年10,000分の45%の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。																																																												
2. 分配金の計算過程 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>390,190,378円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>2,287,250,784円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>3,687,087,418円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>519,250,963円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D</td> <td></td> <td>6,883,779,543円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数 F</td> <td></td> <td>18,997,799,709口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額 G=E/F*10,000</td> <td></td> <td>3,623円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額 H</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金額 I=F*H/10,000</td> <td></td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	390,190,378円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	2,287,250,784円	収益調整金額	C	3,687,087,418円	分配準備積立金額	D	519,250,963円	当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D		6,883,779,543円	当ファンドの期末残存口数 F		18,997,799,709口	1万口当たり収益分配対象額 G=E/F*10,000		3,623円	1万口当たり分配金額 H		円	収益分配金額 I=F*H/10,000		円	2. 分配金の計算過程 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>460,382,575円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>640,885,716円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金額</td> <td>C</td> <td>5,312,155,840円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金額</td> <td>D</td> <td>2,338,382,786円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D</td> <td></td> <td>8,751,806,917円</td> </tr> <tr> <td>当ファンドの期末残存口数 F</td> <td></td> <td>20,188,663,852口</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり収益分配対象額 G=E/F*10,000</td> <td></td> <td>4,334円</td> </tr> <tr> <td>1万口当たり分配金額 H</td> <td></td> <td>円</td> </tr> <tr> <td>収益分配金額 I=F*H/10,000</td> <td></td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	460,382,575円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	640,885,716円	収益調整金額	C	5,312,155,840円	分配準備積立金額	D	2,338,382,786円	当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D		8,751,806,917円	当ファンドの期末残存口数 F		20,188,663,852口	1万口当たり収益分配対象額 G=E/F*10,000		4,334円	1万口当たり分配金額 H		円	収益分配金額 I=F*H/10,000		円
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	390,190,378円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	2,287,250,784円																																																											
収益調整金額	C	3,687,087,418円																																																											
分配準備積立金額	D	519,250,963円																																																											
当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D		6,883,779,543円																																																											
当ファンドの期末残存口数 F		18,997,799,709口																																																											
1万口当たり収益分配対象額 G=E/F*10,000		3,623円																																																											
1万口当たり分配金額 H		円																																																											
収益分配金額 I=F*H/10,000		円																																																											
項目																																																													
費用控除後の配当等収益額	A	460,382,575円																																																											
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	640,885,716円																																																											
収益調整金額	C	5,312,155,840円																																																											
分配準備積立金額	D	2,338,382,786円																																																											
当ファンドの分配対象収益額 E=A+B+C+D		8,751,806,917円																																																											
当ファンドの期末残存口数 F		20,188,663,852口																																																											
1万口当たり収益分配対象額 G=E/F*10,000		4,334円																																																											
1万口当たり分配金額 H		円																																																											
収益分配金額 I=F*H/10,000		円																																																											

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第7期 自 2023年 2月 7日 至 2024年 2月 5日	第8期 自 2024年 2月 6日 至 2025年 2月 5日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っています。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左

区分	第7期 自 2023年 2月 7日 至 2024年 2月 5日	第8期 自 2024年 2月 6日 至 2025年 2月 5日
3. 金融商品に係るリスク管理体制	<p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p>	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第7期 [2024年 2月 5日現在]	第8期 [2025年 2月 5日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引 同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第7期 [2024年 2月 5日現在]	第8期 [2025年 2月 5日現在]
	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	1,241,594,914	653,052,860
親投資信託受益証券	2,051,015,315	544,299,609
合計	3,292,610,229	1,197,352,469

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第7期 [2024年 2月 5日現在]	第8期 [2025年 2月 5日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,3623円 (13,623円)	1,4335円 (14,335円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	グローバル社債ファンド T (適格機関投資家専用)	5,692,531,100	9,427,970,007	
投資信託受益証券 合計		5,692,531,100	9,427,970,007	
親投資信託受益証券	新興国債券インデックスマザーファンド	828,571,670	1,553,489,024	
	海外債券マザーファンド	2,286,025,901	7,039,130,954	
	外国債券インデックスマザーファンド	3,705,957,655	10,100,587,588	
親投資信託受益証券 合計		6,820,555,226	18,693,207,566	
	合計	12,513,086,326	28,121,177,573	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

外国債券インデックスマザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

[2025年 2月 5日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	3,517,116,656
コール・ローン	2,949,318,313
国債証券	677,676,718,592
派生商品評価勘定	10,810,525
未収入金	7,015,402,427
未収利息	5,889,099,533
前払費用	529,814,074
流動資産合計	697,588,280,120
資産合計	697,588,280,120
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	5,351,816
未払金	9,004,222,035
未払解約金	467,860,753
流動負債合計	9,477,434,604
負債合計	9,477,434,604
純資産の部	
元本等	
元本	252,475,348,609
剰余金	
剰余金又は欠損金()	435,635,496,907
元本等合計	688,110,845,516
純資産合計	688,110,845,516

[2025年 2月 5日現在]

負債純資産合計

697,588,280,120

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[2025年 2月 5日現在]
1. 期首	2024年 2月 6日
期首元本額	208,539,191,929円
期中追加設定元本額	73,729,034,571円
期中一部解約元本額	29,792,877,891円
元本の内訳	
三菱UFJ ライフセレクトファンド（安定型）	281,298,466円
三菱UFJ ライフセレクトファンド（安定成長型）	726,460,157円
三菱UFJ ライフセレクトファンド（成長型）	514,003,166円
三菱UFJ 外国債券オープン	759,616,039円
三菱UFJ プライムバランス（安定型）（確定拠出年金）	2,045,464,633円
三菱UFJ プライムバランス（安定成長型）（確定拠出年金）	6,308,306,411円
三菱UFJ プライムバランス（成長型）（確定拠出年金）	5,409,670,300円
三菱UFJ 6資産バランスファンド（2ヵ月分配型）	496,792,876円
三菱UFJ 6資産バランスファンド（成長型）	95,077,086円
ファンド・マネジャー（海外債券）	8,450,440円
eMAXIS 先進国債券インデックス	6,682,399,314円
eMAXIS バランス（8資産均等型）	2,467,699,731円
eMAXIS バランス（波乗り型）	202,234,030円
三菱UFJ プライムバランス（8資産）（確定拠出年金）	1,169,493,686円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2030（確定拠出年金）	460,948,899円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2040（確定拠出年金）	293,722,517円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2050（確定拠出年金）	201,314,013円
eMAXIS Slim 先進国債券インデックス	58,675,447,983円
海外債券セレクション（ラップ向け）	3,705,957,655円
eMAXIS Slim バランス（8資産均等型）	14,793,763,845円
つみたて8資産均等バランス	7,683,632,366円
つみたて4資産均等バランス	3,140,319,286円
eMAXIS マイマネージャー 1970s	5,839,073円
eMAXIS マイマネージャー 1980s	4,685,887円
eMAXIS マイマネージャー 1990s	3,298,541円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2035（確定拠出年金）	278,247,752円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2045（確定拠出年金）	198,361,924円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2055（確定拠出年金）	116,211,225円
三菱UFJ DC年金バランス（株式15）	904,681,732円
三菱UFJ DC年金バランス（株式40）	1,455,450,004円
三菱UFJ DC年金バランス（株式65）	2,484,890,953円
三菱UFJ DC年金インデックス（先進国債券）	3,107,455,976円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2060（確定拠出年金）	105,600,373円
三菱UFJ DC年金バランス（株式25）	188,932,636円

	[2025年2月5日現在]
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2065(確定拠出年金)	54,679,962円
ラップ向けインデックスf 先進国債券	3,553,604,203円
三菱UFJ DC年金バランス(株式80)	58,741,650円
ラップ向けアクティブラロケーションファンド	23,583,851円
アクティブラロケーションファンド(ラップ向け)	246,553,616円
三菱UFJ ターゲット・イヤー・ファンド2070(確定拠出年金)	2,861,955円
eMAXIS/PayPay証券 全世界バランス	17,953,543円
三菱UFJ 外国債券オープン(確定拠出年金)	3,286,537,541円
三菱UFJ 外国債券オープン(毎月分配型)	15,132,734,434円
ワールド・インカムオープン	902,677,725円
三菱UFJ DC海外債券インデックスファンド	15,305,765,932円
三菱UFJ 世界国債インデックスファンド(毎月分配型)	369,214,263円
三菱UFJ 世界国債インデックスファンド(年1回決算型)	2,640,100,003円
eMAXIS バランス(4資産均等型)	1,204,541,994円
eMAXIS 最適化バランス(マイゴールキーパー)	620,693,964円
eMAXIS 最適化バランス(マイディフェンダー)	318,052,537円
eMAXIS 最適化バランス(マイミッドフィルダー)	601,397,184円
eMAXIS 最適化バランス(マイフォワード)	234,647,866円
eMAXIS 最適化バランス(マイストライカー)	102,865,716円
三菱UFJ 外国債券ファンドVA(適格機関投資家限定)	738,094,329円
三菱UFJ 外国債券ファンドVA2(適格機関投資家限定)	8,512,817円
MUAM 世界債券オープン(適格機関投資家限定)	1,571,713,060円
三菱UFJ バランスファンド45VA(適格機関投資家限定)	11,053,294円
三菱UFJ バランスファンド40VA(適格機関投資家限定)	1,324,014,437円
三菱UFJ バランスファンドVA 40型(適格機関投資家限定)	1,025,192,154円
MUAM 外国債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	46,138,830,936円
三菱UFJ バランスファンドVA 50型(適格機関投資家限定)	426,475,993円
三菱UFJ バランスファンド55VA(適格機関投資家限定)	212,062円
三菱UFJ バランスファンドVA 30型(適格機関投資家限定)	97,764円
三菱UFJ バランスファンド20VA(適格機関投資家限定)	1,095,759,326円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション(適格機関投資家転売制限付)	457,813,831円
世界8資産バランスファンドVL(適格機関投資家限定)	41,959,692円
MUKAM 外国債券インデックスファンド2(適格機関投資家限定)	5,927,396,600円
MUKAM スマート・クオリティ・セレクション2(適格機関投資家限定)	389,307,503円
外国債券インデックスファンドV(適格機関投資家限定)	113,510,839円
海外債券インデックスファンドS	8,071,461,544円
グローバルバランスオープンV(適格機関投資家限定)	19,250,057円
MUAM グローバルバランス(退職給付信託向け)(適格機関投資家限定)	12,357,414,449円
インデックス・ライフ・バランスファンド(安定型)VA	1,551,229円
インデックス・ライフ・バランスファンド(安定成長型)VA	2,498,125円
インデックス・ライフ・バランスファンド(成長型)VA	508,662円
インデックス・ライフ・バランスファンド(積極型)VA	863,811円
三菱UFJ 外国債券インデックスファンドVA	3,876,623円
三菱UFJ バランスVA30D(適格機関投資家限定)	3,423,802円
三菱UFJ バランスVA60D(適格機関投資家限定)	7,474,120円
三菱UFJ バランスVA30G(適格機関投資家限定)	3,321,524円
三菱UFJ バランスVA60G(適格機関投資家限定)	8,913,793円
三菱UFJ <DC>外国債券インデックスファンド	1,724,299,890円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド(安定型)	183,453,601円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド(安定成長型)	530,139,694円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド(成長型)	441,142,495円
三菱UFJ <DC>インデックス・ライフ・バランス ファンド(積極型)	192,873,639円
合計	252,475,348,609円

[2025年2月5日現在]	252,475,348,609口
2. 受益権の総数 当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額	

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2024年 2月 6日 至 2025年 2月 5日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づいています。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、為替予約取引を利用してあります。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用してあります。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[2025年 2月 5日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としてあります。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	[2025年 2月 5日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	9,117,937,798
合計	9,117,937,798

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

[2025年 2月 5日現在]

区分	種類	契約額等(円)	うち1年超	時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 アメリカドル	1,199,470,245		1,195,368,125	4,102,120

カナダドル	52,698,750	52,693,268	5,482
オーストラリアドル	30,845,320	30,833,300	12,020
イギリスポンド	130,953,870	130,732,736	221,134
シンガポールドル	10,257,120	10,256,724	396
マレーシアリンギット	27,808,000	27,777,520	30,480
スウェーデンクローネ	6,299,550	6,317,685	18,135
デンマーククローネ	6,428,400	6,428,370	30
メキシコペソ	20,407,780	20,310,200	97,580
イスラエルシェケル	9,515,132	9,514,912	220
ポーランドズロチ	14,426,852	14,426,016	836
中国元	1,225,404,614	1,236,197,004	10,792,390
ユーロ	747,485,370	746,603,852	881,518
合計	3,482,001,003	3,487,459,712	5,458,709

(注) 時価の算定方法

1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

(イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

		[2025年2月5日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)		2.7255円 (27,255円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
アメリカ ドル	国債証券	0.375 T-NOTE 260131	11,700,000.00	11,266,175.93	
		0.375 T-NOTE 270731	7,150,000.00	6,505,662.09	
		0.375 T-NOTE 270930	7,300,000.00	6,600,796.87	
		0.5 T-NOTE 260228	9,900,000.00	9,516,513.79	
		0.5 T-NOTE 270430	5,280,000.00	4,865,643.76	
		0.5 T-NOTE 270531	5,490,000.00	5,043,294.12	

0.5 T-NOTE 270630	5,900,000.00	5,402,994.14
0.5 T-NOTE 270831	6,650,000.00	6,052,019.49
0.5 T-NOTE 271031	8,590,000.00	7,767,574.58
0.625 T-NOTE 260731	7,930,000.00	7,523,432.62
0.625 T-NOTE 270331	3,800,000.00	3,522,570.32
0.625 T-NOTE 271130	8,780,000.00	7,944,528.12
0.625 T-NOTE 271231	8,630,000.00	7,783,855.42
0.625 T-NOTE 300515	13,210,000.00	10,912,698.43
0.625 T-NOTE 300815	17,350,000.00	14,198,535.24
0.75 T-NOTE 260331	13,590,000.00	13,063,122.08
0.75 T-NOTE 260430	9,200,000.00	8,817,085.97
0.75 T-NOTE 260531	11,500,000.00	10,991,933.56
0.75 T-NOTE 260831	10,100,000.00	9,572,708.99
0.75 T-NOTE 280131	9,950,000.00	8,982,595.72
0.875 T-NOTE 260630	8,300,000.00	7,924,716.82
0.875 T-NOTE 260930	10,000,000.00	9,471,679.70
0.875 T-NOTE 301115	21,210,000.00	17,480,851.22
1 T-NOTE 280731	9,150,000.00	8,189,607.39
1.125 T-BOND 400515	6,890,000.00	4,200,881.43
1.125 T-BOND 400815	8,030,000.00	4,854,385.93
1.125 T-NOTE 261031	10,450,000.00	9,914,029.32
1.125 T-NOTE 270228	2,950,000.00	2,771,847.67
1.125 T-NOTE 280229	9,760,000.00	8,892,084.38
1.125 T-NOTE 280831	14,930,000.00	13,384,511.79
1.125 T-NOTE 310215	17,920,000.00	14,886,900.03
1.25 T-BOND 500515	10,220,000.00	4,908,993.34
1.25 T-NOTE 261130	11,360,000.00	10,775,803.13
1.25 T-NOTE 261231	8,200,000.00	7,759,730.43
1.25 T-NOTE 280331	9,950,000.00	9,076,848.59
1.25 T-NOTE 280430	2,440,000.00	2,219,923.44
1.25 T-NOTE 280531	9,750,000.00	8,848,886.67
1.25 T-NOTE 280630	9,680,000.00	8,762,290.60
1.25 T-NOTE 280930	10,700,000.00	9,610,982.46
1.25 T-NOTE 310815	27,790,000.00	22,855,104.04
1.375 T-BOND 401115	9,910,000.00	6,213,686.14
1.375 T-BOND 500815	11,680,000.00	5,767,684.32
1.375 T-NOTE 260831	3,800,000.00	3,637,832.03
1.375 T-NOTE 281031	9,050,000.00	8,147,651.37
1.375 T-NOTE 281231	8,700,000.00	7,792,957.05
1.375 T-NOTE 311115	27,420,000.00	22,570,087.50
1.5 T-NOTE 260815	12,740,000.00	12,232,141.81
1.5 T-NOTE 270131	13,540,000.00	12,844,488.24

1.5 T-NOTE 281130	9,700,000.00	8,753,302.69
1.5 T-NOTE 300215	9,680,000.00	8,454,118.79
1.625 T-BOND 501115	11,410,000.00	6,024,123.43
1.625 T-NOTE 260215	9,760,000.00	9,503,346.25
1.625 T-NOTE 260515	10,470,000.00	10,133,405.83
1.625 T-NOTE 260930	5,500,000.00	5,275,810.54
1.625 T-NOTE 261031	3,350,000.00	3,206,054.68
1.625 T-NOTE 261130	3,400,000.00	3,247,730.45
1.625 T-NOTE 290815	26,650,000.00	23,764,825.15
1.625 T-NOTE 310515	21,540,000.00	18,299,744.47
1.75 T-BOND 410815	12,750,000.00	8,367,934.52
1.75 T-NOTE 261231	4,700,000.00	4,492,080.08
1.75 T-NOTE 290131	10,040,000.00	9,109,143.00
1.75 T-NOTE 291115	12,650,000.00	11,279,748.07
1.875 T-BOND 410215	11,300,000.00	7,670,537.06
1.875 T-BOND 510215	12,560,000.00	7,073,831.18
1.875 T-BOND 511115	11,630,000.00	6,494,173.85
1.875 T-NOTE 260630	5,100,000.00	4,939,130.85
1.875 T-NOTE 260731	5,500,000.00	5,316,201.16
1.875 T-NOTE 270228	9,120,000.00	8,699,981.22
1.875 T-NOTE 290228	7,800,000.00	7,099,675.75
1.875 T-NOTE 320215	17,060,000.00	14,453,685.11
2 T-BOND 411115	10,720,000.00	7,291,903.08
2 T-BOND 500215	8,590,000.00	5,048,806.08
2 T-BOND 510815	12,410,000.00	7,178,651.74
2 T-NOTE 261115	10,180,000.00	9,797,057.00
2.125 T-NOTE 260531	5,000,000.00	4,865,820.30
2.25 T-BOND 410515	9,320,000.00	6,693,107.01
2.25 T-BOND 460815	5,730,000.00	3,747,554.31
2.25 T-BOND 490815	9,250,000.00	5,800,942.40
2.25 T-BOND 520215	10,650,000.00	6,528,117.18
2.25 T-NOTE 260331	4,500,000.00	4,400,419.90
2.25 T-NOTE 270215	11,010,000.00	10,593,254.32
2.25 T-NOTE 270815	11,890,000.00	11,333,120.67
2.25 T-NOTE 271115	16,000,000.00	15,173,750.08
2.375 T-BOND 420215	8,920,000.00	6,426,058.62
2.375 T-BOND 491115	7,100,000.00	4,568,267.58
2.375 T-BOND 510515	12,850,000.00	8,171,043.99
2.375 T-NOTE 260430	4,000,000.00	3,911,093.76
2.375 T-NOTE 270515	18,570,000.00	17,830,101.56
2.375 T-NOTE 290331	14,000,000.00	12,977,343.68
2.375 T-NOTE 290515	13,010,000.00	12,038,569.71
2.5 T-BOND 450215	5,550,000.00	3,894,539.05

2.5 T-BOND 460215	710,000.00	491,536.32
2.5 T-BOND 460515	4,210,000.00	2,902,597.63
2.5 T-NOTE 260228	3,450,000.00	3,387,280.03
2.5 T-NOTE 270331	7,700,000.00	7,432,304.72
2.625 T-NOTE 260131	1,700,000.00	1,673,531.68
2.625 T-NOTE 290215	12,140,000.00	11,392,394.15
2.625 T-NOTE 290731	6,790,000.00	6,327,033.42
2.75 T-BOND 420815	2,520,000.00	1,913,723.43
2.75 T-BOND 421115	5,200,000.00	3,928,843.76
2.75 T-BOND 470815	5,990,000.00	4,265,886.13
2.75 T-BOND 471115	5,710,000.00	4,056,330.44
2.75 T-NOTE 270430	7,600,000.00	7,365,171.85
2.75 T-NOTE 280215	10,190,000.00	9,757,323.01
2.75 T-NOTE 290531	7,160,000.00	6,723,827.33
2.75 T-NOTE 320815	17,340,000.00	15,481,368.75
2.875 T-BOND 430515	6,330,000.00	4,845,664.42
2.875 T-BOND 450815	3,500,000.00	2,611,464.83
2.875 T-BOND 461115	2,340,000.00	1,720,265.62
2.875 T-BOND 490515	7,870,000.00	5,646,263.89
2.875 T-BOND 520515	10,210,000.00	7,210,413.69
2.875 T-NOTE 280515	11,990,000.00	11,483,235.21
2.875 T-NOTE 280815	17,110,000.00	16,328,687.93
2.875 T-NOTE 290430	8,000,000.00	7,559,062.48
2.875 T-NOTE 320515	18,030,000.00	16,299,190.49
3 T-BOND 420515	2,270,000.00	1,798,176.95
3 T-BOND 441115	4,450,000.00	3,416,070.31
3 T-BOND 450515	2,790,000.00	2,131,679.88
3 T-BOND 451115	2,000,000.00	1,520,937.50
3 T-BOND 470215	5,290,000.00	3,969,566.37
3 T-BOND 470515	4,490,000.00	3,360,221.30
3 T-BOND 480215	7,670,000.00	5,696,473.01
3 T-BOND 480815	10,470,000.00	7,743,301.14
3 T-BOND 490215	9,050,000.00	6,666,597.60
3 T-BOND 520815	9,700,000.00	7,031,363.25
3.125 T-BOND 411115	1,990,000.00	1,618,662.89
3.125 T-BOND 420215	2,200,000.00	1,782,773.43
3.125 T-BOND 430215	3,660,000.00	2,920,994.54
3.125 T-BOND 440815	4,780,000.00	3,753,326.93
3.125 T-BOND 480515	7,240,000.00	5,490,946.10
3.125 T-NOTE 270831	7,300,000.00	7,103,099.58
3.125 T-NOTE 281115	14,380,000.00	13,797,216.85
3.125 T-NOTE 290831	5,900,000.00	5,608,917.95

3.25 T-BOND 420515	7,900,000.00	6,491,886.69
3.25 T-NOTE 270630	6,290,000.00	6,153,389.06
3.25 T-NOTE 290630	8,670,000.00	8,302,710.36
3.375 T-BOND 420815	6,370,000.00	5,315,466.37
3.375 T-BOND 440515	5,380,000.00	4,407,396.87
3.375 T-BOND 481115	7,520,000.00	5,947,703.13
3.375 T-NOTE 270915	8,900,000.00	8,712,265.62
3.375 T-NOTE 330515	17,600,000.00	16,277,937.44
3.5 T-BOND 390215	1,490,000.00	1,319,814.06
3.5 T-NOTE 280131	6,030,000.00	5,904,453.53
3.5 T-NOTE 280430	6,900,000.00	6,742,458.99
3.5 T-NOTE 290930	19,000,000.00	18,349,843.75
3.5 T-NOTE 300131	5,800,000.00	5,585,558.57
3.5 T-NOTE 300430	5,600,000.00	5,379,937.47
3.5 T-NOTE 330215	16,990,000.00	15,899,255.25
3.625 T-BOND 430815	3,700,000.00	3,167,257.78
3.625 T-BOND 440215	5,070,000.00	4,321,976.95
3.625 T-BOND 530215	9,740,000.00	7,997,072.68
3.625 T-BOND 530515	9,570,000.00	7,860,110.10
3.625 T-NOTE 260515	12,000,000.00	11,908,593.72
3.625 T-NOTE 280331	6,000,000.00	5,889,492.18
3.625 T-NOTE 280531	6,600,000.00	6,470,320.29
3.625 T-NOTE 300331	13,700,000.00	13,250,736.30
3.625 T-NOTE 310930	6,000,000.00	5,730,820.32
3.75 T-BOND 410815	1,610,000.00	1,430,447.26
3.75 T-BOND 431115	4,330,000.00	3,764,901.18
3.75 T-NOTE 260415	25,000,000.00	24,855,468.75
3.75 T-NOTE 270815	18,600,000.00	18,385,300.74
3.75 T-NOTE 281231	10,260,000.00	10,058,407.00
3.75 T-NOTE 300531	5,600,000.00	5,441,406.26
3.75 T-NOTE 300630	6,250,000.00	6,068,847.62
3.75 T-NOTE 301231	12,860,000.00	12,443,054.62
3.875 T-BOND 430215	6,740,000.00	6,006,761.73
3.875 T-BOND 430515	6,920,000.00	6,153,123.45
3.875 T-NOTE 271015	9,500,000.00	9,411,679.64
3.875 T-NOTE 271130	6,900,000.00	6,832,212.88
3.875 T-NOTE 271231	7,000,000.00	6,930,957.04
3.875 T-NOTE 290930	14,430,000.00	14,157,746.44
3.875 T-NOTE 291130	6,190,000.00	6,068,255.26
3.875 T-NOTE 291231	6,700,000.00	6,566,392.55
3.875 T-NOTE 330815	18,320,000.00	17,544,978.07
3.875 T-NOTE 340815	23,300,000.00	22,169,586.01
4 T-BOND 421115	6,840,000.00	6,213,979.67

4 T-BOND 521115	9,790,000.00	8,603,344.89
4 T-NOTE 260215	8,000,000.00	7,979,919.44
4 T-NOTE 270115	12,300,000.00	12,249,550.81
4 T-NOTE 280229	5,640,000.00	5,598,691.39
4 T-NOTE 280630	8,690,000.00	8,617,526.79
4 T-NOTE 290131	10,050,000.00	9,940,666.95
4 T-NOTE 291031	6,600,000.00	6,508,089.85
4 T-NOTE 300228	2,130,000.00	2,097,633.98
4 T-NOTE 300731	5,400,000.00	5,307,187.50
4 T-NOTE 310131	6,950,000.00	6,811,950.20
4 T-NOTE 340215	23,850,000.00	22,980,779.35
4.125 T-BOND 440815	7,250,000.00	6,625,820.30
4.125 T-BOND 530815	10,700,000.00	9,620,804.63
4.125 T-NOTE 260615	9,500,000.00	9,485,712.85
4.125 T-NOTE 270215	13,000,000.00	12,975,625.00
4.125 T-NOTE 270930	7,440,000.00	7,421,254.69
4.125 T-NOTE 271031	6,500,000.00	6,482,353.54
4.125 T-NOTE 271115	14,000,000.00	13,955,703.16
4.125 T-NOTE 280731	7,700,000.00	7,663,906.25
4.125 T-NOTE 290331	13,800,000.00	13,703,507.77
4.125 T-NOTE 300831	6,250,000.00	6,176,757.81
4.125 T-NOTE 310331	12,100,000.00	11,927,953.12
4.125 T-NOTE 321115	21,170,000.00	20,750,734.69
4.25 T-BOND 390515	1,870,000.00	1,791,985.93
4.25 T-BOND 401115	1,980,000.00	1,878,718.36
4.25 T-BOND 540215	12,940,000.00	11,895,701.62
4.25 T-BOND 540815	12,050,000.00	11,091,648.39
4.25 T-NOTE 260131	6,390,000.00	6,389,063.16
4.25 T-NOTE 270315	11,800,000.00	11,805,531.25
4.25 T-NOTE 290228	11,330,000.00	11,307,207.21
4.25 T-NOTE 290630	11,550,000.00	11,519,997.02
4.25 T-NOTE 310228	8,180,000.00	8,121,206.25
4.25 T-NOTE 310630	11,100,000.00	11,008,511.69
4.25 T-NOTE 341115	4,600,000.00	4,505,484.34
4.375 T-BOND 380215	1,280,000.00	1,255,350.00
4.375 T-BOND 391115	2,270,000.00	2,198,264.45
4.375 T-BOND 400515	1,980,000.00	1,911,241.41
4.375 T-BOND 410515	1,960,000.00	1,883,743.75
4.375 T-BOND 430815	7,570,000.00	7,192,682.81
4.375 T-NOTE 260815	10,800,000.00	10,823,835.91
4.375 T-NOTE 261215	9,640,000.00	9,665,229.71
4.375 T-NOTE 270715	13,700,000.00	13,745,755.80

4.375 T-NOTE 280831	7,000,000.00	7,019,960.92
4.375 T-NOTE 281130	9,310,000.00	9,335,457.07
4.375 T-NOTE 301130	6,250,000.00	6,250,732.43
4.375 T-NOTE 340515	22,180,000.00	21,970,329.79
4.5 T-BOND 360215	1,160,000.00	1,168,201.55
4.5 T-BOND 380515	1,030,000.00	1,022,677.33
4.5 T-BOND 390815	2,280,000.00	2,240,233.57
4.5 T-BOND 440215	6,980,000.00	6,725,066.38
4.5 T-BOND 541115	500,000.00	480,507.81
4.5 T-NOTE 260331	8,780,000.00	8,804,007.85
4.5 T-NOTE 260715	19,500,000.00	19,574,267.50
4.5 T-NOTE 270415	13,000,000.00	13,073,886.67
4.5 T-NOTE 270515	14,800,000.00	14,884,117.13
4.5 T-NOTE 290531	4,700,000.00	4,734,882.83
4.5 T-NOTE 331115	20,230,000.00	20,254,892.40
4.625 T-BOND 400215	2,100,000.00	2,086,382.80
4.625 T-BOND 440515	7,950,000.00	7,781,062.50
4.625 T-BOND 540515	13,100,000.00	12,825,718.75
4.625 T-NOTE 260228	2,800,000.00	2,810,548.49
4.625 T-NOTE 260315	6,000,000.00	6,023,789.04
4.625 T-NOTE 260915	10,000,000.00	10,061,914.09
4.625 T-NOTE 261015	16,800,000.00	16,907,296.89
4.625 T-NOTE 261115	10,720,000.00	10,792,234.36
4.625 T-NOTE 270615	18,100,000.00	18,261,556.61
4.625 T-NOTE 280930	8,030,000.00	8,120,807.97
4.625 T-NOTE 290430	14,050,000.00	14,218,490.26
4.625 T-NOTE 300930	7,200,000.00	7,292,812.46
4.625 T-NOTE 310430	7,800,000.00	7,897,347.66
4.625 T-NOTE 310531	3,600,000.00	3,644,226.57
4.75 T-BOND 410215	2,010,000.00	2,019,107.81
4.75 T-BOND 431115	7,020,000.00	6,997,788.29
4.75 T-BOND 531115	11,120,000.00	11,090,462.50
4.875 T-NOTE 281031	6,400,000.00	6,526,875.00
4.875 T-NOTE 301031	6,100,000.00	6,255,121.10
5 T-BOND 370515	1,020,000.00	1,065,461.71
5.25 T-BOND 281115	3,490,000.00	3,605,060.93
5.375 T-BOND 310215	2,800,000.00	2,947,984.36
6 T-BOND 260215	1,200,000.00	1,221,714.84
6.125 T-BOND 271115	1,160,000.00	1,218,226.55
6.25 T-BOND 300515	1,150,000.00	1,252,916.01
アメリカドル合計	2,310,250,000.00	2,090,302,887.47 (322,052,965,872)

カナダドル	国債証券	0.25 CAN GOVT 260301	2,200,000.00	2,144,626.88		
		0.5 CAN GOVT 301201	4,500,000.00	3,960,171.85		
		1 CAN GOVT 260901	2,500,000.00	2,440,824.00		
		1 CAN GOVT 270601	1,930,000.00	1,864,302.72		
		1.25 CAN GOVT 270301	2,500,000.00	2,434,087.67		
		1.25 CAN GOVT 300601	5,710,000.00	5,296,331.28		
		1.5 CAN GOVT 260601	4,070,000.00	4,014,359.27		
		1.5 CAN GOVT 310601	5,900,000.00	5,457,616.52		
		1.5 CAN GOVT 311201	4,930,000.00	4,521,689.26		
		1.75 CAN GOVT 531201	5,550,000.00	4,069,905.24		
		2 CAN GOVT 280601	1,870,000.00	1,836,254.54		
		2 CAN GOVT 320601	5,350,000.00	5,045,805.20		
		2 CAN GOVT 511201	6,690,000.00	5,275,111.96		
		2.25 CAN GOVT 290601	810,000.00	799,259.10		
		2.25 CAN GOVT 291201	1,000,000.00	981,563.85		
		2.5 CAN GOVT 321201	3,500,000.00	3,403,371.61		
		2.75 CAN GOVT 270901	4,000,000.00	4,015,823.96		
		2.75 CAN GOVT 300301	3,200,000.00	3,208,238.08		
		2.75 CAN GOVT 330601	3,000,000.00	2,962,642.11		
		2.75 CAN GOVT 481201	1,680,000.00	1,564,811.16		
		2.75 CAN GOVT 551201	5,240,000.00	4,801,839.58		
		2.75 CANADA GOVER 641201	1,250,000.00	1,156,868.48		
		3 CAN GOVT 260401	2,000,000.00	2,007,789.32		
		3 CAN GOVT 340601	4,540,000.00	4,548,313.14		
		3.25 CAN GOVT 261101	4,700,000.00	4,750,975.90		
		3.25 CAN GOVT 280901	2,600,000.00	2,655,996.90		
		3.25 CAN GOVT 331201	3,170,000.00	3,244,179.99		
		3.25 CAN GOVT 341201	4,800,000.00	4,902,662.11		
		3.5 CAN GOVT 280301	2,000,000.00	2,052,533.50		
		3.5 CAN GOVT 290901	5,300,000.00	5,489,260.02		
		3.5 CAN GOVT 340301	2,020,000.00	2,106,960.63		
		3.5 CAN GOVT 451201	1,650,000.00	1,738,812.02		
		4 CAN GOVT 260501	3,200,000.00	3,252,284.76		
		4 CAN GOVT 260801	3,000,000.00	3,060,022.53		
		4 CAN GOVT 290301	5,060,000.00	5,324,626.71		
		4 CAN GOVT 410601	1,200,000.00	1,335,580.16		
		4.5 CAN GOVT 260201	5,200,000.00	5,291,629.35		
		5 CAN GOVT 370601	1,330,000.00	1,594,637.09		
		5.75 CAN GOVT 290601	950,000.00	1,072,472.29		
		5.75 CAN GOVT 330601	1,430,000.00	1,723,390.48		
カナダドル合計			131,530,000.00	127,407,631.22		
				(13,702,690,737)		

オーストラリアドル	国債証券	0.5 AUST GOVT 260921	4,100,000.00	3,890,941.00		
		1 AUST GOVT 301221	3,260,000.00	2,746,876.00		
		1 AUST GOVT 311121	5,310,000.00	4,324,039.20		
		1.25 AUST GOVT 320521	5,070,000.00	4,132,252.80		
		1.5 AUST GOVT 310621	4,740,000.00	4,051,989.00		
		1.75 AUST GOVT 321121	5,090,000.00	4,245,721.70		
		1.75 AUST GOVT 510621	3,490,000.00	1,854,655.80		
		2.25 AUST GOVT 280521	2,900,000.00	2,764,077.00		
		2.5 AUST GOVT 300521	3,940,000.00	3,668,218.80		
		2.75 AUST GOVT 271121	4,390,000.00	4,273,972.30		
		2.75 AUST GOVT 281121	3,040,000.00	2,928,432.00		
		2.75 AUST GOVT 291121	2,980,000.00	2,831,923.80		
		2.75 AUST GOVT 350621	2,770,000.00	2,383,003.30		
		2.75 AUST GOVT 410521	2,620,000.00	2,035,871.00		
		3 AUST GOVT 331121	4,100,000.00	3,698,364.00		
		3 AUST GOVT 470321	2,420,000.00	1,807,231.80		
		3.25 AUST GOVT 290421	5,500,000.00	5,373,995.00		
		3.25 AUST GOVT 390621	2,130,000.00	1,826,070.30		
		3.5 AUST GOVT 341221	3,890,000.00	3,607,975.00		
		3.75 AUST GOVT 340521	3,700,000.00	3,523,251.00		
		3.75 AUST GOVT 370421	3,150,000.00	2,925,090.00		
		4.25 AUST GOVT 260421	2,490,000.00	2,502,624.30		
		4.25 AUST GOVT 351221	2,200,000.00	2,160,906.00		
		4.5 AUST GOVT 330421	5,200,000.00	5,272,904.00		
		4.75 AUST GOVT 270421	4,650,000.00	4,747,045.50		
		4.75 AUST GOVT 540621	1,270,000.00	1,233,919.30		
オーストラリアドル合計			94,400,000.00	84,811,349.90		
				(8,173,269,789)		
イギリスポンド	国債証券	0.125 GILT 280131	2,300,000.00	2,060,516.31		
		0.25 GILT 310731	5,110,000.00	3,980,976.92		
		0.375 GILT 261022	4,870,000.00	4,587,882.16		
		0.375 GILT 301022	3,100,000.00	2,516,963.84		
		0.5 GILT 290131	4,900,000.00	4,268,453.89		
		0.5 GILT 611022	4,000,000.00	1,128,000.00		
		0.625 GILT 350731	3,530,000.00	2,384,068.41		
		0.625 GILT 501022	3,240,000.00	1,221,156.00		
		0.875 GILT 291022	2,900,000.00	2,512,419.43		
		0.875 GILT 330731	5,140,000.00	3,863,451.03		
		0.875 GILT 460131	2,930,000.00	1,371,954.89		
		1 GILT 320131	5,880,000.00	4,726,639.11		
		1.125 GILT 390131	4,450,000.00	2,811,338.89		
		1.125 GILT 731022	1,750,000.00	600,600.00		

1.25 GILT 270722	2,530,000.00	2,368,929.77
1.25 GILT 411022	4,650,000.00	2,736,292.91
1.25 GILT 510731	4,580,000.00	2,060,801.82
1.5 GILT 260722	3,330,000.00	3,210,053.40
1.5 GILT 470722	3,860,000.00	2,040,396.00
1.5 GILT 530731	3,920,000.00	1,834,637.02
1.625 GILT 281022	3,470,000.00	3,191,203.96
1.625 GILT 541022	2,470,000.00	1,183,377.00
1.625 GILT 711022	2,950,000.00	1,239,885.00
1.75 GILT 370907	3,690,000.00	2,667,254.84
1.75 GILT 490122	1,980,000.00	1,081,872.00
1.75 GILT 570722	3,230,000.00	1,563,643.00
2.5 GILT 650722	2,730,000.00	1,566,719.15
3.25 GILT 330131	5,450,000.00	5,026,198.35
3.25 GILT 440122	5,470,000.00	4,282,192.17
3.5 GILT 450122	3,440,000.00	2,773,519.57
3.5 GILT 680722	2,960,000.00	2,189,808.00
3.75 GILT 270307	6,300,000.00	6,245,423.59
3.75 GILT 380129	4,950,000.00	4,478,026.65
3.75 GILT 520722	2,410,000.00	1,930,169.00
3.75 GILT 531022	4,740,000.00	3,770,568.32
4 GILT 311022	3,400,000.00	3,337,055.14
4 GILT 600122	2,640,000.00	2,186,976.00
4 GILT 631022	3,080,000.00	2,532,992.00
4.125 GILT 270129	5,900,000.00	5,895,666.98
4.125 GILT 290722	5,800,000.00	5,785,693.30
4.25 GILT 271207	2,450,000.00	2,467,480.01
4.25 GILT 320607	3,690,000.00	3,679,920.83
4.25 GILT 340731	5,300,000.00	5,190,848.77
4.25 GILT 360307	3,260,000.00	3,152,314.62
4.25 GILT 390907	2,430,000.00	2,281,930.74
4.25 GILT 401207	2,020,000.00	1,875,795.33
4.25 GILT 461207	2,680,000.00	2,387,285.09
4.25 GILT 491207	2,970,000.00	2,616,570.00
4.25 GILT 551207	2,770,000.00	2,407,961.00
4.375 GILT 280307	1,800,000.00	1,809,376.20
4.375 GILT 400131	1,100,000.00	1,042,290.99
4.375 GILT 540731	3,710,000.00	3,290,399.00
4.5 GILT 280607	6,460,000.00	6,527,948.21
4.5 GILT 340907	3,800,000.00	3,799,164.25
4.5 GILT 421207	3,590,000.00	3,388,334.65
4.625 GILT 340131	5,420,000.00	5,470,518.19

		4.75 GILT 301207	4,350,000.00	4,480,333.39
		4.75 GILT 381207	3,710,000.00	3,695,902.00
		4.75 GILT 431022	4,900,000.00	4,735,839.49
		6 GILT 281207	1,890,000.00	2,024,031.24
イギリスポンド合計			222,330,000.00	181,538,019.82 (34,907,945,831)
シンガポールドル	国債証券	1.25 SINGAPORGVT 261101	700,000.00	681,457.00
		1.625 SINGAPORGGOV 310701	1,050,000.00	972,825.00
		1.875 SINGAPORGGOV 500301	1,090,000.00	897,070.00
		1.875 SINGAPORGGOV 511001	950,000.00	776,150.00
		2.125 SINGAPORGGOV 260601	830,000.00	822,198.00
		2.25 SINGAPORGVT 360801	2,030,000.00	1,902,110.00
		2.375 SINGAPORGGOV 390701	780,000.00	731,616.60
		2.625 SINGAPORGGOV 280501	800,000.00	795,600.00
		2.625 SINGAPORGGOV 320801	700,000.00	686,700.00
		2.75 SINGAPORGVT 420401	980,000.00	959,420.00
		2.75 SINGAPORGVT 460301	1,480,000.00	1,450,340.80
		2.875 SINGAPORGGOV 270901	1,000,000.00	1,001,900.00
		2.875 SINGAPORGGOV 280801	1,000,000.00	1,002,000.00
		2.875 SINGAPORGGOV 290701	1,760,000.00	1,763,238.40
		2.875 SINGAPORGVT 300901	1,340,000.00	1,342,010.00
		3 SINGAPORGVT 720801	1,110,000.00	1,158,285.00
		3.25 SINGAPORGVT 540601	400,000.00	432,688.00
		3.375 SINGAPORGGOV 330901	2,330,000.00	2,412,016.00
		3.5 SINGAPORGVT 270301	2,700,000.00	2,738,340.00
シンガポールドル合計			23,030,000.00	22,525,964.80 (2,567,509,467)
マレーシアリンギット	国債証券	2.632 MALAYSIAGOV 310415	6,280,000.00	5,895,926.81
		3.502 MALAYSIAGOV 270531	3,000,000.00	3,002,178.00
		3.519 MALAYSIAGOV 280420	3,500,000.00	3,498,811.68
		3.582 MALAYSIAGOV 320715	3,170,000.00	3,129,064.17
		3.733 MALAYSIAGO 280615	2,800,000.00	2,816,637.88
		3.757 MALAYSIAGOV 400522	4,780,000.00	4,660,217.64
		3.828 MALAYSIAGOV 340705	4,010,000.00	4,014,783.93
		3.844 MALAYSIAGOV 330415	2,400,000.00	2,404,147.20
		3.885 MALAYSIAGOV 290815	4,200,000.00	4,245,597.72
		3.892 MALAYSIAGOV 270315	1,900,000.00	1,917,447.89
		3.899 MALAYSIAGOV 271116	5,640,000.00	5,703,748.35
		3.9 MALAYSIAGOV 261130	2,900,000.00	2,928,718.12
		3.906 MALAYSIAGOV 260715	2,960,000.00	2,984,829.96
		4.054 MALAYSIAGOV 390418	1,960,000.00	1,979,238.18
		4.065 MALAYSIAGOV 500615	5,250,000.00	5,180,164.39
		4.232 MALAYSIAGOV 310630	2,550,000.00	2,616,209.22

		4.254 MALAYSIAGOV 350531	2,600,000.00	2,687,229.74
		4.392 MALAYSIAGOV 260415	1,940,000.00	1,965,806.65
		4.457 MALAYSIAGOV 530331	3,300,000.00	3,448,889.73
		4.498 MALAYSIAGOV 300415	4,240,000.00	4,401,395.60
		4.504 MALAYSIAGOV 290430	1,500,000.00	1,552,831.95
		4.642 MALAYSIAGOV 331107	4,260,000.00	4,523,407.30
		4.696 MALAYSIAGOV 421015	4,600,000.00	4,983,812.04
		4.736 MALAYSIAGOV 460315	2,450,000.00	2,668,814.15
		4.762 MALAYSIAGOV 370407	4,440,000.00	4,794,113.97
		4.893 MALAYSIAGOV 380608	4,860,000.00	5,333,440.78
		4.921 MALAYSIAGOV 480706	2,720,000.00	3,042,813.13
		4.935 MALAYSIAGOV 430930	2,050,000.00	2,282,307.23
マレーシアリンギット合計			96,260,000.00	98,662,583.41 (3,426,344,330)
ニュージーランドドル	国債証券	0.25 NZ GOVT 280515	2,000,000.00	1,788,452.08
		1.5 NZ GOVT 310515	1,870,000.00	1,602,369.52
		1.75 NZ GOVT 410515	1,150,000.00	744,910.59
		2 NZ GOVT 320515	2,300,000.00	1,977,721.01
		2.75 NZ GOVT 370415	1,450,000.00	1,186,209.14
		2.75 NZ GOVT 510515	1,180,000.00	782,318.00
		3 NZ GOVT 290420	1,700,000.00	1,644,779.24
		3.5 NZ GOVT 330414	2,850,000.00	2,681,359.94
		4.25 NZ GOVT 340515	620,000.00	610,070.79
		4.25 NZ GOVT 360515	600,000.00	579,498.85
		4.5 NZ GOVT 270415	1,800,000.00	1,835,930.34
		4.5 NZ GOVT 300515	2,500,000.00	2,562,670.75
		4.5 NZ GOVT 350515	1,200,000.00	1,194,853.02
		5 NZ GOVT 540515	620,000.00	611,690.41
ニュージーランドドル合計			21,840,000.00	19,802,833.68 (1,726,014,983)
スウェーデンクローネ	国債証券	0.125 SWD GOVT 310512	9,450,000.00	8,386,827.75
		0.75 SWD GOVT 280512	17,500,000.00	16,864,137.50
		0.75 SWD GOVT 291112	12,200,000.00	11,521,436.00
		1 SWD GOVT 261112	8,960,000.00	8,827,705.60
		1.75 SWD GOVT 331111	11,500,000.00	11,111,012.50
		2.25 SWD GOVT 320601	6,750,000.00	6,811,702.42
		3.5 SWD GOVT 390330	11,270,000.00	12,722,139.50
スウェーデンクローネ合計			77,630,000.00	76,244,961.27 (1,070,479,256)
ノルウェークローネ	国債証券	1.25 NORWE GOVT 310917	10,700,000.00	9,143,484.37
		1.375 NORWE GOVT 300819	15,770,000.00	13,943,045.50
		1.5 NORWE GOVT 260219	6,040,000.00	5,892,895.80

		1.75 NORWE GOVT 270217	5,120,000.00	4,931,385.60	
		1.75 NORWE GOVT 290906	4,600,000.00	4,226,192.50	
		2 NORWE GOVT 280426	6,900,000.00	6,558,881.25	
		2.125 NORWE GOVT 320518	10,500,000.00	9,401,311.50	
		3 NORWE GOVT 330815	8,700,000.00	8,185,790.85	
		3.5 NORWE GOVT 421006	4,000,000.00	3,862,786.00	
		3.625 NORWE GOVT 340413	4,100,000.00	4,030,505.00	
	ノルウェークローネ合計		76,430,000.00	70,176,278.37	
				(962,116,776)	
デンマーククローネ	国債証券	0 DMK GOVT 311115	14,550,000.00	12,735,825.97	
		0.25 DMK GOVT 521115	9,730,000.00	5,615,462.73	
		0.5 DMK GOVT 271115	8,100,000.00	7,816,987.45	
		0.5 DMK GOVT 291115	10,550,000.00	9,880,536.56	
		2.25 DMK GOVT 331115	9,800,000.00	9,917,114.90	
		4.5 DMK GOVT 391115	18,500,000.00	23,441,048.45	
	デンマーククローネ合計		71,230,000.00	69,406,976.06	
				(1,487,391,496)	
メキシコペソ	国債証券	10 MEXICAN BONOS 361120	12,350,000.00	12,391,043.12	
		5.5 MEXICAN BONOS 270304	52,000,000.00	48,264,479.64	
		5.75 MEXICAN BONO 260305	65,500,000.00	63,158,603.59	
		7 MEXICAN BONOS 260903	42,000,000.00	40,677,000.00	
		7.5 MEXICAN BONOS 270603	63,950,000.00	61,499,402.10	
		7.5 MEXICAN BONOS 330526	60,200,000.00	51,928,520.00	
		7.75 MEXICAN BONO 310529	68,050,000.00	61,833,907.42	
		7.75 MEXICAN BONO 341123	52,400,000.00	45,103,106.64	
		7.75 MEXICAN BONO 421113	67,940,000.00	53,241,310.08	
		8 MEXICAN BONOS 350524	5,000,000.00	4,343,850.00	
		8 MEXICAN BONOS 471107	47,100,000.00	37,091,022.03	
		8 MEXICAN BONOS 530731	58,270,000.00	45,195,208.41	
		8.5 MEXICAN BONOS 290301	59,420,000.00	57,277,909.00	
		8.5 MEXICAN BONOS 290531	68,650,000.00	66,024,175.25	
		8.5 MEXICAN BONOS 381118	39,700,000.00	34,741,376.70	
	メキシコペソ合計		762,530,000.00	682,770,913.98	
				(5,138,397,344)	
イスラエルシェケル	国債証券	0.5 ISRAEL FIXED 260227	2,800,000.00	2,708,448.76	
		1 ISRAEL FIXED B0 300331	6,620,000.00	5,714,232.33	
		1.3 ISRAEL FIXED 320430	4,800,000.00	3,975,479.95	
		1.5 ISRAEL FIXED 370531	6,400,000.00	4,696,783.23	
		2 ISRAEL FIXED B0 270331	7,000,000.00	6,805,730.47	
		2.25 ISRAEL FIXED 280928	5,580,000.00	5,262,806.79	
		2.8 ISRAEL FIXED 521129	3,300,000.00	2,322,095.88	
		3.75 ISRAEL FIXED 290228	4,600,000.00	4,686,411.46	

		3.75 ISRAEL FIXED 470331	4,680,000.00	4,239,890.31		
		4 ISRAEL FIXED BO 350330	3,200,000.00	3,217,919.68		
		4.6 ISRAEL FIXED 290831	3,000,000.00	3,102,817.80		
		5.5 ISRAEL FIXED 420131	4,430,000.00	4,918,804.87		
		6.25 ISRAEL FIXED 261030	5,000,000.00	5,251,626.00		
	イスラエルシェケル合計		61,410,000.00	56,903,047.53		
				(2,461,546,171)		
ポーランドズロチ	国債証券	0.25 POLAND 261025	8,000,000.00	7,360,000.00		
		1.25 POLAND 301025	9,190,000.00	7,288,074.36		
		1.75 POLAND 320425	9,900,000.00	7,626,888.22		
		2.5 POLAND 260725	8,840,000.00	8,505,638.04		
		2.5 POLAND 270725	6,110,000.00	5,725,215.11		
		2.75 POLAND 280425	5,760,000.00	5,332,341.60		
		2.75 POLAND 291025	7,900,000.00	7,025,075.00		
		3.75 POLAND 270525	4,000,000.00	3,874,080.00		
		4.75 POLAND 290725	8,200,000.00	7,952,856.10		
		5 POLAND 300125	4,000,000.00	3,899,376.00		
		5 POLAND 341025	4,800,000.00	4,503,715.20		
		5.75 POLAND 290425	10,600,000.00	10,696,894.60		
		6 POLAND 331025	7,720,000.00	7,820,815.48		
		7.5 POLAND 280725	8,120,000.00	8,645,830.90		
ポーランドズロチ合計			103,140,000.00	96,256,800.61		
				(3,655,390,505)		
中国元	国債証券	1.42 CHINA GOVT 271115	35,000,000.00	35,120,207.50		
		1.62 CHINA GOVT 270815	65,000,000.00	65,543,939.50		
		1.67 CHINA GOVT 260615	7,000,000.00	7,033,638.50		
		1.85 CHINA GOVT 270515	40,000,000.00	40,503,020.00		
		1.87 CHINA GOVT 310915	22,000,000.00	22,459,404.00		
		1.91 CHINA GOVT 290715	30,000,000.00	30,669,075.00		
		1.99 CHINA GOVT 260315	35,000,000.00	35,266,938.00		
		2.04 CHINA GOVT 270225	85,000,000.00	86,257,770.50		
		2.04 CHINA GOVT 341125	8,000,000.00	8,293,600.00		
		2.05 CHINA GOVT 290415	64,000,000.00	65,711,385.60		
		2.11 CHINA GOVT 340825	47,000,000.00	48,992,748.30		
		2.12 CHINA GOVT 310625	59,000,000.00	61,072,168.50		
		2.18 CHINA GOVT 260815	64,000,000.00	64,875,462.40		
		2.27 CHINA GOVT 340525	50,000,000.00	52,814,035.00		
		2.28 CHINA GOVT 310325	73,000,000.00	76,097,550.60		
		2.3 CHINA GOVT 260515	76,000,000.00	76,996,808.40		
		2.35 CHINA GOVT 340225	79,000,000.00	83,552,422.40		
		2.37 CHINA GOVT 270120	28,000,000.00	28,574,000.00		
		2.37 CHINA GOVT 290115	58,000,000.00	60,138,912.40		

2.39 CHINA GOVT 261115	108,000,000.00	110,144,188.80
2.4 CHINA GOVT 280715	75,000,000.00	77,532,690.00
2.44 CHINA GOVT 271015	55,000,000.00	56,559,244.50
2.46 CHINA GOVT 260215	86,000,000.00	86,968,016.00
2.48 CHINA GOVT 270415	32,000,000.00	32,814,940.80
2.48 CHINA GOVT 280925	18,000,000.00	18,675,466.20
2.5 CHINA GOVT 270725	81,000,000.00	83,156,479.20
2.52 CHINA GOVT 330825	74,000,000.00	79,121,236.60
2.54 CHINA GOVT 301225	71,000,000.00	74,925,362.80
2.55 CHINA GOVT 281015	50,000,000.00	52,056,420.00
2.6 CHINA GOVT 300915	54,000,000.00	57,078,345.60
2.6 CHINA GOVT 320901	37,000,000.00	39,558,146.70
2.62 CHINA GOVT 280415	71,000,000.00	73,755,865.00
2.62 CHINA GOVT 290925	97,000,000.00	102,152,028.90
2.62 CHINA GOVT 300625	45,000,000.00	47,556,585.00
2.64 CHINA GOVT 280115	41,000,000.00	42,542,391.30
2.67 CHINA GOVT 330525	52,000,000.00	56,092,680.80
2.67 CHINA GOVT 331125	49,000,000.00	53,034,615.90
2.68 CHINA GOVT 300521	55,000,000.00	58,402,745.50
2.69 CHINA GOVT 260812	34,000,000.00	34,759,390.00
2.69 CHINA GOVT 320815	48,000,000.00	51,729,528.00
2.74 CHINA GOVT 260804	54,000,000.00	55,188,918.00
2.75 CHINA GOVT 290615	59,000,000.00	62,330,154.70
2.75 CHINA GOVT 320217	30,000,000.00	32,397,705.00
2.76 CHINA GOVT 320515	39,000,000.00	42,170,450.40
2.79 CHINA GOVT 291215	31,000,000.00	32,939,682.40
2.8 CHINA GOVT 290324	62,000,000.00	65,459,903.80
2.8 CHINA GOVT 300325	51,000,000.00	54,324,118.80
2.8 CHINA GOVT 321115	29,000,000.00	31,537,247.70
2.85 CHINA GOVT 270604	57,000,000.00	59,087,476.80
2.88 CHINA GOVT 330225	36,000,000.00	39,476,545.20
2.89 CHINA GOVT 311118	34,000,000.00	36,949,173.60
2.9 CHINA GOVT 260505	24,000,000.00	24,506,671.20
2.91 CHINA GOVT 281014	32,000,000.00	33,753,020.80
3 CHINA GOVT 531015	35,000,000.00	43,397,746.00
3.01 CHINA GOVT 280513	39,000,000.00	41,127,395.40
3.02 CHINA GOVT 310527	52,000,000.00	56,728,963.20
3.03 CHINA GOVT 260311	28,000,000.00	28,584,211.60
3.12 CHINA GOVT 261205	21,000,000.00	21,742,669.20
3.12 CHINA GOVT 521025	22,000,000.00	27,629,934.20
3.13 CHINA GOVT 291121	37,000,000.00	40,010,142.40
3.19 CHINA GOVT 530415	23,000,000.00	29,326,389.20

3.25 CHINA GOVT 260606	28,000,000.00	28,795,692.80			
3.25 CHINA GOVT 281122	25,000,000.00	26,806,535.00			
3.27 CHINA GOVT 301119	35,000,000.00	38,624,890.50			
3.28 CHINA GOVT 271203	24,000,000.00	25,384,600.80			
3.29 CHINA GOVT 290523	23,000,000.00	24,902,974.00			
3.32 CHINA GOVT 520415	27,000,000.00	34,905,375.90			
3.39 CHINA GOVT 500316	49,000,000.00	62,966,754.20			
3.52 CHINA GOVT 270504	7,000,000.00	7,374,520.30			
3.53 CHINA GOVT 511018	29,000,000.00	38,659,653.50			
3.54 CHINA GOVT 280816	13,000,000.00	14,060,920.90			
3.59 CHINA GOVT 270803	7,000,000.00	7,418,874.40			
3.69 CHINA GOVT 280517	3,000,000.00	3,248,925.30			
3.72 CHINA GOVT 510412	25,000,000.00	34,181,805.00			
3.81 CHINA GOVT 500914	46,000,000.00	63,793,697.00			
3.86 CHINA GOVT 490722	37,000,000.00	50,818,497.30			
4.08 CHINA GOVT 481022	31,000,000.00	43,638,848.80			
中国元合計	3,362,000,000.00	3,602,840,539.50			
		(76,556,758,623)			
ユーロ	国債証券	0 AUSTRIA GOVT 281020	1,790,000.00	1,646,336.83	
		0 AUSTRIA GOVT 300220	1,950,000.00	1,727,841.11	
		0 AUSTRIA GOVT 310220	2,720,000.00	2,338,728.07	
		0 AUSTRIA GOVT 401020	1,170,000.00	734,190.50	
		0 BEL GOVT 271022	1,800,000.00	1,695,141.00	
		0 BEL GOVT 311022	2,300,000.00	1,932,427.22	
		0 BUND 260815	5,500,000.00	5,335,763.12	
		0 BUND 281115	4,400,000.00	4,079,695.40	
		0 BUND 290815	4,550,000.00	4,146,796.06	
		0 BUND 300215	3,820,000.00	3,440,511.65	
		0 BUND 300815	5,960,000.00	5,310,145.44	
		0 BUND 300815	1,550,000.00	1,381,398.75	
		0 BUND 310215	4,640,000.00	4,085,262.48	
		0 BUND 310815	5,400,000.00	4,695,979.48	
		0 BUND 310815	1,900,000.00	1,652,711.20	
		0 BUND 320215	4,690,000.00	4,022,495.75	
		0 BUND 350515	3,630,000.00	2,838,777.97	
		0 BUND 360515	4,270,000.00	3,238,634.83	
		0 BUND 500815	7,370,000.00	3,832,613.73	
		0 BUND 500815	1,910,000.00	994,876.02	
		0 BUND 520815	5,550,000.00	2,743,009.80	
		0 FINNISH GOVT 260915	300,000.00	290,059.65	
		0 FINNISH GOVT 300915	750,000.00	653,958.82	
		0 IRISH GOVT 311018	1,900,000.00	1,614,703.12	

0 ITALY GOVT 260401	3,300,000.00	3,217,137.00
0 ITALY GOVT 260801	5,000,000.00	4,839,801.65
0 NETH GOVT 270115	1,950,000.00	1,873,596.07
0 NETH GOVT 290115	2,380,000.00	2,181,684.12
0 NETH GOVT 300715	2,650,000.00	2,340,030.16
0 NETH GOVT 310715	2,540,000.00	2,184,004.64
0 NETH GOVT 380115	2,280,000.00	1,602,653.04
0 NETH GOVT 520115	3,490,000.00	1,707,940.56
0 O.A.T 260225	790,000.00	772,260.15
0 O.A.T 270225	8,240,000.00	7,873,155.20
0 O.A.T 291125	8,130,000.00	7,193,155.71
0 O.A.T 301125	10,040,000.00	8,607,548.02
0 O.A.T 311125	10,500,000.00	8,700,972.00
0 O.A.T 320525	6,480,000.00	5,270,041.44
0 OBL 260410	6,910,000.00	6,746,543.95
0 OBL 261009	3,600,000.00	3,481,983.00
0 SPAIN GOVT 260131	3,000,000.00	2,934,939.00
0 SPAIN GOVT 270131	9,400,000.00	9,002,981.60
0 SPAIN GOVT 280131	5,320,000.00	4,966,858.40
0.1 BEL GOVT 300622	1,520,000.00	1,339,129.50
0.1 SPAIN GOVT 310430	5,360,000.00	4,582,210.40
0.125 FINNISH GOV 310915	1,070,000.00	913,274.15
0.125 FINNISH GOV 360415	1,120,000.00	826,865.20
0.125 FINNISH GOV 520415	750,000.00	353,724.18
0.2 IRISH GOVT 270515	1,600,000.00	1,532,864.00
0.2 IRISH GOVT 301018	1,380,000.00	1,222,203.63
0.25 AUSTRIA GOVT 361020	1,490,000.00	1,099,247.50
0.25 BUND 280815	4,640,000.00	4,364,577.11
0.25 BUND 290215	4,850,000.00	4,517,150.56
0.25 FINNISH GOVT 400915	940,000.00	618,482.40
0.25 ITALY GOVT 280315	3,760,000.00	3,512,234.80
0.25 NETH GOVT 290715	2,950,000.00	2,702,430.10
0.25 O.A.T 261125	7,360,000.00	7,108,632.08
0.3 PORTUGUESE 311017	2,200,000.00	1,908,186.50
0.35 BEL GOVT 320622	2,940,000.00	2,479,265.25
0.35 IRISH GOVT 321018	800,000.00	681,054.40
0.4 BEL GOVT 400622	1,660,000.00	1,089,682.10
0.4 IRISH GOVT 350515	1,020,000.00	810,679.42
0.45 ITALY GOVT 290215	2,300,000.00	2,110,646.75
0.475 PORTUGUESE 301018	2,400,000.00	2,160,802.99
0.5 AUSTRIA GOVT 270420	2,100,000.00	2,024,673.00
0.5 AUSTRIA GOVT 290220	3,350,000.00	3,115,500.00

0.5 BUND 260215	6,660,000.00	6,554,538.90
0.5 BUND 270815	5,120,000.00	4,935,345.91
0.5 BUND 280215	4,280,000.00	4,092,613.55
0.5 FINNISH GOVT 260415	1,670,000.00	1,638,494.19
0.5 FINNISH GOVT 270915	700,000.00	670,963.09
0.5 FINNISH GOVT 280915	1,480,000.00	1,388,445.03
0.5 FINNISH GOVT 290915	1,350,000.00	1,239,784.98
0.5 FINNISH GOVT 430415	780,000.00	505,596.39
0.5 ITALY GOVT 260201	2,450,000.00	2,407,861.22
0.5 ITALY GOVT 280715	2,400,000.00	2,242,008.00
0.5 NETH GOVT 260715	3,970,000.00	3,881,977.47
0.5 NETH GOVT 320715	1,300,000.00	1,129,603.98
0.5 NETH GOVT 400115	2,330,000.00	1,691,300.40
0.5 O.A.T 260525	10,240,000.00	10,022,348.80
0.5 O.A.T 290525	10,330,000.00	9,479,489.78
0.5 O.A.T 400525	4,680,000.00	3,072,033.90
0.5 O.A.T 440625	3,890,000.00	2,285,447.93
0.5 O.A.T 720525	2,510,000.00	870,914.78
0.5 SPAIN GOVT 300430	4,580,000.00	4,124,208.70
0.5 SPAIN GOVT 311031	4,340,000.00	3,758,369.47
0.55 IRISH GOVT 410422	900,000.00	631,774.80
0.6 ITALY GOVT 310801	3,800,000.00	3,263,074.25
0.6 SPAIN GOVT 291031	4,780,000.00	4,375,792.44
0.65 BEL GOVT 710622	1,090,000.00	439,901.49
0.7 AUSTRIA GOVT 710420	880,000.00	396,761.20
0.7 SPAIN GOVT 320430	4,550,000.00	3,943,775.06
0.75 AUSTRIA GOVT 261020	2,480,000.00	2,421,527.37
0.75 AUSTRIA GOVT 280220	2,940,000.00	2,812,257.00
0.75 AUSTRIA GOVT 510320	1,570,000.00	928,293.90
0.75 FINNISH GOVT 310415	1,050,000.00	944,038.20
0.75 NETH GOVT 270715	2,570,000.00	2,487,885.59
0.75 NETH GOVT 280715	3,020,000.00	2,877,225.33
0.75 O.A.T 280225	9,000,000.00	8,572,329.00
0.75 O.A.T 280525	9,750,000.00	9,240,640.50
0.75 O.A.T 281125	10,340,000.00	9,697,069.14
0.75 O.A.T 520525	5,560,000.00	2,853,753.40
0.75 O.A.T 530525	5,690,000.00	2,848,183.55
0.8 BEL GOVT 270622	2,880,000.00	2,786,724.00
0.8 BEL GOVT 280622	1,540,000.00	1,465,473.24
0.8 SPAIN GOVT 270730	4,670,000.00	4,506,526.65
0.8 SPAIN GOVT 290730	5,130,000.00	4,764,508.02
0.85 AUSTRIA GOVT 200630	830,000.00	353,470.02
0.85 ITALY GOVT 270115	4,060,000.00	3,952,328.80

0.85 SPAIN GOVT 370730	2,970,000.00	2,245,123.98
0.9 AUSTRIA GOVT 320220	2,120,000.00	1,890,483.50
0.9 BEL GOVT 290622	3,090,000.00	2,899,798.91
0.9 IRISH GOVT 280515	1,640,000.00	1,576,003.92
0.9 ITALY GOVT 310401	4,230,000.00	3,736,538.77
0.95 ITALY GOVT 270915	6,500,000.00	6,268,535.00
0.95 ITALY GOVT 300801	2,940,000.00	2,653,291.20
0.95 ITALY GOVT 311201	3,130,000.00	2,725,660.34
0.95 ITALY GOVT 320601	3,400,000.00	2,920,671.40
0.95 ITALY GOVT 370301	3,020,000.00	2,243,372.27
1 BEL GOVT 260622	2,760,000.00	2,717,344.20
1 BEL GOVT 310622	3,430,000.00	3,111,696.00
1 BUND 380515	5,260,000.00	4,339,826.12
1 IRISH GOVT 260515	1,850,000.00	1,824,570.82
1 O.A.T 270525	9,140,000.00	8,884,061.72
1 PORTUGUESE 520412	1,800,000.00	1,049,192.10
1 SPAIN GOVT 420730	2,370,000.00	1,615,042.42
1 SPAIN GOVT 501031	4,150,000.00	2,373,364.25
1.1 IRISH GOVT 290515	1,610,000.00	1,534,255.39
1.1 ITALY GOVT 270401	3,300,000.00	3,216,450.60
1.125 FINNISH GOV 340415	730,000.00	634,003.54
1.15 PORTUGUESE 420411	900,000.00	650,607.30
1.2 SPAIN GOVT 401031	3,400,000.00	2,488,655.50
1.25 BEL GOVT 330422	1,770,000.00	1,579,886.95
1.25 BUND 480815	6,260,000.00	4,765,750.52
1.25 ITALY GOVT 261201	4,080,000.00	4,009,599.60
1.25 O.A.T 340525	10,410,000.00	8,898,842.76
1.25 O.A.T 360525	6,890,000.00	5,617,651.26
1.25 O.A.T 380525	6,870,000.00	5,339,202.55
1.25 SPAIN GOVT 301031	4,930,000.00	4,575,574.90
1.3 IRISH GOVT 330515	860,000.00	782,430.79
1.3 OBL 271015	5,750,000.00	5,644,983.43
1.3 OBL 271015	800,000.00	785,496.80
1.3 SPAIN GOVT 261031	4,750,000.00	4,682,626.00
1.35 IRISH GOVT 310318	1,070,000.00	1,007,850.92
1.35 ITALY GOVT 300401	3,610,000.00	3,357,594.21
1.375 FINNISH GOV 270415	800,000.00	786,311.80
1.375 FINNISH GOV 470415	1,590,000.00	1,165,894.13
1.4 BEL GOVT 530622	1,740,000.00	1,091,896.11
1.4 SPAIN GOVT 280430	4,660,000.00	4,526,537.60
1.4 SPAIN GOVT 280730	4,240,000.00	4,103,909.78
1.45 BEL GOVT 370622	1,220,000.00	1,014,043.56

1.45 ITALY GOVT 360301	2,440,000.00	1,978,067.74
1.45 SPAIN GOVT 271031	7,730,000.00	7,560,741.98
1.45 SPAIN GOVT 290430	4,280,000.00	4,110,230.59
1.45 SPAIN GOVT 711031	1,300,000.00	664,093.95
1.5 AUSTRIA GOVT 470220	1,810,000.00	1,364,310.12
1.5 AUSTRIA GOVT 861102	460,000.00	277,633.00
1.5 FINNISH GOVT 320915	750,000.00	691,455.75
1.5 IRISH GOVT 500515	1,460,000.00	1,095,390.55
1.5 ITALY GOVT 450430	2,380,000.00	1,599,304.66
1.5 O.A.T 310525	12,040,000.00	11,183,645.95
1.5 O.A.T 500525	5,680,000.00	3,730,453.60
1.5 SPAIN GOVT 270430	8,090,000.00	7,971,841.50
1.6 BEL GOVT 470622	1,800,000.00	1,293,174.00
1.6 ITALY GOVT 260601	4,120,000.00	4,087,204.80
1.65 ITALY GOVT 301201	3,870,000.00	3,603,813.66
1.65 ITALY GOVT 320301	4,450,000.00	4,047,748.92
1.7 BEL GOVT 500622	1,840,000.00	1,294,773.50
1.7 BUND 320815	4,430,000.00	4,266,651.49
1.7 IRISH GOVT 370515	1,190,000.00	1,054,407.23
1.7 ITALY GOVT 510901	2,900,000.00	1,852,578.00
1.75 O.A.T 390625	5,830,000.00	4,780,570.85
1.75 O.A.T 660525	2,820,000.00	1,728,152.40
1.8 BUND 530815	5,580,000.00	4,651,404.30
1.8 BUND 530815	1,500,000.00	1,252,825.50
1.8 ITALY GOVT 410301	2,950,000.00	2,233,091.00
1.85 AUSTRIA GOVT 490523	1,130,000.00	901,949.05
1.85 SPAIN GOVT 350730	4,400,000.00	3,925,057.40
1.9 BEL GOVT 380622	1,860,000.00	1,606,042.57
1.9 SPAIN GOVT 521031	3,370,000.00	2,355,041.93
1.95 PORTUGUESE 290615	2,200,000.00	2,172,610.04
1.95 SPAIN GOVT 260430	3,520,000.00	3,509,875.60
1.95 SPAIN GOVT 300730	3,790,000.00	3,670,998.73
2 AUSTRIA GOVT 260715	1,000,000.00	998,315.00
2 IRISH GOVT 450218	1,970,000.00	1,706,797.65
2 ITALY GOVT 280201	3,880,000.00	3,832,251.75
2 NETH GOVT 540115	2,430,000.00	2,064,979.98
2 O.A.T 321125	8,950,000.00	8,379,090.68
2 O.A.T 480525	5,220,000.00	3,947,605.42
2.05 ITALY GOVT 270801	3,850,000.00	3,823,127.00
2.1 AUSTRIA GOVT 170920	950,000.00	719,150.79
2.1 BUND 291115	4,460,000.00	4,450,768.91
2.1 ITALY GOVT 260715	2,350,000.00	2,346,175.37
2.1 OBL 290412	4,560,000.00	4,557,147.42

2.1 OBL 290412	1,900,000.00	1,899,145.00
2.125 PORTUGUESE 281017	2,800,000.00	2,794,654.80
2.15 BEL GOVT 660622	1,530,000.00	1,099,282.23
2.15 ITALY GOVT 520901	1,850,000.00	1,288,771.05
2.15 ITALY GOVT 720301	1,410,000.00	897,292.79
2.2 BUND 340215	5,650,000.00	5,584,776.40
2.2 ITALY GOVT 270601	3,380,000.00	3,371,888.00
2.2 OBL 280413	4,250,000.00	4,268,692.77
2.25 BEL GOVT 570622	1,300,000.00	977,612.67
2.25 ITALY GOVT 360901	2,370,000.00	2,080,003.24
2.25 PORTUGUESE 340418	2,000,000.00	1,921,158.00
2.3 BUND 330215	6,690,000.00	6,698,141.73
2.3 BUND 330215	2,170,000.00	2,173,307.08
2.35 SPAIN GOVT 330730	4,090,000.00	3,928,189.37
2.4 AUSTRIA GOVT 340523	1,690,000.00	1,642,356.78
2.4 BUND 301115	5,480,000.00	5,543,067.67
2.4 IRISH GOVT 300515	1,490,000.00	1,494,831.32
2.4 OBL 281019	4,820,000.00	4,873,772.40
2.45 ITALY GOVT 330901	3,420,000.00	3,215,603.70
2.45 ITALY GOVT 500901	2,750,000.00	2,081,060.43
2.5 BUND 440704	5,360,000.00	5,245,870.16
2.5 BUND 460815	5,660,000.00	5,535,140.40
2.5 BUND 540815	3,360,000.00	3,259,217.63
2.5 FINNISH GOVT 300415	800,000.00	802,600.00
2.5 ITALY GOVT 321201	3,500,000.00	3,336,077.50
2.5 NETH GOVT 300115	1,900,000.00	1,917,345.10
2.5 NETH GOVT 330115	2,750,000.00	2,752,809.12
2.5 NETH GOVT 330715	1,910,000.00	1,906,662.27
2.5 NETH GOVT 340715	3,050,000.00	3,028,500.55
2.5 O.A.T 260924	7,900,000.00	7,937,920.00
2.5 O.A.T 270924	6,500,000.00	6,529,714.75
2.5 O.A.T 300525	11,270,000.00	11,195,228.39
2.5 O.A.T 430525	6,030,000.00	5,222,304.09
2.5 OBL 291011	3,500,000.00	3,554,553.45
2.5 SCHATS 260319	4,500,000.00	4,518,225.00
2.5 SPAIN GOVT 270531	4,400,000.00	4,424,079.00
2.55 SPAIN GOVT 321031	4,160,000.00	4,084,955.68
2.6 BUND 330815	5,310,000.00	5,425,876.41
2.6 BUND 340815	6,200,000.00	6,319,322.10
2.6 BUND 410515	1,570,000.00	1,561,105.95
2.6 IRISH GOVT 341018	850,000.00	845,673.50
2.625 FINNISH GOV 420704	940,000.00	890,333.92

2.65 ITALY GOVT 271201	2,800,000.00	2,816,623.60
2.7 BEL GOVT 291022	2,000,000.00	2,023,062.40
2.7 ITALY GOVT 470301	3,300,000.00	2,702,845.20
2.7 SPAIN GOVT 481031	3,370,000.00	2,903,094.92
2.75 BEL GOVT 390422	1,350,000.00	1,283,743.68
2.75 FINNISH GOVT 280704	1,110,000.00	1,127,601.82
2.75 FINNISH GOVT 380415	680,000.00	663,552.50
2.75 NETH GOVT 470115	3,320,000.00	3,313,539.28
2.75 O.A.T 271025	11,820,000.00	11,952,738.60
2.75 O.A.T 290225	10,500,000.00	10,589,922.00
2.75 O.A.T 300225	3,450,000.00	3,467,991.75
2.8 ITALY GOVT 281201	3,680,000.00	3,712,526.41
2.8 ITALY GOVT 290615	3,200,000.00	3,214,240.00
2.8 ITALY GOVT 670301	1,760,000.00	1,343,017.28
2.8 SPAIN GOVT 260531	3,500,000.00	3,526,472.25
2.85 BEL GOVT 341022	3,100,000.00	3,081,287.62
2.875 FINNISH GOV 290415	600,000.00	612,005.70
2.875 PORTUGUESE 260721	1,700,000.00	1,720,810.55
2.875 PORTUGUESE 341020	1,700,000.00	1,706,954.70
2.9 AUSTRIA GOVT 290523	700,000.00	715,134.00
2.9 AUSTRIA GOVT 330220	2,710,000.00	2,753,315.82
2.9 AUSTRIA GOVT 340220	2,570,000.00	2,601,022.98
2.9 SCHATS 260618	4,500,000.00	4,547,936.25
2.9 SPAIN GOVT 461031	3,040,000.00	2,748,294.88
2.95 FINNISH GOVT 550415	670,000.00	650,403.77
2.95 ITALY GOVT 270215	4,030,000.00	4,077,412.95
2.95 ITALY GOVT 380901	2,730,000.00	2,514,916.95
3 BEL GOVT 330622	2,750,000.00	2,789,129.75
3 BEL GOVT 340622	2,050,000.00	2,072,371.65
3 FINNISH GOVT 330915	1,720,000.00	1,756,679.00
3 FINNISH GOVT 340915	1,000,000.00	1,018,079.50
3 IRISH GOVT 431018	460,000.00	467,766.50
3 ITALY GOVT 290801	4,120,000.00	4,173,757.76
3 ITALY GOVT 291001	1,500,000.00	1,513,369.80
3 O.A.T 330525	7,230,000.00	7,239,015.81
3 O.A.T 341125	7,450,000.00	7,377,418.37
3 O.A.T 490625	1,780,000.00	1,618,560.22
3 O.A.T 540525	4,370,000.00	3,848,723.45
3.1 ITALY GOVT 400301	2,310,000.00	2,125,200.00
3.1 SPAIN GOVT 310730	2,600,000.00	2,660,141.38
3.15 AUSTRIA GOVT 440620	1,700,000.00	1,716,392.24
3.15 AUSTRIA GOVT 531020	1,000,000.00	1,003,606.00
3.15 IRISH GOVT 551018	400,000.00	414,251.60

3.15 ITALY GOVT 311115	1,300,000.00	1,302,020.85
3.15 SPAIN GOVT 330430	4,400,000.00	4,489,604.24
3.2 AUSTRIA GOVT 390715	700,000.00	714,911.40
3.25 BUND 420704	3,390,000.00	3,677,148.25
3.25 ITALY GOVT 380301	3,720,000.00	3,548,824.20
3.25 ITALY GOVT 460901	2,940,000.00	2,644,055.92
3.25 NETH GOVT 440115	1,830,000.00	1,953,157.17
3.25 O.A.T 450525	5,300,000.00	5,102,296.75
3.25 O.A.T 550525	3,760,000.00	3,458,805.20
3.25 SPAIN GOVT 340430	3,710,000.00	3,790,859.45
3.3 BEL GOVT 540622	1,990,000.00	1,904,889.69
3.35 ITALY GOVT 290701	2,700,000.00	2,766,853.35
3.35 ITALY GOVT 350301	3,110,000.00	3,087,032.65
3.4 ITALY GOVT 280401	3,000,000.00	3,079,846.50
3.45 AUSTRIA GOVT 301020	1,610,000.00	1,692,520.55
3.45 BEL GOVT 430622	770,000.00	778,883.87
3.45 ITALY GOVT 310715	3,000,000.00	3,066,261.60
3.45 ITALY GOVT 480301	3,070,000.00	2,828,044.09
3.45 SPAIN GOVT 341031	3,650,000.00	3,780,885.35
3.45 SPAIN GOVT 430730	3,130,000.00	3,091,295.19
3.45 SPAIN GOVT 660730	2,800,000.00	2,624,089.30
3.5 BEL GOVT 550622	1,580,000.00	1,561,476.08
3.5 ITALY GOVT 300301	4,470,000.00	4,625,623.05
3.5 ITALY GOVT 310215	3,290,000.00	3,377,509.06
3.5 O.A.T 260425	6,690,000.00	6,793,668.24
3.5 O.A.T 331125	8,080,000.00	8,367,851.61
3.5 PORTUGUESE 380618	1,200,000.00	1,248,764.64
3.5 SPAIN GOVT 290531	3,380,000.00	3,518,765.90
3.55 SPAIN GOVT 331031	4,420,000.00	4,629,194.18
3.7 ITALY GOVT 300615	3,950,000.00	4,105,460.15
3.75 BEL GOVT 450622	1,840,000.00	1,935,634.00
3.75 NETH GOVT 420115	3,240,000.00	3,658,802.40
3.8 AUSTRIA GOVT 620126	1,050,000.00	1,203,826.05
3.8 ITALY GOVT 260415	2,700,000.00	2,746,554.75
3.8 ITALY GOVT 280801	3,090,000.00	3,215,058.48
3.85 ITALY GOVT 260915	2,800,000.00	2,866,626.56
3.85 ITALY GOVT 291215	3,890,000.00	4,076,000.35
3.85 ITALY GOVT 340701	3,420,000.00	3,541,977.03
3.85 ITALY GOVT 350201	2,850,000.00	2,940,636.27
3.85 ITALY GOVT 490901	3,600,000.00	3,513,909.60
3.9 SPAIN GOVT 390730	4,690,000.00	4,969,453.65
4 BEL GOVT 320328	1,620,000.00	1,756,442.88

4 BUND 370104	4,830,000.00	5,563,435.50
4 ITALY GOVT 301115	3,840,000.00	4,048,953.60
4 ITALY GOVT 311030	1,650,000.00	1,749,363.00
4 ITALY GOVT 350430	2,150,000.00	2,261,003.42
4 ITALY GOVT 370201	5,850,000.00	6,102,910.12
4 NETH GOVT 370115	3,160,000.00	3,575,888.23
4 O.A.T 381025	4,510,000.00	4,832,570.98
4 O.A.T 550425	3,710,000.00	3,926,871.76
4 O.A.T 600425	3,870,000.00	4,100,035.50
4 SPAIN GOVT 541031	1,750,000.00	1,837,564.75
4.05 ITALY GOVT 371030	1,950,000.00	2,032,624.42
4.1 ITALY GOVT 290201	4,730,000.00	4,982,343.13
4.1 PORTUGUESE 370415	2,700,000.00	2,994,616.44
4.1 PORTUGUESE 450215	1,100,000.00	1,216,042.85
4.15 AUSTRIA GOVT 370315	2,540,000.00	2,855,245.75
4.15 ITALY GOVT 391001	2,530,000.00	2,626,500.52
4.2 ITALY GOVT 340301	3,930,000.00	4,186,243.86
4.2 SPAIN GOVT 370131	3,910,000.00	4,303,900.43
4.25 BEL GOVT 410328	2,900,000.00	3,241,116.84
4.25 BUND 390704	3,560,000.00	4,259,842.60
4.3 ITALY GOVT 541001	1,900,000.00	1,951,986.28
4.35 ITALY GOVT 331101	3,710,000.00	3,998,606.46
4.4 ITALY GOVT 330501	3,800,000.00	4,115,210.76
4.45 ITALY GOVT 430901	2,640,000.00	2,810,491.20
4.5 BEL GOVT 260328	1,610,000.00	1,651,612.06
4.5 ITALY GOVT 260301	3,740,000.00	3,825,842.35
4.5 ITALY GOVT 531001	2,770,000.00	2,957,544.23
4.5 O.A.T 410425	6,720,000.00	7,599,012.96
4.7 SPAIN GOVT 410730	3,700,000.00	4,283,725.68
4.75 BUND 280704	2,340,000.00	2,547,148.50
4.75 BUND 340704	3,990,000.00	4,793,700.51
4.75 BUND 400704	3,610,000.00	4,579,859.71
4.75 ITALY GOVT 280901	3,930,000.00	4,224,091.33
4.75 ITALY GOVT 440901	3,480,000.00	3,863,635.20
4.75 O.A.T 350425	5,130,000.00	5,847,153.48
4.85 AUSTRIA GOVT 260315	1,370,000.00	1,409,307.35
4.9 SPAIN GOVT 400730	3,170,000.00	3,734,436.56
5 BEL GOVT 350328	3,690,000.00	4,348,065.37
5 ITALY GOVT 340801	4,650,000.00	5,256,737.58
5 ITALY GOVT 390801	5,170,000.00	5,873,094.15
5 ITALY GOVT 400901	3,950,000.00	4,481,286.85
5.15 SPAIN GOVT 281031	3,250,000.00	3,564,162.87
5.15 SPAIN GOVT 441031	2,940,000.00	3,615,700.20

5.25 ITALY GOVT 291101	5,160,000.00	5,742,569.16
5.5 BEL GOVT 280328	4,910,000.00	5,380,117.77
5.5 BUND 310104	3,650,000.00	4,314,368.25
5.5 NETH GOVT 280115	2,180,000.00	2,385,665.56
5.5 O.A.T 290425	6,800,000.00	7,596,960.00
5.625 BUND 280104	3,460,000.00	3,806,747.01
5.75 ITALY GOVT 330201	4,320,000.00	5,078,800.22
5.75 O.A.T 321025	5,200,000.00	6,217,395.60
5.75 SPAIN GOVT 320730	4,490,000.00	5,387,050.36
5.9 SPAIN GOVT 260730	4,650,000.00	4,899,672.45
6 ITALY GOVT 310501	5,600,000.00	6,570,150.72
6 SPAIN GOVT 290131	4,230,000.00	4,803,924.28
6.25 AUSTRIA GOVT 270715	1,630,000.00	1,783,916.01
6.25 BUND 300104	1,700,000.00	2,019,927.25
6.5 BUND 270704	2,680,000.00	2,958,505.60
6.5 ITALY GOVT 271101	4,970,000.00	5,503,380.40
7.25 ITALY GOVT 261101	2,300,000.00	2,494,500.88
ユーロ合計	1,320,030,000.00	1,249,533,413.05 (199,787,897,412)
合計		677,676,718,592 (677,676,718,592)

(注1)通貨の種類ごとの小計 / 合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券時価比率	有価証券の合計金額に対する比率
アメリカドル	国債証券 258銘柄	100.00%	47.52%
カナダドル	国債証券 40銘柄	100.00%	2.02%
オーストラリアドル	国債証券 26銘柄	100.00%	1.21%
イギリスポンド	国債証券 60銘柄	100.00%	5.15%
シンガポールドル	国債証券 19銘柄	100.00%	0.38%
マレーシアリングット	国債証券 28銘柄	100.00%	0.51%
ニュージーランドドル	国債証券 14銘柄	100.00%	0.25%
スウェーデンクローネ	国債証券 7銘柄	100.00%	0.16%
ノルウェークローネ	国債証券 10銘柄	100.00%	0.14%
デンマーククローネ	国債証券 6銘柄	100.00%	0.22%
メキシコペソ	国債証券 15銘柄	100.00%	0.76%
イスラエルシェケル	国債証券 13銘柄	100.00%	0.36%
ポーランドズロチ	国債証券 14銘柄	100.00%	0.54%
中国元	国債証券 77銘柄	100.00%	11.30%
ユーロ	国債証券 381銘柄	100.00%	29.48%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

海外債券マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

[2025年 2月 5日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	354,377,787
コール・ローン	153,158,576
国債証券	8,434,507,758
地方債証券	70,539,614
特殊債券	581,568,333
社債券	646,487,838
派生商品評価勘定	21,824,212
未収利息	76,280,102
前払費用	5,191,156
流動資産合計	10,343,935,376
資産合計	10,343,935,376
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	20,424,936
流動負債合計	20,424,936
負債合計	20,424,936
純資産の部	
元本等	
元本	3,352,659,336
剰余金	
剰余金又は欠損金()	6,970,851,104
元本等合計	10,323,510,440
純資産合計	10,323,510,440
負債純資産合計	10,343,935,376

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[2025年 2月 5日現在]
1. 期首	2024年 2月 6日
期首元本額	1,489,905,541円
期中追加設定元本額	2,014,404,206円
期中一部解約元本額	151,650,411円
元本の内訳	
海外債券セレクション(ラップ向け)	2,286,025,901円
三菱UFJ <DC> 海外債券オープン	1,066,633,435円

合計	[2025年 2月 5日現在]
2. 受益権の総数	3,352,659,336円 3,352,659,336口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2024年 2月 6日 至 2025年 2月 5日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っています。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用してあります。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。 ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[2025年 2月 5日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としてあります。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることがあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	[2025年 2月 5日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
国債証券	16,062,218
地方債証券	1,571,194
特殊債券	8,962,347
社債券	10,663,644
合計	37,259,403

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

[2025年 2月 5日現在]

区分	種類	契約額等(円)	時価(円)	評価損益(円)
			うち1年超	
市場取引以外の取引	為替予約取引			
	買建			
	アメリカドル	109,640,513	108,521,370	1,119,143
	オーストラリアドル	178,801,687	176,564,636	2,237,051
	シンガポールドル	6,659,212	6,577,084	82,128
	スウェーデンクローネ	16,781,380	16,652,860	128,520
	ノルウェークローネ	8,160,187	8,094,975	65,212
	ポーランドズロチ	47,270,816	47,192,190	78,626
	オフショア元	1,095,391,107	1,078,676,851	16,714,256
	売建			
	アメリカドル	249,970,944	244,188,367	5,782,577
	カナダドル	207,898,425	204,134,927	3,763,498
	イギリスポンド	272,045,411	269,719,052	2,326,359
	ニュージーランドドル	193,804,712	191,819,176	1,985,536
	デンマーククローネ	3,257,595	3,202,650	54,945
	メキシコペソ	194,950	192,020	2,930
	ユーロ	542,093,718	534,185,351	7,908,367
	合計	2,931,970,657	2,889,721,509	1,399,276

(注) 時価の算定方法

1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

(イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	[2025年 2月 5日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	3.0792円 (30,792円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考	
アメリカ ドル	国債証券	0.5 T-NOTE 270430	1,970,000.00	1,815,401.17		
		0.5 T-NOTE 270630	965,000.00	883,710.05		
		1.125 T-BOND 400515	875,000.00	533,493.65		
		1.125 T-NOTE 261031	2,200,000.00	2,087,164.06		
		1.25 T-NOTE 280331	3,750,000.00	3,420,922.83		
		1.375 T-NOTE 311115	2,005,000.00	1,650,365.62		
		1.5 T-NOTE 300215	2,770,000.00	2,419,205.48		
		2.125 T-NOTE 250515	720,000.00	715,754.85		
		2.5 T-BOND 450215	1,085,000.00	761,364.84		
		2.5 T-BOND 460515	99,200.00	68,393.74		
		3.125 T-BOND 480515	380,000.00	288,198.82		
		3.375 T-BOND 420815	750,000.00	625,839.84		
		3.875 T-NOTE 330815	2,060,000.00	1,972,852.33		
		4 T-NOTE 290131	4,510,000.00	4,460,936.11		
		4 T-NOTE 340215	3,011,600.00	2,901,841.29		
		4.25 T-BOND 540215	230,000.00	211,438.28		
		4.25 T-NOTE 250531	2,270,000.00	2,269,202.79		
		4.5 MEXICO 290422	400,000.00	385,115.07		
		4.5 T-NOTE 270415	850,000.00	854,831.05		
		4.5 T-NOTE 331115	1,960,000.00	1,962,411.72		
		5 SLOVENIA 330919	200,000.00	197,237.60		
国債証券 小計			33,060,800.00	30,485,681.19		
				(4,696,928,900)		
特殊債券	3.5 SAUDI ARABIAN 290416		200,000.00	188,119.75		
	3.875 EX-IM BK IN 280201		200,000.00	193,876.84		
特殊債券 小計			400,000.00	381,996.59		
				(58,854,214)		
社債券	1.95 COMCAST CORP 310115		50,000.00	42,162.65		
	2.4 AMERICAN TOWE 250315		75,000.00	74,802.34		
	2.9 ENERGY TRANSF 250515		50,000.00	49,753.12		
	2.95 SINOPEC GRP 291112		400,000.00	373,134.34		
	4.2 CHARTER COMM 280315		100,000.00	97,031.68		
	5.05 ONEOK INC 341101		75,000.00	71,794.14		
	5.55 BRISTOL-MYER 540222		45,000.00	44,116.18		
	5.65 ONEOK INC 281101		100,000.00	102,161.39		
	6 LAS VEGAS SANDS 290815		50,000.00	50,796.26		
	6.875 PETRO MEX 251016		100,000.00	99,671.48		
	FRN BANK OF AM 310723		100,000.00	84,896.47		
	FRN CITIGROUP 310331		50,000.00	48,329.74		
社債券 小計			1,195,000.00	1,138,649.79		
				(175,431,773)		

アメリカドル合計			34,655,800.00	32,006,327.57 (4,931,214,887)	
カナダドル	国債証券	1.75 CAN GOVT 531201	220,000.00	161,329.57	
		2.25 CAN GOVT 291201	1,210,000.00	1,187,692.25	
		3.25 CAN GOVT 331201	470,000.00	480,998.28	
カナダドル合計			1,900,000.00	1,830,020.10 (196,818,661)	
オーストラリアドル	国債証券	0.5 AUST GOVT 260921	350,000.00	332,153.50	
		2.75 AUST GOVT 291121	427,000.00	405,782.37	
		4.75 AUST GOVT 540621	30,000.00	29,147.70	
	国債証券 小計		807,000.00	767,083.57 (73,923,843)	
	特殊債券	5.25 VICTORIA 380915	540,000.00	527,088.60	
		特殊債券 小計		540,000.00 (50,795,528)	527,088.60
オーストラリアドル合計			1,347,000.00	1,294,172.17 (124,719,371)	
イギリスポンド	国債証券	0.375 GILT 301022	475,000.00	385,663.81	
		0.5 GILT 290131	340,000.00	296,178.43	
		1.5 GILT 470722	50,000.00	26,430.00	
		1.75 GILT 490122	12,500.00	6,830.00	
		3.5 GILT 450122	380,000.00	306,377.16	
		4.375 GILT 540731	560,000.00	496,664.00	
		4.625 GILT 340131	2,070,000.00	2,089,293.84	
	国債証券 小計		3,887,500.00	3,607,437.24 (693,674,106)	
	社債券	2.9 AT&T INC 261204	200,000.00	194,072.82	
		5.125 GACI FIRST 290611	120,000.00	119,858.43	
		FRN NGG FINANCE P 730618	100,000.00	99,950.00	
	社債券 小計		420,000.00	413,881.25 (79,585,225)	
イギリスポンド合計			4,307,500.00	4,021,318.49 (773,259,331)	
シンガポールドル	国債証券	2.625 SINGAPORGOV 320801	280,000.00	274,680.00	
シンガポールドル合計			280,000.00	274,680.00 (31,308,026)	
ニュージーランドドル	国債証券	4.25 NZ GOVT 340515	1,785,000.00	1,756,413.48	
ニュージーランドドル合計			1,785,000.00	1,756,413.48 (153,088,998)	

ノルウェークローク	国債証券	3.625 NORWE GOVT 390531	460,000.00	449,834.00	
ノルウェークローク合計			460,000.00	449,834.00	(6,167,224)
デンマーククローネ	国債証券	2.25 DMK GOVT 331115	1,240,000.00	1,257,116.58	
デンマーククローネ合計			1,240,000.00	1,257,116.58	(26,940,008)
メキシコペソ	国債証券	7.5 MEXICAN BONOS 270603	1,500,000.00	1,442,519.20	
		7.75 MEXICAN BONO 310529	3,250,000.00	2,953,125.63	
		8.5 MEXICAN BONOS 290301	4,000,000.00	3,855,800.00	
		8.5 MEXICAN BONOS 290531	566,300.00	544,639.33	
		メキシコペソ合計	9,316,300.00	8,796,084.16	(66,197,570)
ユーロ	国債証券	0 ICELAND 280415	100,000.00	92,188.32	
		0 LATOVIA 310317	100,000.00	83,139.38	
		0 O.A.T 260225	410,000.00	400,793.24	
		0 SPAIN GOVT 280131	75,000.00	70,021.50	
		0.25 BUND 290215	44,966.00	41,880.03	
		0.25 CHINA GOVT I 301125	100,000.00	86,196.80	
		0.5 BUND 260215	1,180,000.00	1,161,314.70	
		0.5 BUND 280215	870,000.00	831,909.75	
		0.65 ITALY GOV I/L 271028	80,000.00	78,749.18	
		0.7 SPAIN GOVT 320430	78,000.00	67,607.57	
		0.875 REPUBLIKA S 300715	130,000.00	120,050.77	
		0.95 ITALY GOVT 300801	2,110,000.00	1,904,232.80	
		1.2 ITALY GOVT 250815	1,312,000.00	1,303,908.89	
		1.4 SPAIN GOVT 280430	70,000.00	67,995.20	
		1.45 INDONESIA 260918	200,000.00	194,750.00	
		1.6 ITALY GOV I/L 281122	40,000.00	40,033.56	
		1.7 BEL GOVT 500622	5,000.00	3,518.40	
		2 O.A.T 480525	15,000.00	11,343.69	
		2.625 GRAND DUCHY 341023	150,000.00	148,609.65	
		2.7 SPAIN GOVT 481031	75,000.00	64,608.93	
		2.75 FINNISH GOVT 280704	125,000.00	126,982.18	
		2.8 ITALY GOVT 281201	100,000.00	100,883.87	
		2.875 FINNISH GOV 290415	660,000.00	673,206.26	
		3 BEL GOVT 340622	130,000.00	131,418.69	
		3 FINNISH GOVT 330915	300,000.00	306,397.50	
		3 FINNISH GOVT 340915	190,000.00	193,435.10	
		3 POLAND 300116	223,000.00	225,131.99	
		3.125 POLAND 311022	193,000.00	194,140.32	

3.15 IRISH GOVT 551018	190,000.00	196,769.51
3.2 FINNISH GOVT 450415	170,000.00	173,195.77
3.25 REPUBLIC OF 310627	190,000.00	196,301.63
3.25 REPUBLIC OF 340117	370,000.00	371,745.54
3.375 HELLENIC GO 340615	280,000.00	284,873.45
3.45 BEL GOVT 430622	60,000.00	60,692.25
3.45 SPAIN GOVT 430730	89,000.00	87,899.44
3.5 LITHUANIA 310703	140,000.00	144,579.52
3.5 SPAIN GOVT 290531	190,000.00	197,800.45
3.55 SPAIN GOVT 331031	697,000.00	729,988.31
3.625 PORTUGUESE 540612	40,000.00	40,985.00
3.75 NETH GOVT 420115	190,000.00	214,559.40
3.875 CHILE 310709	210,000.00	214,596.06
3.875 INDONESIA 330115	267,000.00	268,039.56
3.875 LATOVIA 290522	153,000.00	159,789.37
3.875 LITHUANIA 330614	163,000.00	171,901.70
4 BUND 370104	1,090,000.00	1,255,516.50
4 SPAIN GOVT 541031	790,000.00	829,529.23
4.125 HELLENIC GO 540615	140,000.00	146,616.49
4.25 POLAND 430214	25,000.00	25,891.67
4.3 ITALY GOVT 541001	520,000.00	534,227.82
4.45 ITALY GOVT 430901	267,000.00	284,242.86
4.625 MEXICO 330504	256,000.00	255,642.10
国債証券 小計	15,552,966.00	15,569,831.90 (2,489,460,422)
地方債証券	1.65 LAND NORDRHE 380222	135,000.00
	3.125 PROVINCE OF 341016	320,000.00
地方債証券 小計	455,000.00	441,175.90 (70,539,614)
特殊債券	0 EIB 310114	50,000.00
	0 EUROPEAN U 301004	195,000.00
	0.125 AGENCE FRAN 310929	300,000.00
	2 KFW 291115	320,000.00
	2.625 COUNCIL EUR 340111	200,000.00
	2.75 CAISSE D'AMO 290225	200,000.00
	2.875 ASIAN INFRA 310523	180,000.00
	3 EFSF 340904	160,000.00
	3 EUROPEAN U 530304	60,000.00
	3.125 ADIF ALTA V 300131	100,000.00
	3.25 PSP CAPITAL 340702	250,000.00
	3.375 AEROPORTS D 310516	200,000.00
	3.65 ADIF ALTA VE 340430	300,000.00
	3.75 ARAB BK ECO 270125	200,000.00

	3.875 BANK GOSPOD 350313	100,000.00	100,122.87	
	4 BANK GOSPODARST 320313	200,000.00	206,701.24	
特殊債券 小計		3,015,000.00	2,951,520.37	
			(471,918,591)	
社債券	0.625 VONOVIA SE 291214	100,000.00	88,570.43	
	0.875 CHUBB INA H 270615	100,000.00	95,660.90	
	0.875 THERMO FISH 311001	200,000.00	175,471.92	
	1.875 VOLKSWAGEN 270330	100,000.00	97,701.60	
	2.375 BPCE SA 320426	100,000.00	95,356.65	
	3.125 BANCO SANTA 270119	100,000.00	100,571.05	
	3.25 OMERS FINANC 350128	250,000.00	253,779.52	
	3.375 DSV FINANCE 341106	100,000.00	100,008.00	
	3.625 RWE AG 320110	50,000.00	51,373.75	
	3.75 DUKE ENERGY 310401	100,000.00	102,219.36	
	3.875 CREDIT AGR 310420	200,000.00	209,332.00	
	3.95 ANHEUSER-BUS 440322	100,000.00	102,187.75	
	FRN ASR NEDERLAND 450929	100,000.00	101,131.00	
	FRN BNP PARIBAS 290113	300,000.00	312,999.18	
	FRN DEUTSCHE BANK 350712	100,000.00	104,412.87	
	FRN ENGIE SA 730614	100,000.00	103,406.07	
	FRN JP MORGAN 340321	150,000.00	155,127.75	
	STEP AXA SA 490528	200,000.00	199,066.21	
社債券 小計		2,450,000.00	2,448,376.01	
			(391,470,840)	
ユーロ合計		21,472,966.00	21,410,904.18	
			(3,423,389,467)	
合計			9,733,103,543	
			(9,733,103,543)	

(注1)通貨の種類ごとの小計 / 合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券時価比率	有価証券の合計金額に対する比率
アメリカドル	国債証券 21銘柄	95.25%	48.26%
	特殊債券 2銘柄	1.19%	0.60%
	社債券 12銘柄	3.56%	1.80%
カナダドル	国債証券 3銘柄	100.00%	2.02%
オーストラリアドル	国債証券 3銘柄	59.27%	0.76%
	特殊債券 1銘柄	40.73%	0.52%
イギリスポンド	国債証券 7銘柄	89.71%	7.13%
	社債券 3銘柄	10.29%	0.82%
シンガポールドル	国債証券 1銘柄	100.00%	0.32%

ニュージーランドドル	国債証券	1銘柄	100.00%	1.57%
ノルウェークローネ	国債証券	1銘柄	100.00%	0.06%
デンマーククローネ	国債証券	1銘柄	100.00%	0.28%
メキシコペソ	国債証券	4銘柄	100.00%	0.68%
ユーロ	国債証券	51銘柄	72.72%	25.58%
	地方債証券	2銘柄	2.06%	0.72%
	特殊債券	16銘柄	13.79%	4.85%
	社債券	18銘柄	11.44%	4.02%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

新興国債券インデックスマザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

[2025年 2月 5日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	1,635,604,883
コール・ローン	611,907,324
国債証券	107,725,872,071
派生商品評価勘定	3,818,389
未収入金	1,692,574,049
未収利息	1,714,073,914
前払費用	145,209,804
流動資産合計	113,529,060,434
資産合計	113,529,060,434
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	2,810,304
未払金	2,423,360,626
未払解約金	52,001,549
流動負債合計	2,478,172,479
負債合計	2,478,172,479
純資産の部	
元本等	
元本	59,231,250,056
剰余金	
剰余金又は欠損金()	51,819,637,899
元本等合計	111,050,887,955
純資産合計	111,050,887,955
負債純資産合計	113,529,060,434

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

		[2025年 2月 5日現在]
1.	期首	2024年 2月 6日
	期首元本額	49,255,926,791円
	期中追加設定元本額	11,829,359,678円
	期中一部解約元本額	1,854,036,413円
	元本の内訳	
	eMAXIS バランス(8資産均等型)	3,605,684,364円
	eMAXIS バランス(波乗り型)	293,265,783円
	三菱UFJ プライムバランス(8資産)(確定拠出年金)	1,368,197,266円
	海外債券セレクション(ラップ向け)	828,571,670円
	eMAXIS Slim バランス(8資産均等型)	21,597,025,024円
	つみたて8資産均等バランス	11,201,442,451円
	eMAXISマイマネージャー 1970s	1,417,334円
	eMAXISマイマネージャー 1980s	2,271,733円
	eMAXISマイマネージャー 1990s	4,803,387円
	ラップ向けインデックスf 新興国債券	3,353,854,947円
	eMAXIS/PayPay証券 全世界バランス	14,420,355円
	eMAXIS 新興国債券インデックス	3,157,492,425円
	三菱UFJ DC新興国債券インデックスファンド	12,780,785,595円
	eMAXIS 最適化バランス(マイディフェンダー)	81,678,470円
	eMAXIS 最適化バランス(マイミッドフィルダー)	350,205,344円
	eMAXIS 最適化バランス(マイフォワード)	341,505,995円
	eMAXIS 最適化バランス(マイストライカー)	199,539,038円
	世界8資産バランスファンドVL(適格機関投資家限定)	49,088,875円
	合計	59,231,250,056円
2.	受益権の総数	59,231,250,056口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2024年 2月 6日 至 2025年 2月 5日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、運用の効率化を図るために、為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用してあります。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。 また、デリバティブ取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[2025年 2月 5日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、(デリバティブ取引に関する注記)に記載しております。

区分	[2025年 2月 5日現在]
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	[2025年 2月 5日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	141,814,387
合計	141,814,387

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

通貨関連

[2025年 2月 5日現在]

区分	種類	契約額等（円）	時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超	
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建	アメリカドル	102,107,043	101,003,119
		マレーシアリンギット	45,344,000	45,142,370
		インドネシアルピア	281,419,093	281,448,719
		メキシコペソ	83,721,000	82,759,600
		チリペソ	150,708,500	151,158,101
		南アフリカランド	38,900,490	38,721,420
		中国元	181,135,780	182,731,080
		トルコリラ	6,036,240	5,995,360
		売建		
		アメリカドル	150,708,500	149,432,790
	為替予約取引 売建	メキシコペソ	48,894,950	48,889,100
		チェコクロナ	31,126,760	31,122,840
		ハンガリーフォリント	42,889,000	43,160,040
		ポーランドズロチ	20,830,755	20,883,115
		ドミニカペソ	39,981,443	39,605,881
		ルーマニアレイ	41,834,140	41,751,320
		合計	1,265,637,694	1,263,804,855
				1,008,085

(注) 時価の算定方法

- 1 対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

為替予約の受渡日（以下「当該日」といいます。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該対顧客先物相場の仲値で評価しております。

当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

(イ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

(ロ) 当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2 対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	[2025年 2月 5日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,8749円 (18,749円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位:円)

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考	
マレーシアリンギット	国債証券	2.632 MALAYSIAGOV 310415	29,700,000.00	27,883,602.94		
		3.502MALAYSIAGOV 270531	13,000,000.00	13,009,438.00		
		3.519 MALAYSIAGOV 280420	6,500,000.00	6,497,793.12		
		3.582 MALAYSIAGOV 320715	15,300,000.00	15,102,423.29		
		3.733 MALAYSIAGO 280615	8,450,000.00	8,500,210.74		
		3.757 MALAYSIAGOV 400522	20,800,000.00	20,278,771.34		
		3.828 MALAYSIAGOV 340705	12,170,000.00	12,184,518.81		
		3.885 MALAYSIAGOV 290815	20,200,000.00	20,419,303.32		
		3.899 MALAYSIAGOV 271116	13,200,000.00	13,349,198.28		
		3.9 MALAYSIAGOV 261130	12,620,000.00	12,744,973.33		
		3.906 MALAYSIAGOV 260715	23,000,000.00	23,192,935.50		
		3.955 MALAYSIAGOV 250915	13,300,000.00	13,361,020.40		
		4.054 MALAYSIAGOV 390418	8,500,000.00	8,583,430.90		
		4.065 MALAYSIAGOV 500615	9,250,000.00	9,126,956.31		
		4.18 MALAYSIAGOV 440516	2,500,000.00	2,542,218.00		
		4.254 MALAYSIAGOV 350531	12,150,000.00	12,557,631.28		
		4.369 MALAYSIA IN 281031	14,500,000.00	14,902,453.30		
		4.457 MALAYSIAGOV 530331	6,600,000.00	6,897,779.46		
		4.504 MALAYSIAGOV 290430	7,100,000.00	7,350,071.23		
		4.642 MALAYSIAGOV 331107	11,800,000.00	12,529,625.86		
		4.696 MALAYSIAGOV 421015	18,840,000.00	20,411,960.61		
		4.762 MALAYSIAGOV 370407	14,400,000.00	15,548,477.76		
		4.893 MALAYSIAGOV 380608	11,300,000.00	12,400,798.54		
		4.921 MALAYSIAGOV 480706	5,600,000.00	6,264,615.28		
マレーシアリンギット合計			310,780,000.00	315,640,207.60		
				(10,961,521,565)		

タイバーツ	国債証券	1 THAILAND 270617	129,200,000.00	126,121,630.41		
		1.585 THAILAND 351217	82,900,000.00	76,723,654.87		
		1.6 THAILAND 291217	80,700,000.00	78,776,302.45		
		1.6 THAILAND 350617	44,200,000.00	41,246,117.97		
		2 THAILAND 311217	126,000,000.00	124,290,689.04		
		2 THAILAND 420617	59,500,000.00	54,032,322.47		
		2.125 THAILAND 261217	82,800,000.00	82,894,218.12		
		2.25 THAILAND 270317	99,900,000.00	100,314,894.69		
		2.35 THAILAND 260617	95,700,000.00	96,082,120.53		
		2.4 THAILAND 271117	83,200,000.00	83,992,513.28		
		2.4 THAILAND 290317	95,000,000.00	96,094,400.00		
		2.5 THAILAND 291117	57,000,000.00	57,981,562.80		
		2.65 THAILAND 280617	105,600,000.00	107,550,738.24		
		2.8 THAILAND 340617	92,500,000.00	96,097,824.50		
		2.875 THAILAND 281217	84,900,000.00	87,360,588.78		
		2.875 THAILAND 460617	69,400,000.00	70,408,791.46		
		2.98 THAILAND 450617	15,000,000.00	15,587,422.50		
		3.3 THAILAND 380617	92,400,000.00	100,636,499.04		
		3.35 THAILAND 330617	83,800,000.00	90,267,667.24		
		3.39 THAILAND 370617	103,900,000.00	114,007,277.71		
		3.4 THAILAND 360617	67,400,000.00	73,763,018.32		
		3.45 THAILAND 430617	105,300,000.00	116,201,656.35		
		3.65 THAILAND 310620	78,100,000.00	84,911,397.78		
		3.775 THAILAND 320625	97,200,000.00	107,063,953.20		
		3.85 THAILAND 251212	43,700,000.00	44,439,268.53		
		4.875 THAILAND 290622	91,300,000.00	101,833,582.29		
タイバーツ合計			2,166,600,000.00	2,228,680,112.57		
				(10,185,068,114)		
インドネシアルピア	国債証券	10.5 INDONESIA 300815	9,050,000,000.00	10,560,116,485.00		
		11 INDONESIA 250915	6,250,000,000.00	6,417,339,375.00		
		5.125 INDONESIA 270415	35,300,000,000.00	34,200,886,139.00		
		5.5 INDONESIA 260415	44,200,000,000.00	43,592,250,000.00		
		6.125 INDONESIA 280515	36,000,000,000.00	35,482,170,240.00		
		6.25 INDONESIA 360615	15,000,000,000.00	14,178,175,500.00		
		6.375 INDONESIA 280815	33,000,000,000.00	32,690,523,030.00		
		6.375 INDONESIA 320415	56,700,000,000.00	55,054,341,468.00		
		6.375 INDONESIA 370715	8,000,000,000.00	7,569,560,000.00		
		6.5 INDONESIA 300715	27,000,000,000.00	26,603,775,000.00		
		6.5 INDONESIA 310215	51,100,000,000.00	49,873,600,000.00		
		6.625 INDONESIA 330515	28,400,000,000.00	27,849,951,924.00		
		6.625 INDONESIA 340215	45,700,000,000.00	44,739,157,500.00		
		6.75 INDONESIA 350715	29,200,000,000.00	28,612,788,000.00		

	6.875 INDONESIA 290415		49,100,000,000.00	49,252,946,500.00
	7 INDONESIA 270515		33,950,000,000.00	34,321,389,235.00
	7 INDONESIA 300915		54,200,000,000.00	54,561,714,540.00
	7 INDONESIA 330215		44,100,000,000.00	44,176,875,120.00
	7.125 INDONESIA 380615		38,400,000,000.00	38,495,777,280.00
	7.125 INDONESIA 420615		32,600,000,000.00	32,567,400,000.00
	7.125 INDONESIA 430615		33,800,000,000.00	33,850,443,120.00
	7.5 INDONESIA 320815		15,400,000,000.00	15,723,939,000.00
	7.5 INDONESIA 350615		42,800,000,000.00	44,139,832,600.00
	7.5 INDONESIA 380515		23,200,000,000.00	23,911,080,000.00
	7.5 INDONESIA 400415		38,400,000,000.00	39,384,145,920.00
	8.25 INDONESIA 290515		47,700,000,000.00	50,294,536,560.00
	8.25 INDONESIA 320615		18,000,000,000.00	19,264,014,000.00
	8.25 INDONESIA 360515		30,100,000,000.00	33,027,670,480.00
	8.375 INDONESIA 260915		45,930,000,000.00	47,251,690,866.00
	8.375 INDONESIA 340315		61,200,000,000.00	66,542,264,280.00
	8.375 INDONESIA 390415		20,200,000,000.00	22,404,076,540.00
	8.75 INDONESIA 310515		27,400,000,000.00	29,906,351,980.00
	9 INDONESIA 290315		24,600,000,000.00	26,523,154,200.00
	9.5 INDONESIA 310715		16,000,000,000.00	18,148,660,800.00
インドネシアルピア合計			1,121,980,000,000.00	1,141,172,597,682.00 (10,841,139,677)
メキシコペソ	国債証券	10 MEXICAN BONOS 361120	33,300,000.00	33,410,666.88
		5.5 MEXICAN BONOS 270304	138,200,000.00	128,272,136.27
		5.75 MEXICAN BONO 260305	82,200,000.00	79,261,636.87
		7 MEXICAN BONOS 260903	125,000,000.00	121,062,500.00
		7.5 MEXICAN BONOS 270603	143,200,000.00	137,712,500.10
		7.5 MEXICAN BONOS 330526	115,800,000.00	99,889,080.00
		7.75 MEXICAN BONO 310529	135,900,000.00	123,486,084.03
		7.75 MEXICAN BONO 341123	116,700,000.00	100,449,094.37
		7.75 MEXICAN BONO 421113	137,900,000.00	108,065,597.01
		8 MEXICAN BONOS 350524	10,000,000.00	8,687,700.00
		8 MEXICAN BONOS 471107	92,900,000.00	73,158,300.36
		8 MEXICAN BONOS 530731	123,000,000.00	95,400,903.30
		8.5 MEXICAN BONOS 280302	25,000,000.00	24,293,251.50
		8.5 MEXICAN BONOS 290301	127,000,000.00	122,421,650.00
		8.5 MEXICAN BONOS 290531	125,100,000.00	120,314,993.80
		8.5 MEXICAN BONOS 381118	75,500,000.00	66,069,872.57
メキシコペソ合計			1,606,700,000.00	1,441,955,967.06 (10,851,872,216)
ブラジルレアル	国債証券	10 (IN)BRAZIL NT 270101	44,870,000.00	42,033,151.68
		10 (IN)BRAZIL NTN 310101	24,100,000.00	20,320,879.96

		10 (IN) BRAZIL NTN 330101	16,200,000.00	13,210,204.14		
		10 (IN) BRAZIL NTN 350101	8,400,000.00	6,641,014.80		
		10(IN) BRAZIL NTN 290101	49,900,000.00	44,177,189.55		
		BRAZIL-LTN 260101	37,900,000.00	33,435,704.77		
		BRAZIL-LTN 260701	72,400,000.00	59,583,759.24		
		BRAZIL-LTN 270701	28,300,000.00	20,386,665.95		
		BRAZIL-LTN 280101	13,300,000.00	8,961,840.97		
		BRAZIL-LTN 280701	3,000,000.00	1,894,091.40		
		BRAZIL-LTN 300101	15,700,000.00	8,108,807.89		
ブラジルレアル合計			314,070,000.00	258,753,310.35		
				(6,920,072,656)		
チリペソ	国債証券	0 BONOS TESORERIA 270506	800,000,000.00	703,936,560.00		
		0 BONOS TESORERIA 290401	1,650,000,000.00	1,302,480,663.00		
		4.5 BONOS TESORER 260301	1,120,000,000.00	1,135,288,000.00		
		4.7 BONOS TESORER 300901	1,570,000,000.00	1,506,807,500.00		
		5 BONOS TESORERIA 281001	640,000,000.00	630,696,160.00		
		5 BONOS TESORERIA 350301	2,740,000,000.00	2,608,804,087.00		
		5.8 BONOS TESORER 291001	600,000,000.00	607,384,440.00		
		6 BONOS TESORERIA 330401	1,890,000,000.00	1,917,164,648.00		
		6 BONOS TESORERIA 430101	1,315,000,000.00	1,348,335,250.00		
		6.2 BONOS TESORER 401001	880,000,000.00	932,674,784.00		
		7 BONOS TESORERIA 340501	350,000,000.00	382,325,650.00		
チリペソ合計			13,555,000,000.00	13,075,897,742.00		
				(2,070,529,179)		
インドル ピー	国債証券	5.77 INDIA GOVT 300803	150,000,000.00	144,412,735.50		
		5.79 INDIA GOVT 300511	100,000,000.00	96,637,648.00		
		5.85 INDIA GOVT 301201	150,000,000.00	144,895,531.50		
		6.1 INDIA GOVT 310712	150,000,000.00	145,997,859.00		
		6.45 INDIA GOVT 291007	150,000,000.00	149,550,000.00		
		6.54 INDIA GOVT 320117	150,000,000.00	149,062,500.00		
		6.67 INDIA GOVT 501217	100,000,000.00	96,125,000.00		
		6.79 INDIA GOVT 341007	200,000,000.00	202,578,240.00		
		6.99 INDIA GOVT 511215	150,000,000.00	149,425,149.00		
		7.02 INDIA GOVT 310618	150,000,000.00	152,625,450.00		
		7.04 INDIA GOVT 290603	150,000,000.00	152,443,500.00		
		7.1 INDIA GOVT 290418	250,000,000.00	254,300,250.00		
		7.1 INDIA GOVT 340408	200,000,000.00	204,998,800.00		
		7.16 INDIA GOVT 500920	200,000,000.00	203,390,380.00		
		7.17 INDIA GOVT 300417	150,000,000.00	153,433,050.00		
		7.18 INDIA GOVT 330814	200,000,000.00	205,602,200.00		
		7.18 INDIA GOVT 370724	200,000,000.00	206,694,880.00		
		7.26 INDIA GOVT 290114	150,000,000.00	153,728,430.00		

		7.26 INDIA GOVT 320822	250,000,000.00	258,625,775.00		
		7.26 INDIA GOVT 330206	200,000,000.00	207,050,000.00		
		7.3 INDIA GOVT 530619	250,000,000.00	258,679,275.00		
		7.32 INDIA GOVT 301113	150,000,000.00	155,307,225.00		
		7.36 INDIA GOVT 520912	200,000,000.00	208,238,600.00		
		7.37 INDIA GOVT 281023	150,000,000.00	153,742,800.00		
		7.41 INDIA GOVT 361219	200,000,000.00	209,267,200.00		
		7.54 INDIA GOVT 360523	200,000,000.00	211,239,600.00		
		7.72 INDIA GOVT 490615	150,000,000.00	163,047,660.00		
インドルピー合計			4,700,000,000.00	4,791,099,738.00		
				(8,528,157,533)		
チェココ ルナ	国債証券	0.05 CZECH REPUBL 291129	78,000,000.00	66,121,678.74		
		0.25 CZECH REPUBL 270210	67,500,000.00	63,322,970.40		
		1.5 CZECH REPUBLI 400424	31,100,000.00	21,769,999.67		
		1.75 CZECH REPUBL 320623	63,200,000.00	55,126,024.30		
		1.95 CZECH REPUBL 370730	37,300,000.00	29,476,601.02		
		3 CZECH REPUBLIC 330303	57,000,000.00	53,583,549.39		
		3.5 CZECH REPUBLI 350530	66,500,000.00	64,004,304.87		
		3.6 CZECH REPUBLI 360603	13,000,000.00	12,501,437.26		
		4.5 CZECH REPUBLI 321111	42,000,000.00	43,763,365.80		
		4.9 CZECH REPUBLI 340414	56,000,000.00	60,199,703.20		
		5 CZECH REPUBLIC 300930	140,700,000.00	150,526,403.58		
		5.5 CZECH REPUBLI 281212	52,000,000.00	55,711,370.00		
		5.75 CZECH REPUBL 290329	76,000,000.00	82,459,384.40		
		6 CZECH REPUBLIC 260226	92,500,000.00	95,089,833.50		
		6.2 CZECH REPUBLI 310616	30,500,000.00	34,809,887.90		
チェココルナ合計			903,300,000.00	888,466,514.03		
				(5,643,805,837)		
コロンビ アペソ	国債証券	11.5 TITULOS DE T 460725	7,700,000,000.00	7,168,459,529.00		
		13.25 TITULOS DE 330209	10,100,000,000.00	11,095,723,044.00		
		5.75 TITULOS DE T 271103	8,900,000,000.00	8,095,689,111.00		
		6 TITULOS DE TESO 280428	14,280,000,000.00	12,776,415,103.20		
		6.25 TITULOS DE T 251126	1,990,000,000.00	1,953,679,097.10		
		6.25 TITULOS DE T 360709	8,900,000,000.00	5,930,667,546.00		
		7 TITULOS DE TESO 310326	12,080,000,000.00	10,095,579,140.00		
		7 TITULOS DE TESO 320630	10,300,000,000.00	8,258,749,708.00		
		7.25 TITULOS DE T 341018	11,000,000,000.00	8,392,215,480.00		
		7.25 TITULOS DE T 501026	16,300,000,000.00	9,930,230,580.00		
		7.5 TITULOS DE TE 260826	11,020,000,000.00	10,820,030,859.60		
		7.75 TITULOS DE T 300918	8,440,000,000.00	7,456,712,738.80		
		9.25 TITULOS DE T 420528	17,700,000,000.00	14,079,707,844.00		
			138,710,000,000.00	116,053,859,780.70		

コロンビアペソ合計			(4,296,313,889)		
ハンガリーフォリント	国債証券	1 HUNGARY 251126	267,000,000.00	257,451,313.71	
		1.5 HUNGARY 260422	460,000,000.00	437,656,935.20	
		1.5 HUNGARY 260826	270,000,000.00	253,185,407.10	
		2 HUNGARY 290523	630,000,000.00	532,708,785.00	
		2.25 HUNGARY 330420	595,000,000.00	433,805,081.15	
		2.25 HUNGARY 340622	200,000,000.00	139,855,150.00	
		2.75 HUNGARY 261222	373,000,000.00	351,676,667.97	
		3 HUNGARY 271027	541,000,000.00	499,396,775.40	
		3 HUNGARY 300821	518,000,000.00	439,231,107.00	
		3 HUNGARY 381027	247,000,000.00	164,371,522.25	
		3 HUNGARY 410425	155,000,000.00	97,209,800.00	
		3.25 HUNGARY 311022	608,000,000.00	505,429,293.44	
		4.5 HUNGARY 280323	150,000,000.00	142,348,258.50	
		4.75 HUNGARY 321124	540,000,000.00	480,960,423.00	
		6.75 HUNGARY 281022	782,000,000.00	791,607,026.40	
		7 HUNGARY 351024	265,000,000.00	270,792,714.50	
		9.5 HUNGARY 261021	440,000,000.00	463,348,600.00	
ハンガリーフォリント合計		7,041,000,000.00	6,261,034,860.62		
			(2,457,042,954)		
ペルーヌエボソル	国債証券	5.35 PERU 400812	4,350,000.00	3,635,448.99	
		5.4 PERU 340812	6,300,000.00	5,742,813.51	
		5.94 PERU 290212	6,600,000.00	6,886,524.87	
		6.15 PERU 320812	7,400,000.00	7,430,773.93	
		6.35 PERU 280812	900,000.00	953,439.76	
		6.9 PERU 370812	7,600,000.00	7,546,530.73	
		6.95 PERU 310812	6,700,000.00	7,157,994.84	
		7.3 PERU 330812	6,400,000.00	6,747,832.19	
		7.6 PERU 390812	5,800,000.00	6,054,558.86	
		8.2 PERU 260812	1,400,000.00	1,479,959.19	
ペルーヌエボソル合計		53,450,000.00	53,635,876.87		
			(2,225,400,803)		
ポーランドズロチ	国債証券	0 POLAND 251025	2,700,000.00	2,605,421.70	
		0.25 POLAND 261025	13,100,000.00	12,052,000.00	
		1.25 POLAND 301025	19,700,000.00	15,622,966.80	
		1.75 POLAND 320425	19,200,000.00	14,791,540.79	
		2.5 POLAND 260725	18,000,000.00	17,319,172.50	
		2.5 POLAND 270725	16,600,000.00	15,554,594.25	
		2.75 POLAND 280425	15,950,000.00	14,765,772.31	
		2.75 POLAND 291025	20,800,000.00	18,496,400.00	
		3.75 POLAND 270525	12,400,000.00	12,009,648.00	
		4.75 POLAND 290725	18,800,000.00	18,233,377.40	

		5 POLAND 300125	8,000,000.00	7,798,752.00	
		5 POLAND 341025	10,900,000.00	10,227,186.60	
		6 POLAND 331025	19,700,000.00	19,957,262.30	
		7.5 POLAND 280725	16,300,000.00	17,355,547.25	
		ポーランドズロチ合計	212,150,000.00	196,789,641.90	
				(7,473,165,367)	
南アフリカランド	国債証券	10 SOUTH AFRICA 330331	12,500,000.00	12,454,397.50	
		10.5 SOUTH AFRICA 261221	116,600,000.00	121,064,940.48	
		10.875 SOUTH AFRI 380331	8,000,000.00	7,921,739.84	
		11.625 SOUTH AFRI 530331	24,600,000.00	25,404,304.38	
		6.25 SOUTH AFRICA 360331	41,800,000.00	29,922,756.55	
		6.5 SOUTH AFRICA 410228	36,300,000.00	23,912,892.16	
		7 SOUTH AFRICA 310228	92,200,000.00	81,943,930.16	
		8 SOUTH AFRICA 300131	121,200,000.00	116,176,260.00	
		8.25 SOUTH AFRICA 320331	122,200,000.00	112,804,964.61	
		8.5 SOUTH AFRICA 370131	123,940,000.00	104,590,505.79	
		8.75 SOUTH AFRICA 440131	96,300,000.00	76,993,348.42	
		8.75 SOUTH AFRICA 480228	158,500,000.00	125,545,824.37	
		8.875 SOUTH AFRIC 350228	123,500,000.00	111,736,581.76	
		9 SOUTH AFRICA 400131	107,900,000.00	90,968,332.00	
		南アフリカランド合計	1,185,540,000.00	1,041,440,778.02	
				(8,581,472,010)	
ウルグアイペソ	国債証券	8.25 URUGUAY 310521	17,000,000.00	15,878,000.00	
		8.5 URUGUAY(GL) 280315	7,000,000.00	6,837,755.40	
		9.75 URUGUAY 330720	23,000,000.00	23,069,000.00	
		ウルグアイペソ合計	47,000,000.00	45,784,755.40	
				(162,371,056)	
中国元	国債証券	1.62 CHINA GOVT 270815	3,000,000.00	3,025,104.90	
		1.74 CHINA GOVT 291015	2,000,000.00	2,030,267.80	
		1.85 CHINA GOVT 270515	4,000,000.00	4,050,302.00	
		1.87 CHINA GOVT 310915	5,000,000.00	5,104,410.00	
		1.91 CHINA GOVT 290715	7,000,000.00	7,156,117.50	
		2.04 CHINA GOVT 270225	6,000,000.00	6,088,783.80	
		2.05 CHINA GOVT 290415	6,000,000.00	6,160,442.40	
		2.11 CHINA GOVT 340825	5,000,000.00	5,211,994.50	
		2.12 CHINA GOVT 310625	8,000,000.00	8,280,972.00	
		2.17 CHINA GOVT 340829	7,000,000.00	7,301,265.30	
		2.18 CHINA GOVT 260815	8,000,000.00	8,109,432.80	
		2.19 CHINA GOVT 540925	2,000,000.00	2,157,342.00	
		2.25 CHINA GOVT 390829	3,000,000.00	3,141,771.90	
		2.27 CHINA GOVT 340525	10,000,000.00	10,562,807.00	
		2.28 CHINA GOVT 251125	6,000,000.00	6,050,554.20	

2.28 CHINA GOVT 310325	9,000,000.00	9,381,889.80
2.3 CHINA GOVT 260515	5,000,000.00	5,065,579.50
2.33 CHINA GOVT 440815	2,000,000.00	2,127,369.40
2.35 CHINA GOVT 340225	11,000,000.00	11,633,881.60
2.37 CHINA GOVT 270120	9,000,000.00	9,184,500.00
2.37 CHINA GOVT 290115	3,000,000.00	3,110,633.40
2.39 CHINA GOVT 261115	8,000,000.00	8,158,828.80
2.4 CHINA GOVT 280715	5,000,000.00	5,168,846.00
2.44 CHINA GOVT 271015	5,000,000.00	5,141,749.50
2.46 CHINA GOVT 260215	8,000,000.00	8,090,048.00
2.47 CHINA GOVT 540725	5,000,000.00	5,605,893.00
2.48 CHINA GOVT 270415	5,000,000.00	5,127,334.50
2.48 CHINA GOVT 280925	3,000,000.00	3,112,577.70
2.49 CHINA GOVT 440525	5,000,000.00	5,444,671.00
2.5 CHINA GOVT 270725	7,000,000.00	7,186,362.40
2.52 CHINA GOVT 330825	10,000,000.00	10,692,059.00
2.54 CHINA GOVT 301225	7,000,000.00	7,387,007.60
2.55 CHINA GOVT 281015	9,000,000.00	9,370,155.60
2.57 CHINA GOVT 540520	6,000,000.00	6,886,415.40
2.6 CHINA GOVT 300915	7,000,000.00	7,399,044.80
2.6 CHINA GOVT 320901	5,000,000.00	5,345,695.50
2.62 CHINA GOVT 280415	7,000,000.00	7,271,705.00
2.62 CHINA GOVT 290925	6,000,000.00	6,318,682.20
2.62 CHINA GOVT 300625	5,000,000.00	5,284,065.00
2.64 CHINA GOVT 280115	7,000,000.00	7,263,335.10
2.67 CHINA GOVT 330525	7,000,000.00	7,550,937.80
2.67 CHINA GOVT 331125	10,000,000.00	10,823,391.00
2.68 CHINA GOVT 300521	13,000,000.00	13,804,285.30
2.69 CHINA GOVT 260812	10,000,000.00	10,223,350.00
2.69 CHINA GOVT 320815	6,000,000.00	6,466,191.00
2.75 CHINA GOVT 290615	6,000,000.00	6,338,659.80
2.75 CHINA GOVT 320217	5,000,000.00	5,399,617.50
2.76 CHINA GOVT 320515	5,000,000.00	5,406,468.00
2.79 CHINA GOVT 291215	4,000,000.00	4,250,281.60
2.8 CHINA GOVT 290324	8,000,000.00	8,446,439.20
2.8 CHINA GOVT 300325	4,000,000.00	4,260,715.20
2.8 CHINA GOVT 321115	5,000,000.00	5,437,456.50
2.85 CHINA GOVT 270604	12,000,000.00	12,439,468.80
2.88 CHINA GOVT 330225	5,000,000.00	5,482,853.50
2.89 CHINA GOVT 311118	5,000,000.00	5,433,702.00
2.91 CHINA GOVT 281014	6,000,000.00	6,328,691.40
3 CHINA GOVT 531015	5,000,000.00	6,199,678.00

		3.01 CHINA GOVT 280513	9,000,000.00	9,490,937.40		
		3.02 CHINA GOVT 310527	7,000,000.00	7,636,591.20		
		3.03 CHINA GOVT 260311	9,000,000.00	9,187,782.30		
		3.12 CHINA GOVT 261205	7,000,000.00	7,247,556.40		
		3.12 CHINA GOVT 521025	3,000,000.00	3,767,718.30		
		3.13 CHINA GOVT 291121	8,000,000.00	8,650,841.60		
		3.19 CHINA GOVT 530415	4,000,000.00	5,100,241.60		
		3.22 CHINA GOVT 251206	5,000,000.00	5,090,714.00		
		3.25 CHINA GOVT 260606	12,200,000.00	12,546,694.72		
		3.25 CHINA GOVT 281122	6,000,000.00	6,433,568.40		
		3.27 CHINA GOVT 301119	10,000,000.00	11,035,683.00		
		3.28 CHINA GOVT 271203	5,000,000.00	5,288,458.50		
		3.29 CHINA GOVT 290523	11,000,000.00	11,910,118.00		
		3.32 CHINA GOVT 520415	4,000,000.00	5,171,166.80		
		3.53 CHINA GOVT 511018	4,000,000.00	5,332,366.00		
		3.72 CHINA GOVT 510412	4,000,000.00	5,469,088.80		
		3.81 CHINA GOVT 500914	7,000,000.00	9,707,736.50		
中国元合計			472,200,000.00	504,549,348.02		
				(10,721,169,096)		
ドミニカ ペソ	国債証券	10.75 DOMINICAN 360601	32,000,000.00	33,696,000.00		
		11.25 DOMINICAN 350915	32,000,000.00	34,639,293.44		
		13.625 DOMINICAN 330203	16,000,000.00	19,189,259.20		
ドミニカペソ合計			80,000,000.00	87,524,552.64		
				(217,831,106)		
セルビア ディナーナ ル	国債証券	4.5 SERBIA TREASU 260111	61,000,000.00	61,061,000.00		
		4.5 SERBIA TREASU 320820	74,000,000.00	72,742,000.00		
		5.875 SERBIA TREA 280208	50,000,000.00	52,500,000.00		
		7 SERBIA TREASURY 311026	60,000,000.00	67,950,000.00		
セルビアディナール合計			245,000,000.00	254,253,000.00		
				(346,997,121)		
ルーマニア アレイ	国債証券	2.5 ROMANIA GOVER 271025	4,000,000.00	3,544,939.56		
		3.25 ROMANIA GOVE 260624	6,200,000.00	5,919,436.11		
		3.65 ROMANIA GOVE 310924	5,000,000.00	4,047,750.00		
		4.15 ROMANIA GOVE 280126	5,200,000.00	4,809,480.00		
		4.15 ROMANIA GOVE 301024	5,000,000.00	4,258,477.20		
		4.25 ROMANIA GOVE 360428	4,200,000.00	3,166,653.00		
		4.75 ROMANIA GOVE 341011	5,200,000.00	4,211,090.00		
		4.85 ROMANIA GOVE 260422	4,900,000.00	4,787,953.80		
		4.85 ROMANIA GOVE 290725	6,300,000.00	5,704,831.62		
		5 ROMANIA GOVERN 290212	5,560,000.00	5,140,776.00		
		5.8 ROMANIA GOV 270726	4,300,000.00	4,183,577.50		
		6.3 ROMANIA GOVER 290425	3,400,000.00	3,266,765.24		
		6.7 ROMANIA GOVER 320225	5,900,000.00	5,651,079.00		

	7.1 ROMANIA GOVER 340731	3,900,000.00	3,766,568.31		
	7.2 ROMANIA GOVER 261028	6,400,000.00	6,410,682.88		
	7.2 ROMANIA GOVER 270531	5,500,000.00	5,492,847.19		
	7.2 ROMANIA GOVER 331030	6,100,000.00	5,949,147.00		
	7.35 ROMANIA GOVE 310428	5,900,000.00	5,857,262.10		
	7.9 ROMANIA GOVER 380224	5,800,000.00	5,940,505.00		
	8 ROMANIA GOVERN 300429	5,900,000.00	6,033,883.39		
	8.25 ROMANIA GOVE 320929	6,100,000.00	6,333,782.50		
	8.75 ROMANIA GOVE 281030	5,500,000.00	5,734,260.40		
ルーマニアレイ合計		116,260,000.00	110,211,747.80		
			(3,540,309,932)		
トルコリラ	国債証券	10.5 TURKEY GOVT 270811	23,900,000.00	15,764,679.00	
		10.6 TURKEY GOVT 260211	9,600,000.00	7,693,632.00	
		11 TURKEY GOVT 270224	4,500,000.00	3,149,460.00	
		11.7 TURKEY GOVT 301113	21,100,000.00	12,418,194.00	
		12.4 TURKEY GOVT 280308	29,100,000.00	19,863,369.00	
		12.6 TURKEY GOVT 251001	33,600,000.00	29,263,248.00	
		16.9 TURKEY GOVT 260902	23,200,000.00	18,592,248.00	
		17.3 TURKEY GOVT 280719	58,000,000.00	44,388,560.00	
		17.8 TURKEY GOVT 330713	28,000,000.00	20,447,000.00	
		26.2 TURKEY GOVT 331005	103,500,000.00	104,216,220.00	
		30 TURKEY GOVT 290912	40,000,000.00	40,943,988.00	
		31.08 TURKEY GOVT 281108	77,000,000.00	80,197,040.00	
トルコリラ合計		451,500,000.00	396,937,638.00		
			(1,701,631,960)		
合計			107,725,872,071		
			(107,725,872,071)		

(注1)通貨の種類ごとの小計 / 合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券時価比率	有価証券の合計金額に対する比率
マレーシアリングット	国債証券 24銘柄	100.00%	10.18%
タイバーツ	国債証券 26銘柄	100.00%	9.45%
インドネシアルピア	国債証券 34銘柄	100.00%	10.06%
メキシコペソ	国債証券 16銘柄	100.00%	10.07%
ブラジルリアル	国債証券 11銘柄	100.00%	6.42%
チリペソ	国債証券 11銘柄	100.00%	1.92%
インドルピー	国債証券 27銘柄	100.00%	7.92%
チェココルナ	国債証券 15銘柄	100.00%	5.24%
コロンビアペソ	国債証券 13銘柄	100.00%	3.99%
ハンガリーフォリント	国債証券 17銘柄	100.00%	2.28%

ペルー・ヌエボソル	国債証券	10銘柄	100.00%	2.07%
ポーランドズロチ	国債証券	14銘柄	100.00%	6.94%
南アフリカランド	国債証券	14銘柄	100.00%	7.97%
ウルグアイペソ	国債証券	3銘柄	100.00%	0.15%
中国元	国債証券	74銘柄	100.00%	9.95%
ドミニカペソ	国債証券	3銘柄	100.00%	0.20%
セルビアディナール	国債証券	4銘柄	100.00%	0.32%
ルーマニアレイ	国債証券	22銘柄	100.00%	3.29%
トルコリラ	国債証券	12銘柄	100.00%	1.58%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

（デリバティブ取引に関する注記）に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【海外債券セレクション（ラップ向け）】

【純資産額計算書】

2025年 2月28日現在
(単位：円)

資産総額	28,720,252,284
負債総額	56,357,960
純資産総額（ - ）	28,663,894,324
発行済口数	20,419,982,005口
1口当たり純資産価額（ / ）	1.4037
(10,000口当たり)	(14,037)

(参考)

外国債券インデックスマザーファンド

純資産額計算書

2025年 2月28日現在
(単位：円)

資産総額	682,587,479,322
負債総額	1,481,829,927
純資産総額（ - ）	681,105,649,395
発行済口数	255,459,622,896口
1口当たり純資産価額（ / ）	2.6662
(10,000口当たり)	(26,662)

海外債券マザーファンド

純資産額計算書

2025年 2月28日現在
(単位：円)

資産総額	10,271,247,247
負債総額	67,807,933
純資産総額（ - ）	10,203,439,314
発行済口数	3,380,854,930口
1口当たり純資産価額（ / ）	3.0180
(10,000口当たり)	(30,180)

新興国債券インデックスマザーファンド

純資産額計算書

2025年 2月28日現在
(単位：円)

資産総額	109,925,767,461
------	-----------------

負債総額	276,042,096
純資産総額(-)	109,649,725,365
発行済口数	59,858,337,127口
1口当たり純資産価額(/)	1.8318
(10,000口当たり)	(18,318)

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1)名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2)受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3)譲渡制限の内容

該当事項はありません。

(4)受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6)質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受け付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定による

ほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

2025年2月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略・管理委員会において、
で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用戦略・管理委員会を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署は、(a)運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、(b)リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、(a)についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、(b)についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィードバックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

ファンドに係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2025年2月28日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	796	39,938,972
追加型公社債投資信託	16	1,520,867
単位型株式投資信託	85	360,101
単位型公社債投資信託	44	103,662
合計	941	41,923,602

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3 【委託会社等の経理状況】

（1）財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、財務諸表等規則第282条及び第306条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に掲載している金額については、従来、千円未満の端数を切り捨てて表示しておりましたが、当中間会計期間より百万円未満の端数を切り捨てて表示することに変更しました。

（2）監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期事業年度（自2023年4月1日至2024年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第40期事業年度に係る中間会計期間（自2024年4月1日至2024年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

（1）【貸借対照表】

（単位：千円）

第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
------------------------	------------------------

(資産の部)

流動資産

現金及び預金	2	51,733,041	2	58,206,340
有価証券		1,579,691		15,283
前払費用		770,747		679,199
未収入金		81,854		138,388
未収委託者報酬		16,753,855		21,064,747
未収収益	2	688,142	2	1,485,701
金銭の信託		10,400,000		10,500,500
その他		745,576		371,400
流動資産合計		82,752,908		92,461,561

固定資産

有形固定資産

建物	1	181,551	1	2,936,036
器具備品	1	730,357	1	1,531,857
土地		628,433		628,433
建設仮勘定		1,111,177		45,140
有形固定資産合計		2,651,520		5,141,467

無形固定資産

電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		4,183,644		5,008,987
ソフトウェア仮勘定		1,907,739		1,587,548
無形固定資産合計		6,107,206		6,612,357

投資その他の資産

投資有価証券		12,022,365		13,788,071
関係会社株式		159,536		159,536
投資不動産	1	807,066	1	1,788,120
長期差入保証金		689,492		689,867
前払年金費用		118,832		47,573
繰延税金資産		1,675,132		1,088,836
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		23,600		23,600
投資その他の資産合計		15,494,056		17,583,636
固定資産合計		24,252,782		29,337,461
資産合計		107,005,691		121,799,022

(単位 : 千円)

第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
------------------------	------------------------

(負債の部)

流動負債

預り金		507,559		807,451
未払金				
未払収益分配金		114,094		105,550
未払償還金		7,418		43,553
未払手数料	2	6,139,595	2	7,523,485
その他未払金	2	955,697	2	885,002
未払費用	2	5,778,896	2	8,611,140
未払消費税等		439,657		623,219
未払法人税等		2,375,281		2,235,007

賞与引当金	849,840	1,182,242
役員賞与引当金	154,872	175,992
その他	5,517	12,303
流動負債合計	17,328,431	22,204,949

固定負債

退職給付引当金	1,333,882	1,608,101
役員退職慰労引当金	75,667	30,105
時効後支払損引当金	254,296	250,350
資産除去債務	-	1,428,586
その他	-	29,109
固定負債合計	1,663,846	3,346,253
負債合計	18,992,277	25,551,202

(純資産の部)

株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	33,267,700	40,236,787
利益剰余金合計	40,608,289	47,577,377
株主資本合計	87,341,133	94,310,221

(単位 : 千円)

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	672,279	1,937,598
評価・換算差額等合計	672,279	1,937,598
純資産合計	88,013,413	96,247,820
負債純資産合計	107,005,691	121,799,022

(2) 【損益計算書】

(単位 : 千円)

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	84,121,445	98,635,342
投資顧問料	2,750,601	3,117,320
その他営業収益	10,412	148,442
営業収益合計	86,882,459	101,901,104

営業費用

支払手数料	4	31,461,274	4	34,494,219
広告宣伝費		798,894		593,586
公告費		375		1,017
調査費				
調査費		2,849,042		3,537,103
委託調査費		19,236,505		27,296,058
事務委託費		1,751,807		1,861,577
営業雑経費				
通信費		113,480		137,737
印刷費		367,379		390,143
協会費		58,128		68,869
諸会費		18,447		20,108
事務機器関連費		2,238,382		2,531,009
その他営業雑経費		-		139,012
営業費用合計		58,893,717		71,070,444

一般管理費

給料				
役員報酬		416,461		400,592
給料・手当		6,565,766		7,202,711
賞与引当金繰入		849,840		1,182,242
役員賞与引当金繰入		154,872		175,992
福利厚生費		1,279,885		1,424,215
交際費		8,942		10,054
旅費交通費		75,274		108,782
租税公課		403,955		397,138
不動産賃借料		719,707		728,550
退職給付費用		388,176		381,449
固定資産減価償却費		2,418,341		2,469,755
諸経費		444,313		490,104
一般管理費合計		13,725,534		14,971,590
営業利益		14,263,207		15,859,070

(単位 : 千円)

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
---------------------------------------	---------------------------------------

営業外収益

受取配当金		47,353		54,618
受取利息	4	10,279	4	12,836
投資有価証券償還益		609,102		204,527
収益分配金等時効完成分		94,351		17,722
受取賃貸料	4	65,808	4	162,111
その他		36,894		44,734
営業外収益合計		863,788		496,550

営業外費用

投資有価証券償還損		32,995		234,700
時効後支払損引当金繰入		31,951		-
事務過誤費		2,680		10,822

賃貸関連費用		14,262		108,773
その他		32,394		25,903
営業外費用合計		114,284		380,199
経常利益		15,012,711		15,975,421
特別利益				
投資有価証券売却益		387,113		464,927
固定資産売却益		-	1	16,229
資産除去債務履行差額		-		87,050
特別利益合計		387,113		568,207
特別損失				
投資有価証券売却損		15,828		57,011
投資有価証券評価損		104,554		31,651
固定資産除却損	3	32,791	3	20,246
固定資産売却損		-	2	65,427
減損損失	5	315,350		-
企業結合関連費用		-	6	1,187,136
特別損失合計		468,524		1,361,473
税引前当期純利益		14,931,300		15,182,154
法人税、住民税及び事業税	4	4,860,444	4	4,542,085
法人税等調整額		271,471		102,468
法人税等合計		4,588,973		4,644,553
当期純利益		10,342,327		10,537,601

(3) 【株主資本等変動計算書】

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(単位 : 千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712
当期変動額				
剩余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計				
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712

	利益剰余金				株主資本合計	
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	342,589	6,998,000	29,000,498	36,341,088	83,073,932	
当期変動額						
剩余金の配当			6,075,125	6,075,125	6,075,125	

当期純利益			10,342,327	10,342,327	10,342,327
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計			4,267,201	4,267,201	4,267,201
当期末残高	342,589	6,998,000	33,267,700	40,608,289	87,341,133

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,626,775	1,626,775	84,700,707
当期変動額			
剰余金の配当			6,075,125
当期純利益			10,342,327
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	954,495	954,495	954,495
当期変動額合計	954,495	954,495	3,312,705
当期末残高	672,279	672,279	88,013,413

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712
当期変動額				
企業結合による増加				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計				
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712

	利益剰余金					株主資本合計	
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
		別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	342,589	6,998,000	33,267,700	40,608,289	87,341,133		
当期変動額							
企業結合による増加			1,602,526	1,602,526	1,602,526		
剰余金の配当			5,171,039	5,171,039	5,171,039		
当期純利益			10,537,601	10,537,601	10,537,601		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計			6,969,087	6,969,087	6,969,087		

当期末残高	342,589	6,998,000	40,236,787	47,577,377	94,310,221
-------	---------	-----------	------------	------------	------------

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	672,279	672,279	88,013,413
当期変動額			
企業結合による増加			1,602,526
剰余金の配当			5,171,039
当期純利益			10,537,601
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,265,319	1,265,319	1,265,319
当期変動額合計	1,265,319	1,265,319	8,234,406
当期末残高	1,937,598	1,937,598	96,247,820

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

投資不動産 3年～50年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

（貸借対照表関係）

1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
建物	1,006,606千円	498,805千円
器具備品	1,985,072千円	1,643,689千円
投資不動産	163,978千円	211,090千円

2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
預金	40,165,058千円	39,776,992千円
未収収益	15,046千円	12,312千円
未払手数料	790,279千円	886,173千円
その他未払金	77,007千円	105,407千円
未払費用	277,358千円	599,493千円

（損益計算書関係）

1. 固定資産売却益の内訳

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
器具備品	-	16,229千円
計	-	16,229千円

2. 固定資産売却損の内訳

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
器具備品	-	65,427千円
計	-	65,427千円

3. 固定資産除却損の内訳

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
建物	1,047千円	15,825千円
器具備品	29,762千円	3,986千円
ソフトウェア	1,981千円	434千円
計	32,791千円	20,246千円

4. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
支払手数料	4,893,312千円	5,006,309千円
受取利息	10,236千円	12,747千円
受取賃貸料	68,168千円	152,876千円
法人税、住民税及び事業税	3,947,200千円	132,303千円

5. 減損損失

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

当社は、以下のとおり減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
東京都千代田区(本社)	ホームページ	ソフトウェア	315,350千円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を1つのグルーピングとしております。

ホームページのリニューアルに伴い、現行のホームページについて将来の利用終了が見込まれたため帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、割引率については使用見込期間が短いため考慮していません。

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当事業年度については、該当事項はありません。

6. 企業結合関連費用

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

前事業年度については、該当事項はありません。

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

企業結合に伴うものであり、主にシステム統合費用などあります。

(株主資本等変動計算書関係)

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2022年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	6,075,125千円
1株当たり配当額	28,713円
基準日	2022年3月31日
効力発生日	2022年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	5,171,039千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	24,440円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月29日

第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2023年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	5,171,039千円
1株当たり配当額	24,440円
基準日	2023年3月31日
効力発生日	2023年6月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2024年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額	45,747,620千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	216,218円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月27日

(リース取引関係)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
1年内	962,809千円	681,212千円
1年超	1,532,728千円	851,515千円
合計	2,495,537千円	1,532,728千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

第38期(2023年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 有価証券	1,579,691	1,579,691	-
(2) 金銭の信託	10,400,000	10,400,000	-
(3) 投資有価証券	12,022,365	12,022,365	-
資産計	24,002,056	24,002,056	-

(注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

関連会社株式（前事業年度の貸借対照表計上額 159,536千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第38期(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	51,733,041	-	-	-
金銭の信託	10,400,000	-	-	-
未収委託者報酬	16,753,855	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,579,691	4,859,714	1,433,213	-
合計	80,466,587	4,859,714	1,433,213	-

第39期(2024年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 有価証券	15,283	15,283	-
(2) 金銭の信託	10,500,500	10,500,500	-
(3) 投資有価証券	13,788,071	13,788,071	-
資産計	24,303,855	24,303,855	-

- (注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (注2) 市場価格のない株式等
関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額159,536千円）は、市場価格がないため、記載しておりません。
- (注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明
金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。
- (注4) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第39期(2024年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	58,206,340	-	-	-
金銭の信託	10,500,500	-	-	-
未収委託者報酬	21,064,747	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	15,283	5,351,373	347,505	11,696
合計	89,786,871	5,351,373	347,505	11,696

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

- レベル1の時価：
観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価
- レベル2の時価：
観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価
- レベル3の時価：
観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

第38期(2023年3月31日現在)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	-	1,579,691	-	1,579,691
金銭の信託	-	10,400,000	-	10,400,000
投資有価証券	1,794,704	10,227,661	-	12,022,365
資産計	1,794,704	22,207,352	-	24,002,056

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

第39期(2024年3月31日現在)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	-	15,283	-	15,283
金銭の信託	-	10,500,500	-	10,500,500
投資有価証券	2,014,968	11,773,103	-	13,788,071
資産計	2,014,968	22,288,887	-	24,303,855

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF(上場投資信託)は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF(上場投資信託)以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

第38期(2023年3月31日現在)及び第39期(2024年3月31日現在)

関連会社株式(貸借対照表計上額は159,536千円)は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第38期(2023年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	8,983,713	7,558,314	1,425,399
	小計	8,983,713	7,558,314	1,425,399
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	15,018,343	15,474,760	456,417
	小計	15,018,343	15,474,760	456,417
合計		24,002,056	23,033,074	968,982

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は10,400,000千円、取得原価は10,400,000千円)を含めております。

第39期(2024年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	17,364,277	14,269,984	3,094,293
	小計	17,364,277	14,269,984	3,094,293
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	6,939,577	7,241,136	301,559
	小計	6,939,577	7,241,136	301,559
合計		24,303,855	21,511,121	2,792,733

(注)「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」(貸借対照表計上額は10,500,500千円、取得原価は

10,500,000千円)を含めてあります。

3. 売却したその他有価証券

第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	17,240	-	14,120
債券	-	-	-
その他	1,551,405	387,113	1,708
合計	1,568,645	387,113	15,828

第39期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	3,750,272	464,927	57,011
合計	3,750,272	464,927	57,011

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について104,554千円(その他有価証券のその他104,554千円)減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について31,651千円(その他有価証券のその他31,651千円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度(積立型制度)及び退職一時金制度(非積立型制度)を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	第38期		第39期	
	(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
	千円	千円	千円	千円
勤務費用	196,190		182,947	
利息費用	25,925		39,626	
数理計算上の差異の発生額	186,130		79,379	
退職給付の支払額	176,727		300,286	
過去勤務費用の発生額	-		-	
企業結合による影響額	-		226,499	
退職給付債務の期末残高	3,582,778		3,652,185	

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

年金資産の期首残高	第38期		第39期	
	(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)		(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	
	千円	千円	千円	千円
期待運用収益	46,453		43,626	
数理計算上の差異の発生額	103,934		227,699	

事業主からの拠出額	-	-
退職給付の支払額	100,694	204,536
年金資産の期末残高	2,425,752	2,492,542

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
積立型制度の 退職給付債務	2,468,195 千円	2,250,427 千円
年金資産	2,425,752	2,492,542
	42,442	242,114
非積立型制度の退職給付債 務	1,114,583	1,401,758
未積立退職給付債務	1,157,025	1,159,643
未認識数理計算上の差異	281,343	558,841
未認識過去勤務費用	223,319	157,957
貸借対照表に計上された負 債と資産の純額	1,215,049	1,560,527
退職給付引当金	1,333,882	1,608,101
前払年金費用	118,832	47,573
貸借対照表に計上された負 債と資産の純額	1,215,049	1,560,527

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
勤務費用	196,190 千円	182,947 千円
利息費用	25,925	39,626
期待運用収益	46,453	43,626
数理計算上の差異の 費用処理額	6,532	29,581
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
退職給付制度の統合に係る 調整額	-	34,505
その他	1,600	2,196
確定給付制度に係る 退職給付費用	236,091	251,429

(注) 「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額及び退職金です。「退職給付制度の統合に係る調整額」は企業結合関連費用の一部として特別損失に計上しております。

(5) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
債券	63.6 %	62.0 %
株式	34.2	35.9
その他	2.2	2.1
合計	100	100

長期期待運用收益率の設定方法

年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産

を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
割引率	0.066 ~ 1.13%	1.39 ~ 1.41%
長期期待運用收益率	1.5 ~ 1.8%	1.5 ~ 1.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度152,084千円、当事業年度164,524千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	499,742千円	389,750千円
投資有価証券評価損	47,876	30,021
未払事業税	169,997	126,161
賞与引当金	260,221	362,002
役員賞与引当金	29,828	33,564
役員退職慰労引当金	23,169	9,218
退職給付引当金	408,434	492,400
減価償却超過額	227,100	199,986
差入保証金	52,869	-
資産除去債務	-	16,900
時効後支払損引当金	77,865	76,657
その他	212,315	227,182
繰延税金資産 小計	2,009,420	1,963,847
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,009,420	1,963,847
繰延税金負債		
前払年金費用	36,386	14,567
その他有価証券評価差額金	296,702	855,135
その他	1,199	5,308
繰延税金負債 合計	334,288	875,010
繰延税金資産の純額	1,675,132	1,088,836

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第38期(2023年3月31日現在)及び第39期(2024年3月31日現在)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(企業結合等関係)

当社は、2023年7月31日開催の取締役会において、三菱UFJ不動産投資顧問株式会社(旧商号：MU投資顧問株式会社)と吸收分割契約を締結することを決議し、同日、吸收分割の効力発生日を2023年10月1日とする吸收分割契約を締結いたしました。本吸收分割契約に基づき、当社と三菱UFJ不動産投資顧問株式会社は、2023年10月1日付で吸收分割を実施いたしました。

なお、2023年10月1日付で当社は「三菱UFJアセットマネジメント株式会社」へ商号変更しました。

1. 取引の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 三菱UFJ不動産投資顧問株式会社

事業の内容 投資顧問業、私募投資信託の設定・運用等

(2) 企業結合日

2023年10月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社と兄弟会社である三菱UFJ不動産投資顧問株式会社を吸收分割会社、当社を吸收分割承継会社とする無対価吸收分割

(4) 結合後企業の名称

分割会社：三菱UFJ不動産投資顧問株式会社

承継会社：三菱UFJアセットマネジメント株式会社

(5) 企業結合を行った主な理由

法人投資家の運用ニーズが拡大しており、両社で取り組みを強化している法人投資家ビジネスにかかる運用・営業等の関連機能を三菱UFJアセットマネジメント株式会社に統合することで、リソースやノウハウの集約を通じた運用機能等の強化を図ってまいります。

2. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準（企業会計基準第21号2019年1月16日）」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針（企業会計基準適用指針第10号2019年1月16日）」に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	第38期 (2023年3月31日現在)	第39期 (2024年3月31日現在)
期首残高	-	-
有形固定資産の取得に伴う増加	-	1,420,750千円
時の経過による調整額	-	7,835千円
期末残高	-	1,428,586千円

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の6.収益および費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）及び第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第38期（自2022年4月1日 至 2023年3月31日）及び第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注5)	科目	期末残高(注5)
親会社	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区	2,141,513百万円	銀行持株会社業	被所有間接100.0%	連結納税等	連結納税等に伴う支払(注1)	3,947,200千円	その他未払金	77,007千円
親会社	三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区	324,279百万円	信託業、銀行業	被所有直接100.0%	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注2) 投資助言料(注3)	4,893,312千円 463,416千円	未払手数料 未払費用	790,279千円 253,093千円

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注5)	科目	期末残高(注5)
----	--------	-----	-----	-------	----------------	-----------	-------	----------	----	----------

親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	グループ通算制 度	グループ通算 制度に伴う通 算税効果額 (注4)	132,303 千円	その他未払金	105,407 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2) 投資助言料 (注3)	5,006,309 千円 463,831 千円	未払手数料 未払費用	886,173 千円 260,800 千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 連結納税制度及びグループ通算制度に基づく法人税の支払予定額であります。
- 2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
- 3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
- 4. グループ通算制度に基づく通算税効果額であります。
- 5. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
同一の 親会社 を持 つ会 社	(株)三菱UFJ 銀行	東京都 千代田 区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注1)	4,052,979 千円	未払手数料	868,785 千円
同一の 親会社 を持 つ会 社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券(株)	東京都 千代田 区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料 の支払 (注1)	6,661,991 千円	未払手数料	1,218,051 千円

第39期（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科目	期末残高 (注2)
----	------------	-----	-----	-----------	----------------------------	---------------	-------	--------------	----	--------------

同一の親会社を持つ会社	株三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	4,354,007千円	未払手数料	1,028,586千円
	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株	東京都千代田区	40,500百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	7,493,449千円	未払手数料	1,449,414千円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
- 2. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

（1株当たり情報）

		第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額		415,979.76円	454,898.22円
1株当たり当期純利益金額		48,881.17円	49,804.10円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

		第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	第39期 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益金額（千円）		10,342,327	10,537,601
普通株主に帰属しない金額（千円）		-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）		10,342,327	10,537,601
普通株式の期中平均株式数（株）		211,581	211,581

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

第40期中間会計期間
(2024年9月30日現在)

(資産の部)
流動資産

現金及び預金		28,443
有価証券		7
前払費用		812
未収入金		145
未収委託者報酬		23,384
未収収益		1,003
金銭の信託		1,999
その他		324
流動資産合計		56,120

固定資産		
有形固定資産		
建物	1	2,853
器具備品	1	1,306
土地		628
建設仮勘定		193
有形固定資産合計		4,981
無形固定資産		
ソフトウェア		3,983
ソフトウェア仮勘定		1,356
無形固定資産合計		5,340
投資その他の資産		
投資有価証券		12,099
関係会社株式		159
投資不動産	1	1,750
長期差入保証金		690
前払年金費用		14
繰延税金資産		1,692
その他		45
貸倒引当金		23
投資その他の資産合計		16,428
固定資産合計		26,750
資産合計		82,871

(単位：百万円)

第40期中間会計期間
(2024年9月30日現在)

(負債の部)		
流動負債		
預り金		943
未払金		
未払収益分配金		114
未払償還金		151
未払手数料		8,340
その他未払金		679
未払費用		8,675
未払消費税等	2	845
未払法人税等		2,907
賞与引当金		1,176
役員賞与引当金		115
その他		9
流動負債合計		23,958

固定負債		
退職給付引当金		1,644

役員退職慰労引当金	25
時効後支払損引当金	249
資産除去債務	1,436
その他	29
固定負債合計	3,384
負債合計	27,343

(純資産の部)

株主資本	
資本金	2,000
資本剰余金	
資本準備金	3,572
その他資本剰余金	41,160
資本剰余金合計	44,732
利益剰余金	
利益準備金	342
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	6,910
利益剰余金合計	7,253
株主資本合計	53,986

(単位：百万円)

第40期中間会計期間
(2024年9月30日現在)

評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	1,542
評価・換算差額等合計	1,542
純資産合計	55,528
負債純資産合計	82,871

(単位：百万円)

第40期中間会計期間
(自 2024年4月1日
至 2024年9月30日)

営業収益	
委託者報酬	56,145
投資顧問料	1,713
その他営業収益	2
営業収益合計	57,862
営業費用	
支払手数料	19,522
広告宣伝費	203
公告費	0
調査費	
調査費	2,206
委託調査費	15,946
事務委託費	1,042
営業雑経費	
通信費	80
印刷費	215
協会費	41
諸会費	11
事務機器関連費	1,405
営業費用合計	40,676

一般管理費	
給料	
役員報酬	232
給料・手当	3,459
賞与引当金繰入	1,089
役員賞与引当金繰入	115
福利厚生費	725
交際費	4
旅費交通費	60
租税公課	281
不動産賃借料	325
退職給付費用	189
固定資産減価償却費	1
諸経費	1,218
一般管理費合計	524
營業利益	8,224
	8,960

(単位：百万円)

第40期中間会計期間

(自 2024年4月1日
至 2024年9月30日)

營業外収益	
受取配当金	49
受取利息	4
投資有価証券償還益	22
収益分配金等時効完成分	3
受取賃貸料	112
その他	3
營業外収益合計	195
營業外費用	
投資有価証券償却損	6
時効後支払損引当金繰入	19
事務過誤費	7
賃貸関連費用	1
その他	94
營業外費用合計	10
経常利益	137
特別利益	9,017
投資有価証券売却益	497
特別利益合計	497
特別損失	
投資有価証券売却損	58
固定資産除却損	18
固定資産売却損	3
減損損失	2
事業譲渡関連損失	1,306
特別損失合計	285
税引前中間純利益	1,672
法人税、住民税及び事業税	7,842
法人税等調整額	2,847
法人税等合計	428
中間純利益	2,418
	5,423

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

(単位：百万円)

資本金	株主資本			
	資本剰余金			
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	
当期首残高	2,000	3,572	41,160	44,732
当中間期変動額				
剰余金の配当				
中間純利益				
別途積立金の取崩				
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)				
当中間期変動額合計				
当中間期末残高	2,000	3,572	41,160	44,732

利益準備金	利益剰余金			株主資本合計	
	その他利益剰余金				
	別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	342	6,998	40,236	47,577	94,310
当中間期変動額					
剰余金の配当			45,747	45,747	45,747
中間純利益			5,423	5,423	5,423
別途積立金の取崩		6,998	6,998		
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)					
当中間期変動額合計		6,998	33,326	40,324	40,324
当中間期末残高	342		6,910	7,253	53,986

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,937	1,937	96,247
当中間期変動額			
剰余金の配当			45,747
中間純利益			5,423
別途積立金の取崩			
株主資本以外の項目の 当中間期変動額(純額)	395	395	395
当中間期変動額合計	395	395	40,719
当中間期末残高	1,542	1,542	55,528

[重要な会計方針]

1. 有価証券の評価基準及び評価方法
 - (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 3年～20年

投資不動産 3年～50年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく中間期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. 収益および費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. その他中間財務諸表作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

[注記事項]

(中間貸借対照表関係)

1 減価償却累計額

第40期中間会計期間
(2024年9月30日現在)

建物	590百万円
器具備品	1,894百万円
投資不動産	249百万円

2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

1 減価償却実施額

第40期中間会計期間
(自 2024年4月1日
至 2024年9月30日)

有形固定資産	331百万円
無形固定資産	886百万円
投資不動産	38百万円

2 減損損失

当社は、以下のとおり減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
東京都港区(本社)	インターネット直販サービス	ソフトウェア	1,306百万円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を1つのグルーピングとしております。

現行のソフトウェアについて将来の利用終了が見込まれるため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、割引率については使用見込期間が短いため考慮しておりません。

(中間株主資本等変動計算書関係)

第40期中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当中間会計期間 増加株式数(株)	当中間会計期間 減少株式数(株)	当中間会計期間末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

2024年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	45,747百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	216,218円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月27日

(リース取引関係)

第40期中間会計期間(2024年9月30日現在)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

1年内	681百万円
1年超	510百万円
合計	1,192百万円

(金融商品関係)

第40期中間会計期間(2024年9月30日現在)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2024年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれてありません((注2)参照)。

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 有価証券	7	7	-
(2) 金銭の信託	1,999	1,999	-
(3) 投資有価証券	12,099	12,099	-
資産計	14,106	14,106	-

(注1)「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等

関連会社株式(中間貸借対照表計上額 159百万円)は、市場価格がないため、記載していません。

(注3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットが

それぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	-	7	-	7
金銭の信託	-	1,999	-	1,999
投資有価証券	2,686	9,412	-	12,099
資産計	2,686	11,419	-	14,106

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF(上場投資信託)は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF(上場投資信託)以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

第40期中間会計期間(2024年9月30日現在)

1. 子会社及び関連会社株式

関連会社株式(中間貸借対照表計上額 159百万円)は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	中間貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額(百万円)
中間貸借対照表 計上額が取得原価を 超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	10,113	7,534	2,578
	小計	10,113	7,534	2,578
中間貸借対照表 計上額が取得原価を 超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	3,993	4,349	355
	小計	3,993	4,349	355
合計		14,106	11,883	2,222

(注)「その他」には、中間貸借対照表の「金銭の信託」(中間貸借対照表計上額1,999百万円、取得価額2,000百万円)を含めております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当該資産除去債務の総額の増減

第40期中間会計期間

(自 2024年4月1日

至 2024年9月30日)

期首残高	1,428百万円
有形固定資産の取得に伴う増加	-
時の経過による調整額	7百万円
中間期末残高	1,436百万円

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第40期中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

第40期中間会計期間 (2024年9月30日現在)	
1株当たり純資産額 (算定上の基礎)	262,445.12円
純資産の部の合計額（百万円）	55,528
普通株式に係る中間期末の純資産額（百万円）	55,528
1株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の普通株式の数（株）	211,581

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

第40期中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
1株当たり中間純利益金額 (算定上の基礎)	25,633.62円
中間純利益金額（百万円）	5,423
普通株主に帰属しない金額（百万円）	-
普通株式に係る中間純利益金額（百万円）	5,423
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581

（注）潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載していません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

定款の変更等

定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額：324,279百万円(2024年9月末現在)

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (2024年9月末現在)	事業の内容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。

(2) 販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

3【資本関係】

該当ありません。(2025年2月末現在)

(注) 関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

提出年月日	提出書類
2024年 5月 2日	有価証券届出書

2024年 5月 2日	有価証券報告書
2024年11月 1日	有価証券届出書の訂正届出書
2024年11月 1日	半期報告書

独立監査人の監査報告書

2024年6月7日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行
行社員 山田信之

指定有限責任社員
業務執行
行社員 田嶋大士

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められている他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年4月9日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている海外債券セレクション（ラップ向け）の2024年2月6日から2025年2月5日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、海外債券セレクション（ラップ向け）の2025年2月5日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2024年12月3日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 鶴見将史

指定有限責任社員
業務執行社員
公認会計士 田嶋大士

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第40期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の中間監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。